

RRI

Bank of the Ryukyus' Okinawan Economic Review

りゅうぎん調査

2024
No.653

3

Ryugin Research Institute



経営 トップに聞く

株式会社レイメイコンピュータ 代表取締役会長 比嘉 徹 氏

企業探訪

株式会社立神鐵工所

特集1 沖縄県内におけるカーシェアリング市場の動向

特集2 労働基準法改正が県内企業に及ぼす影響(2024 年問題)



りゅうぎん総合研究所

琉球銀行グループ
BANK OF THE RYUKYUS GROUP

※目次(CONTENTS)の各タイトルをクリックするとそのページにジャンプします。

CONTENTS

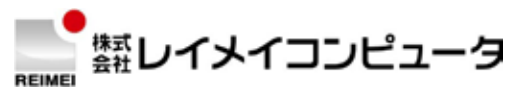
経営トップに聞く 株式会社レイメイコンピュータ ～迅速・的確な対応で常にお客様に寄り添い、「信頼」されるプロ集団となる～ 代表取締役会長 比嘉 徹 氏	01
企業探訪 株式会社立神鐵工所 ～「沖縄から世界へ翔る」 高い技術力と柔軟性を活かし、どんなアイデアもカタチにする～ 代表取締役 上江洲 正直 氏	06
特集1 沖縄県内におけるカーシェアリング市場の動向 りゅうぎん総合研究所 研究員 米須 唯 / 琉球銀行 法人営業部 調査役 安田 賢吾	08
特集2 労働基準法改正が県内企業に及ぼす影響(2024 年問題) りゅうぎん総合研究所 研究員 城間 櫻 / 琉球銀行 審査部 調査役 谷本 太一	20
新時代の教育研究を切り拓く 細胞老化の新たな原因を発見 細胞膜損傷 沖縄科学技術大学院大学 コミュニケーション・広報ディビジョンメディアセクション (同大学のHP記事より許可を得て転載)	40
行政情報170・171 内閣府沖縄総合事務局経済産業部	42
県内の景気動向 (2024年1月) ～景気は、緩やかに拡大している (5カ月連続) ～	46
学びバンク ・海外送金のマネロン対策 ～テロ防止へ確認厳格化～ 琉球銀行 証券国際部 調査役 宮城 麻衣子 ・DXのススメ ～まずは身近な業務から～ 琉球銀行 ペイメント事業部 調査役 知念 和也 ・安全運転管理者制度 ～酒気帯び確認が義務化～ 琉球銀行 総務部 調査役 宮城 義 ・健康経営 ～従業員への投資で活気～ 琉球銀行 営業推進部 調査役 石垣 雅俊	58
経営情報 災害関連の取扱い -2024年能登半島地震- 提供 太陽グラントソントン税理士法人	60
県内の主要経済指標	62
県内の金融統計	64

経営 トップに聞く 第 205 回



迅速・的確な対応で
常にお客様に寄り添い、
「信頼」されるプロ集団となる

株式会社レイメイコンピュータ
代表取締役会長 比嘉 徹氏



株式会社レイメイコンピュータは、POS システムを専門に、ソフトウェアの開発・販売・保守管理を手掛ける県内の IT 企業である。顧客ニーズに柔軟に対応が可能な同社のシステムは、沖縄県内の POS レジ導入実績 No.1 を誇り、県内のみならず県外でも広くシェアを獲得している。2021 年には、同社創業者である比嘉会長の出身地である読谷村の老舗スーパーを M&A で事業承継し、23 年に「まつだ商店」としてリニューアルオープンした。今回は、那覇市銘苅にある那覇市 IT 創造館内の事務所に比嘉会長を訪ね、自社の強みや経営理念等をお伺いした。また、事業承継の経緯や想いについてもお話しいただいた。

インタビューとレポート 城間 櫻

御社の設立経緯を教えてください。

私は専門学校卒業後、大手電機メーカーに SE として入社しました。元々人前に出るのが苦手な性格で、今のようにコンピュータが身近にない時代でしたが、学生の頃からプログラマーを志しておりました。しかし、プログラミングの専任期間は長くなく、ほどなく商品説明や技術者目線での営業を行うプレ SE として商談に出るようになりました。その後、企画部署で商品開発やマーケティングを経験し、1991

年に独立を決めました。人との会話が苦手だと思いこんでいた私が、営業や企画、そして経営をするようになったわけですから、どこに才能があるかわかりません。

同社は 1991 年に設立し、今年で創業 33 年となります。2016 年には社長を退任し、後任には現社長の知念を任命し、今は彼が弊社を引っ張ってくれています。現在、私は会長として、経営をサポートしています。



沖縄県内のPOSレジ導入実績No.1

どのような経緯でPOSシステムを専門とされるようになったのでしょうか。

前職での経験を活かし、ソフトウェア開発を主業として創業した当時、街ではレンタルビデオショップが流行っていました。そして多くのショップでは、たくさんのビデオの貸し出し管理を紙の台帳で記録していました。そこに商機があると感じた私は、レンタルビデオの貸し出し管理システムを開発し、これがヒットしました。そしてある時、お客様から「カウンターがレジとコンピュータで狭くなってしまう。」と相談があり、統合できないかと考えました。そこでコンピュータとレジを組み合わせでできた商品が、パソコン POS システムです。

当時、大手メーカーのPOSシステムは、それぞれ専用のハードウェアやOSのため金額も高く、とても地域の商店が手を出せるようなものではありませんでした。それに対し、私たちはWindowsパソコンをベースにシステムを構築することでコストを格段に抑えつつ、お客様それぞれの要望に合わせたカスタマイズをすぐに施すことが出来ました。そのうちに大手メーカーが同じようにパソコン内蔵のPOSシステ

ムを売り出すようになりましたが、彼らのソフトウェアは汎用的で広く一般に使いやすい一方、顧客のニーズにカスタマイズはできないものでした。そこで、弊社は大手各社と提携し、各メーカーのハードに対応したソフトウェアを開発し提供することで、県内外へシェアを伸ばすことができました。

弊社のPOSシステムは一人のお客様の声から生まれ、お客様に真摯に向き合っていたことが他社との差別化にもなりました。弊社がここまでシェアを拡大できたのは、お客様に寄り添い、「信頼」を得ることができたためだと強く感じております。

貴社の経営理念と、強みを教えてください。

経営理念は以下の5つを掲げております。

1. 同業他社の10歩前に行く
2. プロ集団となる
3. 現場主義
4. アフターフォローの徹底
5. 組織力を売る

弊社はPOSシステムのソフトウェアに特化しています。少数精鋭の専門集団として多種多



様なお客様のニーズに応えてきたノウハウがあり、POS システムの技術力、対応力ではどこにも負けない自負があります。生き残るためには、他社が追いつけないほどのプロ集団になることです。

また、弊社は全国にお客様がいらっしゃいますが、何かトラブルが発生した場合はすぐにリモートメンテナンスで対応します。POS レジは売上のかなめですので、こちらの都合でお待たせするわけにはいきません。弊社の製品を選んでいたからには、導入サポートはもちろん、アフターフォローを徹底して行います。そのため、買換え時にまた弊社を選んでいただけるリブレース率はかなり高く、一度他社に移ってもまた戻ってきてくださるお客様もいます。

「レイメイさんは対応が早いよね!」と、お客様からよくお声をいただきます。それが私たちの誇りです。

社員教育や組織づくりでは、どのようなことに注力されていますか。

社員を教育するということは、実はあまりしていません。社員自らが考え、経験することが

大切だと考えています。あえて意識していることと言えば、「レイメイの当たり前」を定着させることです。最初は、必ず挨拶をすること、納期は守ること、電話は1コールで取ること、といった基本的なことを徹底するようにしました。定着すると、それが会社の文化に昇華します。今では全員が当たり前を実践しているので、新しい人も、教育をしなくても環境に染まり、自然とできるようになります。また、「レイメイの当たり前」は随時増えていますが、追加する項目は社員が自ら考えます。ハードルが高く、継続できそうもないことはルールに加えません。その代わりに、自分たちで決めた「当たり前」を必ず守るように伝えています。

また、弊社には営業部と技術部がありますが、入社時には、採用部署とは逆の仕事を経験してもらうようにしています。私は前職でどちらも経験しましたが、営業側と開発側では視点が異なるため、意見が衝突することがしばしばあります。お互いが尊敬しあい、業務を円滑に進めるためには、お互いの仕事内容や苦労を経験することが大切だと考えています。

部署の垣根を越え、社員一丸となってお客様



リニューアルオープンした「まつだ商店」



オーガニック食材や雑貨を取りそろえる



昭和レトロな商店街を演出



精肉店、鮮魚店の解体ショーイベント

に満足いただけるサービスを日々追求しています。

「まつだ商店」のM&Aが話題です。

私の出身である読谷村で、昔からお世話になっていた「スーパーまつだ」が閉店することになりました。私の実家は以前マチヤグワを営んでおり、同店の旧名である「まつだ商店」はメインの仕入れ先で、個人的にもお世話になったお店でした。閉店後、近隣に住むお年寄りの「買い物難民」問題に直面しました。認知症を患っている母は何度もスーパーまつだに足を運ぼうとし、その度にやるせなく、何とかしたいという思いが強くなりました。

そこで、スーパーを運営していたまつだ商会の株主の方々に相談し、話し合いを重ねた末に、事業承継をすることとなりました。M&Aをするにあたっていくつかのハードルがあり、店のオープンまでには3年ほどかかりましたが、そこは経営者としての経験と人脈が活きました。協力してくださった皆さんには大変感謝しております。

リニューアルオープンにあたっては、再び創

業当時の店名「まつだ商店」を掲げ、どこか懐かしい昭和レトロな雰囲気コンセプトに改装しました。

リニューアルオープンしたまつだ商店は、若い方にも人気があるようです。

地元の買い物拠点を守るために始めた事業ですが、ビジネスとして成功しなければ継続はできません。そこで、大手スーパーとの差別化をかなり意識しました。

読谷村は人口増加地域で、現在は県外からの移住者や軍属の方も多く住んでいます。オーガニック志向の方が多く、話を聞くと、質の良い商品を求めて宜野湾や那覇まで買い物に出かけているということでした。そこでまつだ商店では、野菜は地元の生産者に売り場を提供する直売方式、肉や魚は目利きの職人がこだわりの品を対面で販売、手作りの酵素ジュースが楽しめるジュース屋まで店内にそろっており、それぞれ顔の見えるプロから購入することが出来るようにしました。他にも全国から取り寄せた無添加のお菓子や調味料等を取り扱い、ただ買い物をするのではなく「まつだ商店に行きたい」と



地域に愛される商店に



知念社長（中央）と社員の皆さん

思ってもらえるように工夫しました。狙い通り、健康や安全に気を遣うお客様に多くご来店いただいております。他にも店前の広場でイベントを企画するなど、地元の人が集いなくなるような場所にしたいと戦略を打っています。

また、長年 POS システムの導入に携わってきた弊社には、多くのユーザの成功事例とともに、どのような商品が売れるのか、ニーズの傾向等の分析は専門分野です。コンセプトはしっかりと確立させたいうえで、その後ろではこれまで培ったノウハウを駆使し、ビジネスとしても安定させていきたい考えです。

「令和のマチャグラー」として、再び地域で愛される商店となることを目指しています。

今後の御社の発展に対するお考えをお聞かせください。

社長の知念をはじめ、弊社には自分の力で考えて進むことのできる優秀な社員たちが揃ってくれています。実は、50 歳を目途として社員に事業承継をすることは、創業当時から決めていたことでした。どんな企業でも、いずれはその時がやってきます。100 年企業を目指せる安

法人概要

商 号：株式会社レイメイコンピュータ
 住 所：沖縄県那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号
 那覇市 IT 創造館 302 号
 連 絡 先：TEL 098-941-5515
 FAX 098-941-5516
 設 立：1991 年 3 月
 役 員：代表取締役会長 比嘉 徹
 取締役社長 知念 正和
 専務取締役 諸喜田 源
 常務取締役 比嘉 正子
 従 業 員 数：20 名
 U R L：http://www.reimei.co.jp/
 グループ会社：有限会社まつだ商会
 受 賞 歴：社団法人中小企業研究賞「技術開発奨励賞」
 ビジネスオンリーワン賞
 流通システム大賞「奨励賞」

定した体制づくりを意識して経営してきましたが、社員への承継はその重要な要素でした。

今では、私抜きでもしっかり事業を継続できる企業に育ってくれたと感じており、大変頼もしいです。時には困難な課題に直面することもあるでしょうが、多角的な視点で柔軟に物事をとらえ、考えつづければ、必ず答えは見つかるはずです。社員には考える力を磨き続け、これからも会社とともに発展してほしいと強く願っています。

最後に

1991 年に創業して以来、弊社は POS システム専門のソフトウェアメーカーとして歩んで参りました。日頃より弊社製品をご愛顧いただいているお客様、お力添えをいただいているすべての皆様に改めて感謝を申し上げます。

常にお客様に寄り添うことをモットーに、社員一同、今後とも努力してまいります。これからも株式会社レイメイコンピュータを、どうぞよろしくお願い申し上げます。

企業探訪 Vol. 9

株式会社立神鐵工所

「沖縄から世界へ翔る」
高い技術力と柔軟性を活かし、
どんなアイデアもカタチにする



代表取締役 上江洲 正直 氏

事業概要

- 代表取締役 上江洲 正直
- 本社住所 豊見城市金良 342-1
- H P <https://www.tachigami.com/>
- TEL 098-856-4546

株式会社立神鐵工所は、金属製品の製造・加工や、金属工事等の鉄工業を主業とする企業である。社長の上江洲氏によって2001年に創業し、2016年に法人化した。鉄骨造建物や手すり等の製造・設置工事を手掛けるほか、自社開発の「太陽光パネル用の基礎杭（ワールドパイル）」では特許を取得。近年は独自の技術を活かして開発した、ビーチパラソルやシェードチェアが注目を集めている。今回は豊見城市金良の本社工場に上江洲社長を訪ね、商品開発にかかる想いや、今後の展望等についてお話を伺った。

独自技術で特許を取得

上江洲社長が立神鐵工所を創業したのは2001年、金属工事の受注を主業とする個人事業としてスタートした。徐々に施工実績を積み上げ、現在は建設・土木工事全般と事業範囲を広げている。民間工事のみならず、学校工事の金属工事や公共施設の手すり等、基準の厳しい公共工事も多く手掛ける。

転機は2015年、今まで設置が難しかった急な斜面や、凹凸の激しい場所にも太陽光パネルを設置することを可能とする、太陽光架台「ヴィクトリア」、太陽光パネル用の基礎杭「ワール

ドパイル」を開発した。強風や積雪に耐えうる強固さを持ち、防サビ加工を施しているため塩害にも強い。台風による災害の多い沖縄だからこそ生まれた技術を集約して開発された製品だが、県外からも相次いで発注があり、現在では同社の主力製品となっている。「砂地にも打ち込める」がキャッチコピーの基礎杭ワールドパイルは、その新技術が認められ、同年には特許を取得した。

「あったらいいな」を次々と実現

ワールドパイルで特許を取得した後、翌年にはその技術を活かし、風に強いビーチパラソルを開発。同時に自社ブランド「RYUPARA（リューパラ）」を立ち上げた。骨組みにはグラスファイバーを使用することで耐久性が高く、どんな強風にも負けない最強パラソルとしてテレビ企画でも取り上げられている。

さらに2021年には新商品として「シェードチェア」を開発し、またしても特許、意匠登録を取得した。大人2人が座れる折り畳みベンチに屋根がついた構造で、熱中症対策に最適だ。炎天下でサッカーに励む息子と、日傘を差しながら応援する保護者の様子を見て思いついた。活用シーンは幅広く、シーミーやキャンプ、運動会用としても人気だ。

世界中で様々な技術が生み出され続けているなか、新たに特許を取得することは容易ではない。その秘訣を上江洲社長に伺ったところ「アイデアをすぐに形にすることです」と、教えてくれた。



太陽光架台「ヴィクトリア」



特許技術を活用した風に強い最強パラソル



新商品「シェードチェア」

「どんな特許も、最初は思い付きから生まれたはず。冗談でも口に出して、やってみれば、発想が実現する。ものづくりの面白いところ。」

「社員に相談すること」でさらに発展

アイデアの実現を支えているのが、高い技術を持った社員の存在だ。一人ひとりが設計から現場作業、製造を担い、セールスマンとして営業も行う。「最近では年賀状も、私ではなく担当者宛てのものが増えてきました。お客様と信頼関係を築いている証で、社員を頼もしく思います」と、上江洲社長は笑顔で語る。

上江洲社長は常に「社員に相談すること」を大切にしているという。「思いついたことは、すぐに社員に相談しています。若手社員の柔軟な発想力と、ベテラン社員のノウハウが掛け合わされ、相乗効果が生まれるので、相談しない手はないです」

新しいことに挑戦し続ける同社には、お客様から特殊な相談が舞い込んでくることも多い。同社の強みは自社で一貫して試作、製造、設置工事まで行うため、どんな相談にも柔軟に対応できることだ。最近では、飛行機のタイヤ交換装置といったニッチな製品も手掛けている。

「面白いことをやっている」と、その噂を聞きつけて、今度はお客から面白いアイデアの相談をいただきます。困難な依頼にも試行錯誤し対応することで、社員の発想力も技術力も磨かれます。」そう語る上江洲社長は、次は「簡単組み立てプレハブキット」の製品化を目指す。社員の皆さんと話し合いながら、試作・設計に注力しているところだ。さらなる新商品の開発に期待が高まる。

海外展開も視野に販路を拡大

RYUPARA ブランドの第1弾であるパラソルは国内外で人気を博し、ハワイやオーストラリアにも進出している。新型コロナウイルスの流行前は、ハワイだけでも約300本が売れた。次はシェードチェアの海外販売を見据え、既に米国や中国等、複数の国での意匠登録を済ませている。

シェードチェアは現在、メイクマンのほかに国内のコストコやスーパースポーツゼビオで購入が可能。徐々に販路を拡大し、海外展開は目前だ。

海外を目指す背景には、「沖縄の小さなメーカーでも、アイデア一つで海外と勝負できることを若い人たちに伝えたい」という、上江洲社長の熱い思いがある。

社員とともに、沖縄から世界へ

上江洲社長の経営者としての信念は「従業員の幸福と物心両面の幸せ」。社員全員が和気あいあいと仕事ができる、風通しの良い環境づくりには一層力を入れている。

最後に、将来の展望をお伺いした。「人手不足と言われているが、ものづくりに情熱を持つ若者はたくさんいる。そんな若者たちに夢を与えられるよう、『やればできる』を証明していきたい。これからも社員とともに、沖縄だからこそできることで、世界を目指します」

今後も次々とアイデアを形にし、国内外に製品を広めていくだろう株式会社立神鐵工所の活動に、これからも注目していきたい。

特集1

沖縄県内における カーシェアリング 市場の動向

—観光需要とビジネス需要で
拡大、市場規模は5億円強—



りゅうぎん総合研究所
研究員

米 須 唯



琉球銀行 法人営業部 調査役
安 田 賢 吾

要 旨

- ・近年、会員同士で車を共同利用する「カーシェアリング(以下、カーシェアと略)」が東京、大阪など首都圏を中心に急速に普及している。沖縄県内においてもその動きは同様に、2023年12月末時点のステーション数(179箇所)、車両台数(425台)は、ともに過去最高となった。
- ・カーシェアは、自動車保有コストの削減や環境負荷低減等、経済的・社会的メリットが大きい新たな交通手段として注目を集めているが、県内においては「観光需要」と「ビジネス需要」という全国とは異なるニーズの下で市場が拡大傾向にあり、2023年の市場規模は5億900万円に上ることが確認された。また、それと同時に、県民の認知や利用は広がっていない状況もみられた。
- ・沖縄県は、様々な交通課題の解決を目的とした「TDM(交通需要マネジメント)施策」を展開して

いる。過度な自家用車の利用抑制、公共交通への利用転換という観点からカーシェアの利用促進を謳っており、自動車交通の適正化に資する交通サービスとして県民の認知向上及び利用促進を図ることは重要である。

- ・県民の利用促進にあたっては、沖縄県の地域特性を理解するとともに、カーシェアの有用性や期待される効果についての理解を深める必要があることから、(1)カーシェアの認知度向上、(2)自動車保有台数からみた地域特性という二つの視点から「セカンドカー」としてのカーシェアの利用可能性について考察した。
- ・本レポートを通して、カーシェアの認知が高まり、“本当に必要なモノだけを所有し、そうでないモノはシェアする”というシェアリングエコノミーの輪が広がっていくことに期待したい。

1. はじめに

世界的に環境への関心が高まり、シェアリングエコノミー¹が広がりを見せつつあるなか、会員同士で車を共同利用する「カーシェアリング(以下、カーシェアと略)」が増加している。カーシェアは東京、大阪など首都圏を中心に急速に普及しているが、沖縄県においてもステーション数、車両台数ともに増加している。

カーシェアは、自動車保有コストの削減や環境負荷低減など、経済的・社会的メリットの大きい新たな交通手段として注目を集めており、また、鉄軌道のない当県においては、モノレールやバス、タクシーなど公共交通の補完的・結節的サービスとしての利用可能性を秘めている。しかしながら、その利用実態は主に観光やビジネス利用であり、県民の認知や利用は広がっていないという実態がある。

沖縄県においては、一般的に自動車での移動が日常でありマイカーへの依存度が高く、一世帯あたりの自動車保有台数は全国平均を上回る²。長期的な視点では、カーシェア利用層が拡大することで、自動車保有台数の抑制ならびに過度な自家用車の利用抑制など、自動車交通の適正化に寄与していくものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、本レポートでは、カーシェア市場の動向について把握するとともに、カーシェアの有用性や期待される効果について考察し、普及拡大に向けた課題や展望について検討した。

なお、本レポート作成にあたっては、カーシェアについての統計データが不十分なこともあり、カーシェア事業者への定性的なヒアリングの結果をもとに作成した。

図表1:シェアリングエコノミーの概要



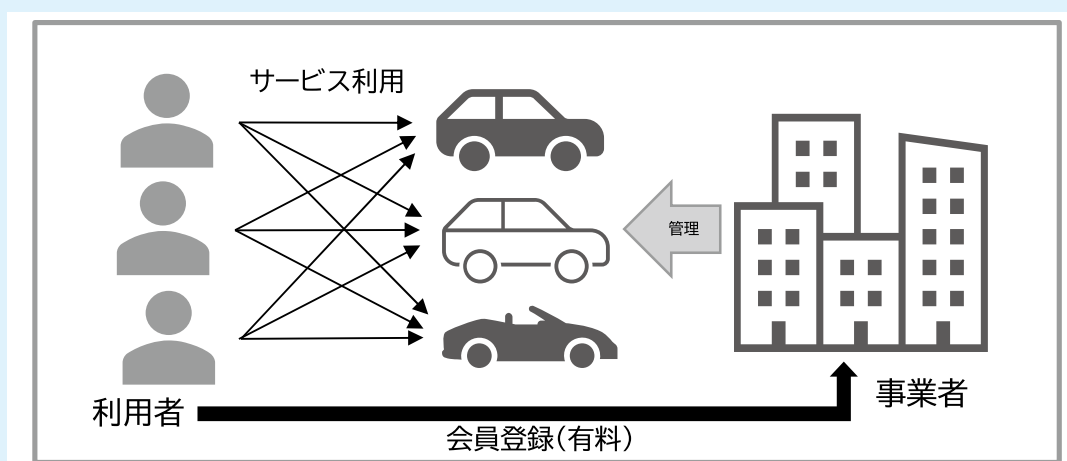
2. カーシェアリングの概要

(1)カーシェアリングとは

カーシェアとは、「1台の自動車を複数の会員が共同利用する自動車の新しい利用形態³」と定義されており、コインパーキングの一面などに設けられた「カーシェアステーション」に配備された車両を会員同士が共有する仕組みである。

マイカーと比較すると、自動車取得にかかる購入費やガソリン・税金などのランニングコストが不要であり、消費者にとってメリットの多いサービスである⁴。カーシェアには個人間で貸し借りをを行うCtoC型のサービスも存在するが、本レポートでは、BtoC型のレンタカー型カーシェアリングを念頭に考察する(図表2)。

図表2:BtoC型カーシェアリングのイメージ図

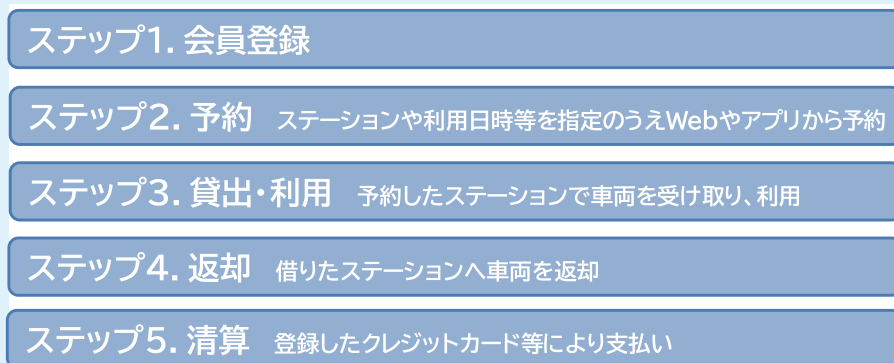


（出所）りゅうぎん総合研究所

カーシェアの一般的な利用の流れは図表3の通りである。会員登録後、利用したいステーションや日時を指定して予約し、車両を利用す

る。料金は利用した分だけが請求され、事前に登録したクレジットカード等で決済される仕組みである。

図表3:カーシェアリングの利用ステップ



(出所)りゅうぎん総合研究所

(2)カーシェアリングとレンタカーのビジネスモデル比較

①利用者目線での比較

カーシェアと類似した交通手段であるレンタカーとの差異について、利用者目線における主な特徴を図表4に示した。カーシェアは料金体系が15分単位であり、短時間利用を前提としている点や、24時間利用可能かつ利用直前

の予約・キャンセルが可能である点がレンタカーとの主な違いとして挙げられる。また、レンタカーは主に観光やビジネスにおいて長時間の利用が想定されているのに対し、カーシェアは観光やビジネスはもとより、送迎や買い物等の短時間での日常利用など幅広い利用が想定されている。

図表4:カーシェアとレンタカーのビジネスモデル比較(利用者目線)

	カーシェア	レンタカー
利用時間	15分単位	最低6時間から
初期費用	要(不要な場合もあり)	不要
基本料金(会費)	要	不要
従量料金(時間)	単位:分 220円/15分～	単位:時間(繁閑によって変動あり)
貸出返却対応時間	24時間対応可能	営業時間内
ガソリン補充	任意	満タン返却
保険料	事業者により異なる 例:A社:料金に含まれる/B社:1利用 330円	オプション
清掃	なし(2週間に1回程度)	あり(利用の都度)
乗り捨て	原則不可	可能(別途料金)
主な利用シーン	ビジネス、日常、観光など	主に観光
手続き	非対面(ネット完結)	対面
キャンセル料	利用開始の直前までキャンセル可能	予約、利用予定日数日前から発生

※一般的な特徴であり、事業者により異なる。(出所)カーシェア・レンタカー事業者HP、ヒアリングをもとに琉球銀行まとめ

②事業者目線での比較

カーシェア事業は、レンタカーと同様「家用自動車有償貸渡業」の許可が必要となるが、運営形態が大きく異なる(図表5)。貸渡や清掃など人手を要する業務フローが多いレンタカーに対し、カーシェアは無人運営であるため少ない人員での事業運営が可能である。また、カーシェアは会員制のサービスであるため、ある程度の拠点数や会員数を確保する必要があるほか、拠点(事業用地)や収益性などにも違い

がある。

事業者へのヒアリングによると、カーシェアとレンタカーはビジネスモデルやターゲット層が異なるため、直接的な競合関係にはならず、短期的には補完し合う関係が続くとみられる。しかし、中長期的にみると、労働力人口の減少に伴う省人化の流れなどにより、徐々にサービスの垣根が小さくなり、ボーダレスになっていく可能性がある。

図表5：カーシェアとレンタカーのビジネスモデル比較(事業者目線)

	カーシェア	レンタカー
許認可	自家用自動車有償貸渡業	自家用自動車有償貸渡業
運 営	・無人運営	・貸出・返却、車両の清掃等の業務フローが多く人手を要する
拠 点	・コインパーキングの一角など狭小スペースでの運営が可能	・まとまった敷地を要する
車 両	・新車もしくはレンタアップ車を運用 ・無人運営であるため、車両の状態維持が難しい(収益圧迫要因)	・貸し渡しの都度、車両を確認するため車両の状態を維持しやすい
収 益 性	・繁閑や地域差なく一律の料金設定 ・高稼働が見込める立地は地代が高く、収益確保は容易ではない	・繁閑の需給に合わせた単価でレンタル可能であり、収益を確保しやすい ・新車調達後1～2年程度運用したのち、売却による利益確保が見込める

(出所)カーシェア・レンタカー事業者HP、ヒアリングをもとに琉球銀行まとめ

3. カーシェアリングの市場動向

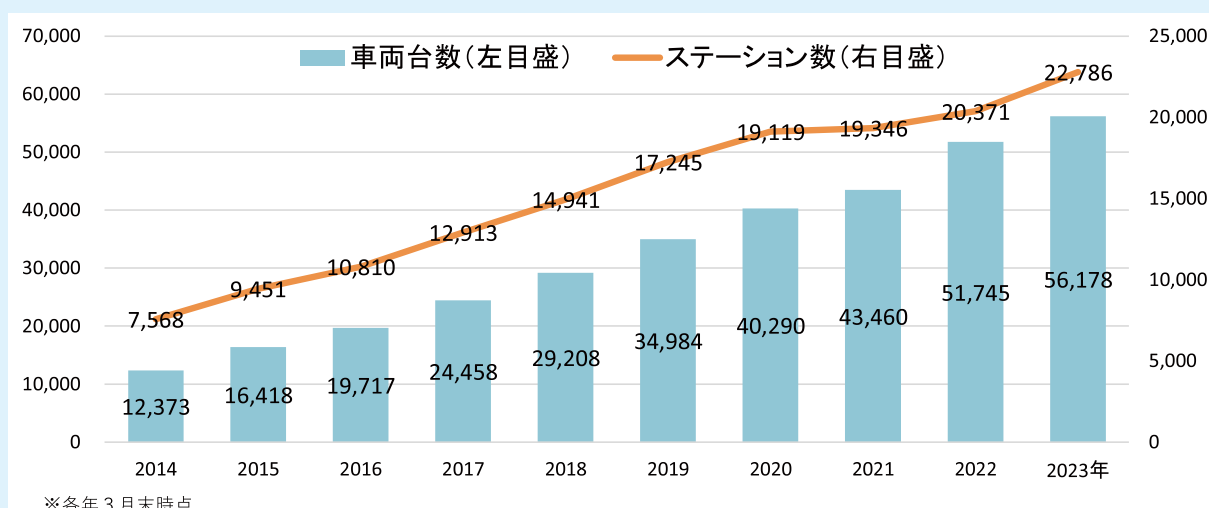
(1) 全国の動向

① 車両台数・ステーション数の推移

カーシェアの市場動向について、まず全国の動向を確認する。公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団による2023年3月の調

査では、車両台数は5万6,178台(前年比8.6%増)、ステーション数は2万2,786箇所(同11.9%増)となっている(図表6)。コロナ禍の20年から21年にかけては伸び率が縮小したものの、車両台数、ステーション数ともに右肩上がりで増加している。

図表6：全国のカーシェアリング車両台数とステーション数の推移



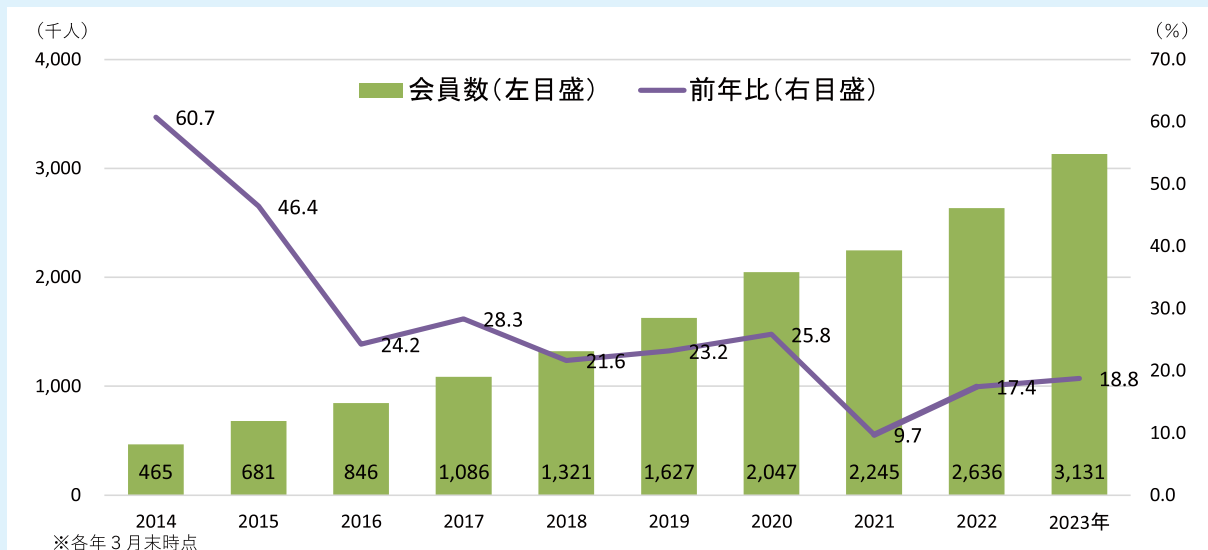
(出所)公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団資料よりりゅうぎん総合研究所作成

② 会員数と家計消費支出の推移

全国の会員数の推移をみると、2023年は313万1,000人(前年比18.8%増)となっている(図表7)。シェアリングエコノミー市場が拡

大する下で、カーシェアがより身近なサービスとなりつつあり、利用者が増加していると考えられる。

図表7:全国のカーシェアリング会員数の推移



(出所)公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団資料よりりゅうぎん総合研究所作成

続いて、需要側である家計調査(二人以上の世帯)で、1世帯あたりの「レンタカー・カーシェアリング」への支出額(名目値)の5年間の推移を確認すると、コロナ禍の2020年を除き増加傾向で推移している(図表8)。交通費全体に占めるレンタカー・カーシェアリングの支出割合は僅かであるものの、物価変動の影響を取

り除いた実質増減率においても、コロナ禍を除き増加基調が継続していることから、カーシェアに対する消費者の需要は増加していると考えられる。

なお、同数値はレンタカーと一括りになっており、レンタカーとカーシェアの支出割合が不明である点については考慮の必要がある。

図表8:1世帯あたり「レンタカー・カーシェアリング」への消費支出額(全国、二人以上世帯)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
年間支出金額(円)	2,741	1,951	2,272	2,624	4,024
対前年名目増減率(%)	46.7	▲ 28.8	16.5	15.5	53.4
対前年実質増減率(%)	46.0	▲ 28.8	16.8	12.1	47.7

(出所)総務省「家計調査」、「消費者物価指数」よりりゅうぎん総合研究所にて分析

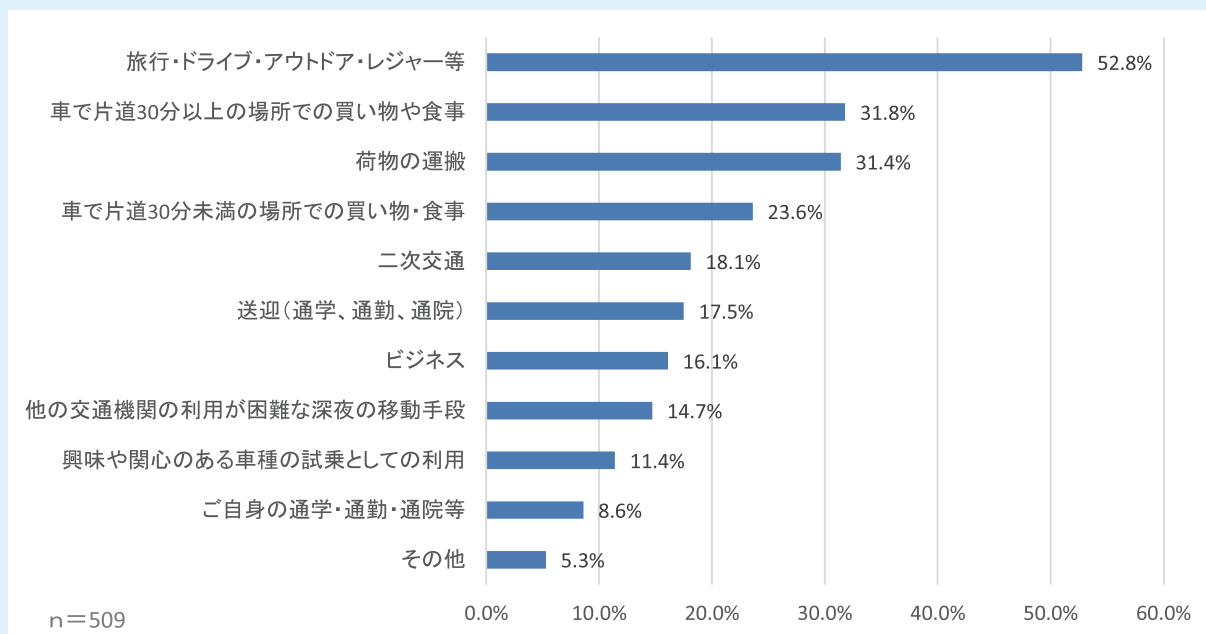
③カーシェアの利用目的からみた需要要因

消費者庁によるカーシェアの利用状況に関する調査から、全国におけるカーシェアの需要要因を確認すると、「旅行・ドライブ・アウトドア・レジャー」に次いで、「買い物や食事」、「荷物の運搬」、「送迎」などの個人による需要が高いことが確認できる(図表9)。

事業者へのヒアリングにおいても、都市部の

利用者は送迎や買い物等での日常利用が多く、ファミリー層などの個人利用が主であることが分かった。また、コロナ禍においては人混みなど密を回避できる移動手段としても注目を集めたほか、公共交通が発達している首都圏を中心に、マイカーからカーシェアへシフトする動きなどもみられている。

図表9：個人会員へのカーシェア利用目的調査の結果(複数回答)



(出所)消費者庁「カーシェアリングサービスの利用状況に関するアンケート結果 2023 年3月」

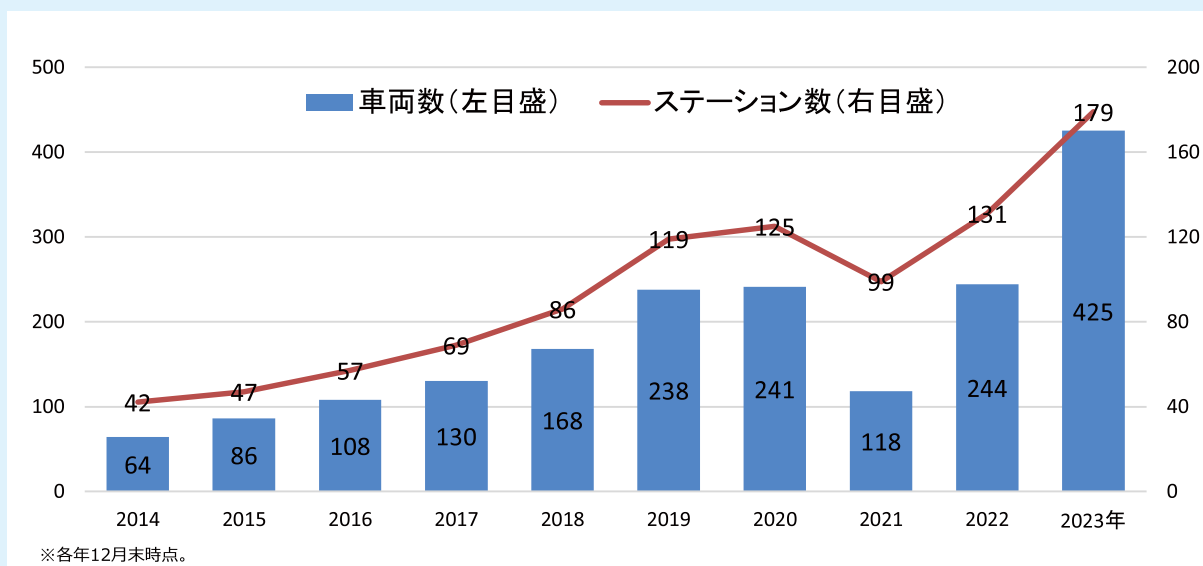
(2) 沖縄県の動向

① 車両台数・ステーション数の推移

沖縄県内の動向について、ステーション数および車両台数(主要5社)の推移をみると、2020年まで増加が続いたものの、コロナ禍で車両を減車する事業者がみられたことなどにより、21年は減少に転じた(図表10)。その後、行動制限が解除され人流回復が顕著となった

22年以降は再び増加に転じた。直近のデータ(23年12月末時点)では、ステーション数(179箇所)、車両台数(425台)ともに過去最高となった。ヒアリングによると、22年以降、観光需要回復に伴うレンタカー不足などに起因して、観光客によるカーシェア利用の増加がみられた。

図表10：カーシェア車両数・拠点数の推移(沖縄県、主要5社)

(出所)カーシェアリング比較360° (<https://www.carsharing360.com/>) よりりゅうぎん総合研究所が作成

また、図表11、12に示した車両台数及びステーション数の都道府県別ランキングをみると、沖縄県は47都道府県中13位(23年12月現在)となっている。東京、大阪などの首都圏をは

じめ、首都圏周辺に位置する都府県に並び上位15県に名を連ねており、全国的にみても県内のカーシェア需要の高さが伺える。

図表11:カーシェア車両台数の都道府県別ランキング上位15県(23年12月現在)

順位	都道府県名	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
1	東京都	12,790	12,798	13,287	15,955	18,350
2	大阪府	5,015	4,957	4,856	4,845	6,111
3	神奈川県	3,761	3,836	3,983	4,517	5,255
4	千葉県	1,669	1,715	1,616	1,713	2,456
5	埼玉県	1,521	1,549	1,791	1,786	2,327
6	兵庫県	1,765	1,757	1,992	1,838	2,194
7	愛知県	1,650	1,633	1,596	1,657	2,083
8	福岡県	1,298	1,339	1,250	1,319	1,620
9	京都府	939	902	886	932	1,147
10	北海道	779	788	534	695	964
11	宮城県	559	544	451	525	668
12	広島県	624	610	538	564	637
13	沖縄県	238	241	118	244	425
14	静岡県	334	306	251	219	329
15	岡山県	265	269	197	232	289

(出所)カーシェアリング比較 360° (<https://www.carsharing360.com/>) よりりゅうぎん総合研究所が作成

図表12:カーシェアステーション数の都道府県別ランキング上位15県(23年12月現在)

順位	都道府県名	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
1	東京都	6,564	6,704	6,916	7,779	9,078
2	大阪府	2,669	2,745	2,783	2,865	3,107
3	神奈川県	1,817	1,849	1,925	2,168	2,561
4	愛知県	985	984	943	979	1,131
5	兵庫県	904	927	969	944	1,069
6	千葉県	762	774	799	811	961
7	埼玉県	607	631	794	767	913
8	福岡県	569	592	638	651	753
9	京都府	497	498	481	494	546
10	北海道	371	382	317	385	467
11	広島県	323	327	305	315	337
12	宮城県	231	246	236	266	312
13	沖縄県	119	125	99	131	179
14	静岡県	107	101	99	106	135
15	岡山県	122	123	96	110	134

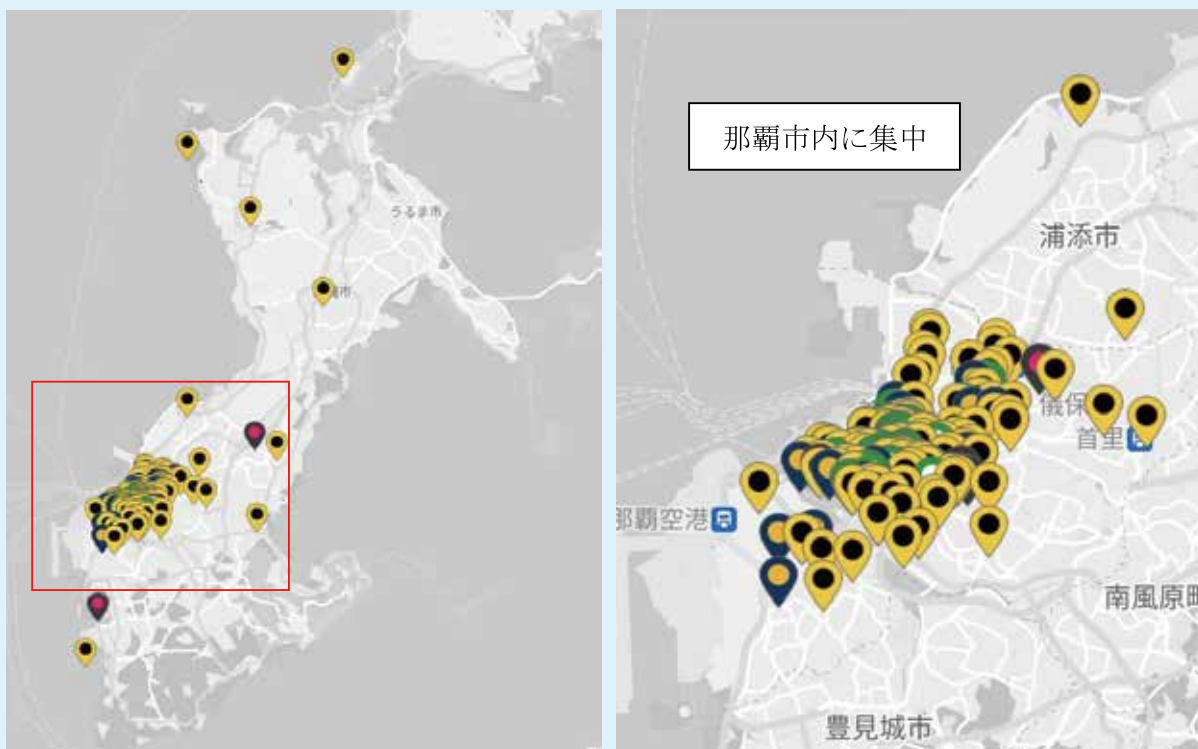
(出所)カーシェアリング比較 360° (<https://www.carsharing360.com/>) よりりゅうぎん総合研究所が作成

②普及地域

続いて、県内のカーシェアステーションの分布をみると、那覇市内に集中していることが確認できる(図表13)。カーシェア事業は、車両の稼働が事業の収益性に直結するため、ニーズが

高く高稼働が見込まれる都市部に集中する傾向があり、県内においてもその動きは同様である⁵。また、県内においては、ホテルや役所などの駐車場にステーションが設置されている例などもみられている。

図表13:カーシェアステーションの分布(2023年12月時点)

(出所)カーシェアリング比較 360° (<https://www.carsharing360.com/>)

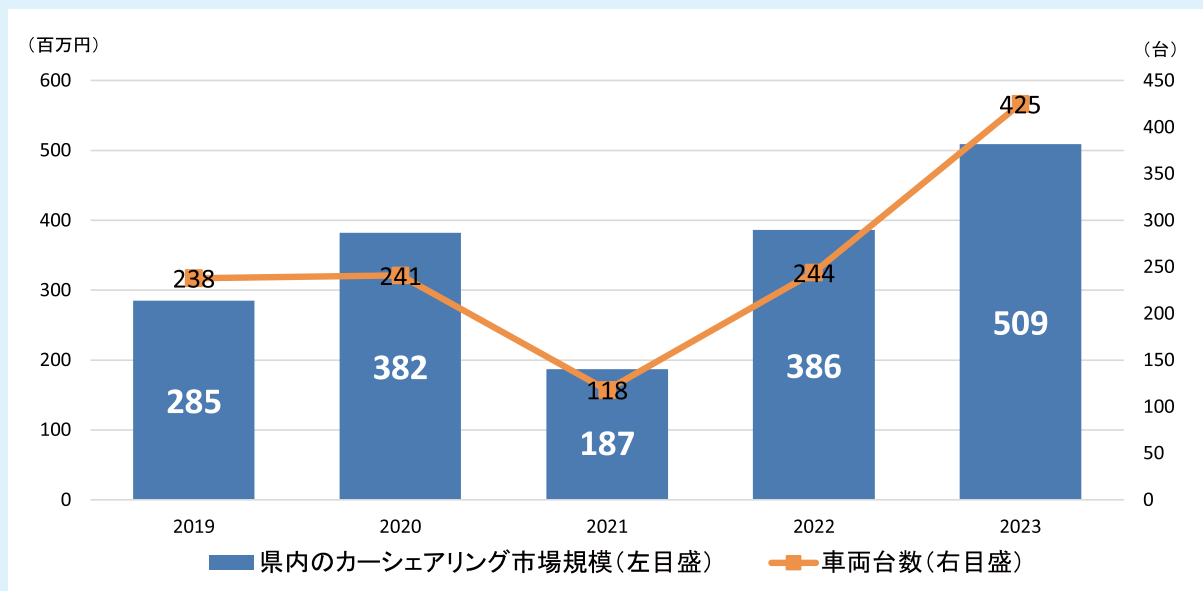
③市場規模の推計

カーシェア普及を図るにあたり、県内のカーシェア市場規模がどの程度かを把握することは必要不可欠である。そこで、先に示したカーシェア車両台数及びヒアリングデータを用いて市場規模を試算し、直近5年間の推移を確認する(図表14)。市場規模試算にあたっては、平均利用単価に稼働率を乗じて1台あたり利用料金を求め、そこに車両台数を乗じて算出した。

県内のカーシェア市場規模は2019年より2億円を超える水準で推移し、コロナ禍の21年には車両の大幅な減少に伴う落ち込みがみられた。その後、人流回復が鮮明となった22年以降は再び増加基調がみられ、23年は5億900万円と試算された。

なお、算出した市場規模以外に、事業者による車両調達や維持コスト、カーシェアの周遊性の高さがもたらす消費支出等を勘案すると経済効果はさらに大きくなるものと考えられる。

図表14:沖縄県内のカーシェアリング市場規模(利用金額ベース)



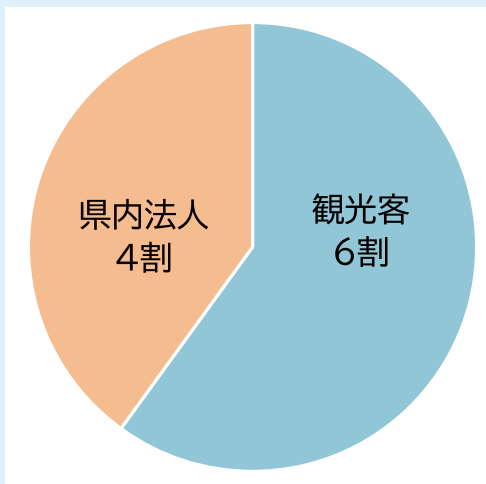
(出所)りゅうぎん総合研究所

4. 県内におけるカーシェアリング需要要因

前項で、全国、そして沖縄県内においてもカーシェア市場が拡大傾向にあることが確認された。全国では個人による日常利用が増加する一方、事業者へのヒアリングによると、県内

での市場拡大の背景として(1)観光需要(約6割)、(2)ビジネス需要(約4割)という全国と異なる利用実態がみられている(図表15)。以下、これら二つの需要要因について考察する。

図表15: 沖縄県内のカーシェア需要要因のイメージ



(出所)ヒアリングをもとにりゅうぎん総合研究所作成

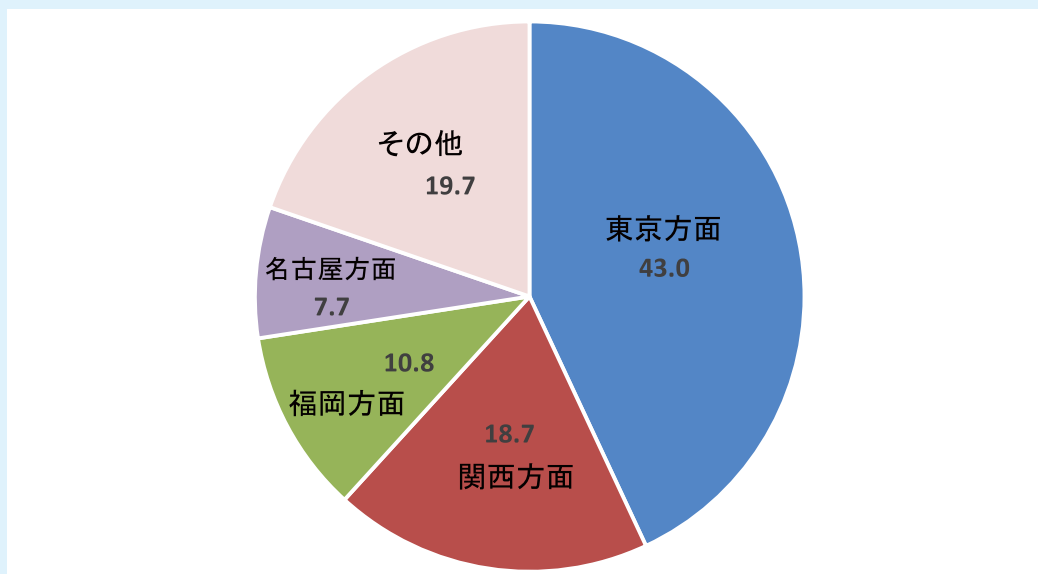
(1) 観光需要

県内においては、観光客の移動手段としてレンタカーの利用が約6割を占める⁶が、移動の選択肢としてカーシェアの需要が高まっている。カーシェアは利便性や柔軟性が高いことに加え、バスやタクシー、モノレールなどの公共交通と比べて周遊性が高い点も需要が高まる要因と考えられる。先にも触れたが、コロナ禍以降のレ

ンタカー不足を受けて、レンタカーの代替としてカーシェア利用者の増加もみられた。

また、沖縄県を訪れる観光客は都市部からの来訪者が多くを占め、東京が約4割、関西が約2割と続く(図表16)。都市部ではカーシェアが普及しているため、旅行中の移動手段としてカーシェアが選択される可能性は今後さらに高まっていくものと考えられる。

図表16: 国内客・地域別入域観光客の構成(2023年)



(出所)沖縄県「入域観光客数」よりりゅうぎん総合研究所作成

(2) ビジネス需要

那覇市内を中心に、社用車の代わりにカーシェアを利用する法人が増加傾向⁷にある。県内のカーシェアステーションは那覇市を中心に普及していることから、社用車を増やしたくても駐車スペースの制約などにより増やせないといった法人のニーズに対してカーシェアの活用が進んでいる。法人利用によるメリットは、駐車場代の削減や社用車の維持コスト削減等、個人利用と同等のメリットがある。また、事業者により異なるが、法人会員は月額基本料金がなく、月々の支払いは利用料金(時間料金+距離料金)のみであるなど、費用負担が少ない点もカーシェア利用のメリットである。

5. カーシェアリング市場拡大に向けた課題

県内におけるカーシェアの需要要因は主に観光やビジネスであるなか、カーシェア市場の更なる拡大にあたっては、沖縄県の地域特性を理解するとともに県民の認知度向上、利用を促進する必要がある。カーシェア市場拡大に向けた課題について整理した。

(1) 認知度向上

街中でステーションを見かける機会も増え、カーシェアという移動手段への認知が広がりつつあるものの、実際の利用方法やメリットは、まだレンタカーのように理解されていないのが現状である。

カーシェアの費用効果について、カーシェアとマイカーを比較すると、カーシェアは自動車購入費用や保有にかかる駐車場代やガソリン代、保険・税金など維持コストの負担がなく、マイカー保有に比べ大幅な支出削減が期待できる(図表17)。後述するが、県内における自動車の世帯保有台数は1台超と、一般的にマイカー複数台保有がスタンダードであるため、自動車保有にかかる支出は大きいと想定される。

また、交通エコロジー・モビリティ財団による調査⁸では、カーシェア利用による環境負荷軽減効果が定量的に検証されている。県内のカーシェア事業者においても、積極的に電気自動車(EV)を導入する動きがみられており、二酸化炭素排出削減への寄与が期待できる。

このように、カーシェア利用による経済的・社会的メリットについての認知を図ることで、利用者層の拡大へとつながるものと考えられる。

図表17:カーシェアとマイカーの年間費用比較(概算)

単位:円

	カーシェア	マイカー
仮 定 条 件	利用頻度 平日:3時間、休日:6時間	新車※1を5年ローンで購入、 年間 5,000 km走行
車 両 代	不要	344,448
税 金	不要	10,800
保 険 ※2	不要	50,065
ガソリン代 ※3	不要	40,972
駐 車 場 代 ※4	不要	111,396
車 検 代 ※5	不要	21,475
月 額 料 金 ※6	10,560	不要
利 用 料 金 ※6	336,000	不要
年 間 費 用 計	346,560	579,156

※1 排気量 660 cc、燃費 21.6Km/L、新車価格 165 万円の軽自動車を想定

※2 損害保険料率算出機構「2022 年度統計 自動車保険の概況－軽自動車の年間平均保険料」

※3 経済産業省資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」2024 年2月5日時点で算出

※4 月極駐車場どっとこむ「沖縄県那覇市の月極駐車場料金の平均」

※5 楽天カー車検「全国平均車検価格」を参照

※6 軽クラスを利用した場合。県内カーシェア事業者の利用料金を参照

(2) 自動車保有台数からみた地域特性

沖縄県は、公共交通が不十分であることからマイカーへの依存度が高く、自動車での移動が日常であることから、一般的に県民のカーシェアニーズは低いと考えられる。

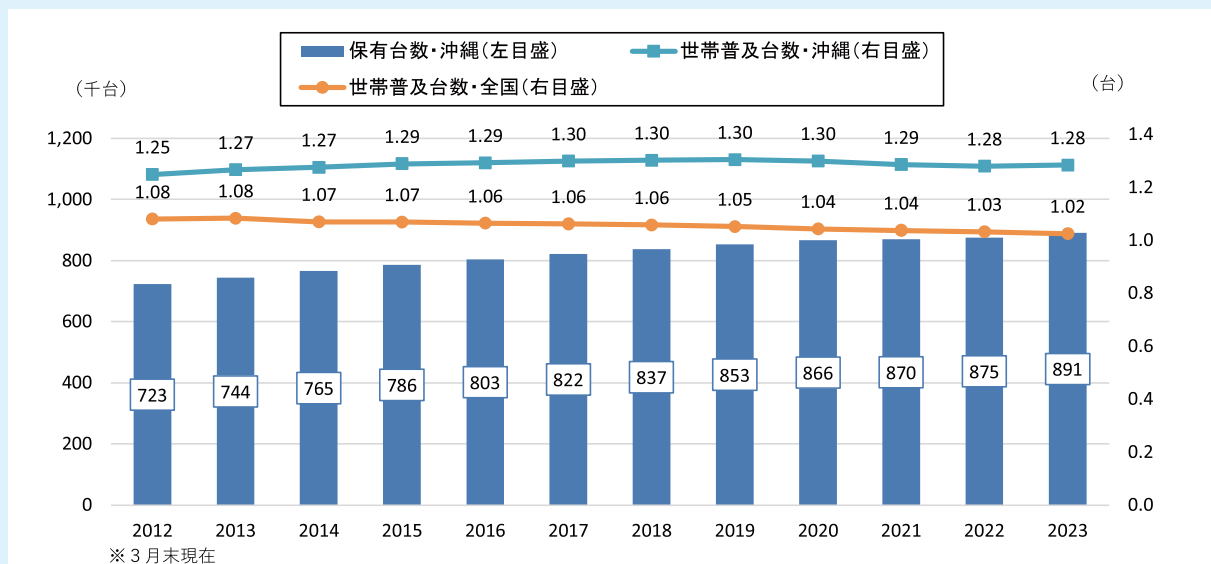
自家用乗用車の1世帯あたり普及台数の推移をみると、県内は概ね横ばいの動きが継続しており、直近では1.28台と、全国平均(1.02台)を上回る(図表18)。全国をみると、減少傾向で推移しており、東京(0.416台)や大阪(0.623台)では1台に満たない。

鉄軌道が整備されていない県内においては、自動車を保有しないという選択は現実的ではないものの「セカンドカー」としてのカーシェ

アの利用可能性は高いと考えられる。この場合、那覇市内に集中しているカーシェアステーションの各市町村への展開がポイントとなる。

前述したように、カーシェアはマイカー保有に比べ大幅な支出削減が期待できる。そのため、世帯で複数台の自動車を保有している場合や利用頻度が少ない場合には、セカンドカーとしてカーシェアを利用することで、自動車保有にかかるコスト削減へとつながる。また、長期的な視点では、カーシェア利用者層が拡大することで、自動車保有台数の減少や過度な自家用車の利用抑制など、さまざまな効果が連鎖的に波及していくものと考えられる。

図表18: 1世帯あたり自動車保有台数の推移



(出所) 自動車検査登録情報協会統計をもとにりゅうぎん総合研究所が作成

6. おわりに

本レポートでは、沖縄県内におけるカーシェア市場の動向及び利用可能性について確認した。カーシェアは、自動車保有コストの削減や環境負荷低減等、経済的・社会的メリットが大きい新たな交通手段として注目を集めているが、県内では、観光とビジネスという全国とは異なるニーズの下で市場が拡大傾向にあり、2023年の市場規模は5億900万円に上ることが確認できた。

沖縄県は、様々な交通課題の解決を目的に、自家用車のスマートな使い方や公共交通等の利用を促進する「TDM(交通需要マネジメント)施策」⁹を展開している。そのなかで、過度な自家用車の利用抑制や、自家用車から公共交通への利用転換という観点からカーシェアの

利用促進が謳われている。カーシェアは、自動車交通の適正化に資する交通サービスとして位置付けられており、県民の認知向上及び利用促進を図ることは重要である。

また、近年、自動車メーカーにおいてもカーシェア市場へ参入する動きがみられているほか、県や市町村等では公用車をカーシェアとして一般に貸し出す取り組みなどもみられている。地域の持続可能性やモノの有効活用という社会課題解決に向けた取り組みであり、注目に値する。本レポートを通して、カーシェアの認知が高まり、“本当に必要なモノだけを所有し、そうでないモノはシェアする”というシェリングエコノミーの輪が広がっていくことに期待したい。(以上)



(写真)上:タイムズカーシェア、下:オリックスカーシェア(筆者撮影)

1. シェアリングエコノミーとは、インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産(場所・モノ・スキル等)をシェア(売買・貸し借り等)することで生まれる新しい経済の形(消費者庁HP)
2. 自動車検査登録情報協会「1世帯あたりの自動車保有台数」
3. 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
4. 環境省「移動のクールチョイス」
5. カーシェア事業者へのヒアリングより
6. 沖縄県「R3年版観光要覧」
7. 事業者へのヒアリングより
8. 「カーシェアリングによる環境負荷低減効果が及び普及方策検討」
9. 沖縄県交通政策課「R4年 TDM 施策推進アクションプログラム」

特集2

調査レポート 労働基準法改正が 県内企業に及ぼす影響 (2024年問題)



りゅうぎん総合研究所
研究員
城 間 櫻



琉球銀行 審査部 調査役
谷 本 太 一

要 旨

- ・働き方改革の一環として、労働基準法の改正により「時間外労働の上限規制」が法定化され、罰則付きの労働時間規制が導入された。
- ・時間外労働の上限規制は、大企業は2019年4月、中小企業は2020年4月から適用されていたが、下記4つの事業・業務については業務の特性等の理由から猶予されており、2024年4月からの適用となる。
 - ・工作物の建設の事業
 - ・自動車運転の業務
 - ・医業に従事する医師
 - ・鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業
- ・2024年4月からの時間外労働の上限規制(2024年度改正)が、県内企業に及ぼす影響に

ついて、それぞれヒアリング調査を実施した。ヒアリングの結果より、2024年度改正が目前に迫った現在においても、長時間労働・人手不足が課題として残っていることが分かった。

- ・県内企業の労働環境改善のための取り組みとして、各業種の特性や課題を踏まえてそれぞれ施策を提言した。また、共通して求められる取り組みとして①働き方改革の必要性について、県民の理解を促進する、②業務効率化、人手不足への対応の取り組みに対する補助事業の活用を強化することを提案し、対象企業のみならず、関係企業、行政、県民を含む県全体の問題として、働き方改革の推進に向き合い、取り組みを強化していくことを期待する。

1. はじめに

従前より我が国においては長時間労働の削減が喫緊の課題として据えられており、2014年には厚生労働省に長時間労働削減推進本部が設置され、「働き過ぎ防止のための取組強化」「過労死等防止のための対策」に、国を挙げて取り組んできた。

2018年に閣議決定された「働き方改革実行計画」では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進行するなかで日本経済の再生を実現させるためには、投資やイノベーションの促進を通じた付加価値生産性の向上と、労働参加率の向上を図る必要があることが謳われた。その

ためには、誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮できる社会を創ることが必要であり、そのための政策が「働き方改革」であるとして、今日までその取り組みが推進されてきている。

近年では社員のモチベーションやパフォーマンス向上の観点から、「フレックスタイム制」や、新型コロナウイルス禍が後押しした「テレワーク」等といった制度を導入する企業も増え、持続可能な経営に資する取り組みとして「働き方改革」があるという考え方が浸透しつつある。

働き方改革の一環である「時間外労働の上限

規制」は、大企業は2019年4月、中小企業は2020年4月から適用されていたが、4つの事業・業務(工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業)においては5年間、その適用が猶予されていた。

本レポートでは、2024年4月に「時間外労働の上限規制」の適用猶予期間が終了することを受け、県内企業の課題と対応策を整理するとともに、労働環境改善のための取り組みについて提言する。

2. 時間外労働の上限規制と適用猶予業種の改正内容

(1) 時間外労働の上限規制について

我が国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立等、働く人のニーズの多様化といった課題に直面している。そこで政府は、働く人々が個々の事情に応じた多様な働き方を自分で選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指し、「働き方改革」を推進している。また、働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための処置を講じるとしている(図表1)。

図表1：働き方改革全体の推進

1. 労働時間法制の見直し

- ・ 働きすぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにする

2. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- ・ 同一企業内における正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにする

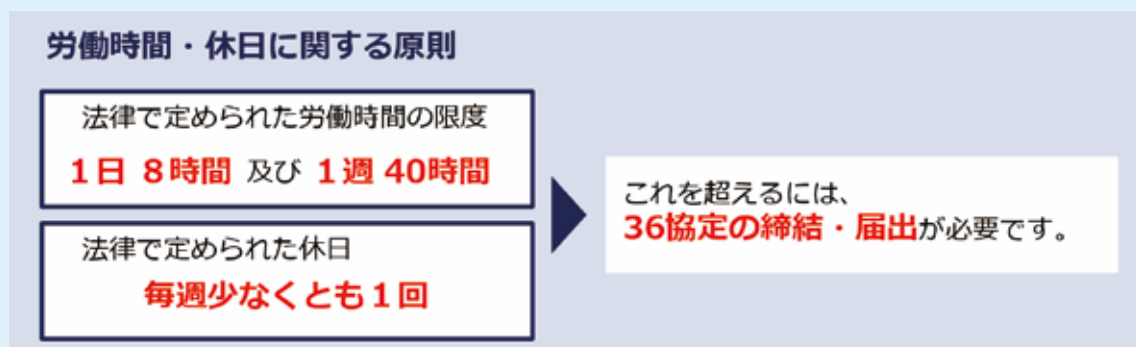
出所：厚生労働省「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて(2019年4月)」

2018年7月には、労働基準法等の労働に関する法律を改正するための法律として「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が公布され、2019年4月より順次施行されている。本レポートでは、労働基準法の改正の一つである、「時間外労働の上限規制」に焦点を当てる。

労働基準法では、労働時間を原則として1日8時間・1週40時間以内とする「法定労働時

間」、休日を原則として毎週少なくとも1回与えることとする「法定休日」が定められている(図表2)。企業は労働者に法定労働時間を超えた時間外労働や、法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定(以下、36協定という)の締結と、所轄労働基準監督長への届け出が必要である。36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」等を定めることとされている。

図表2：法定労働時間、法定休日について



出所：厚生労働省「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」

労働基準法の改正前は、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示によって上限の基準が設けられていたものの罰則による強制力はなく、行政指導のみであった。また、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項付きの36協定を締結することで、限度時間を超えて、時間外労働を行わせることが可能であった。

この状況を受け、長時間労働是正のために労

働基準法が改正され、「時間外労働の上限規制」が、大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から適用されている。

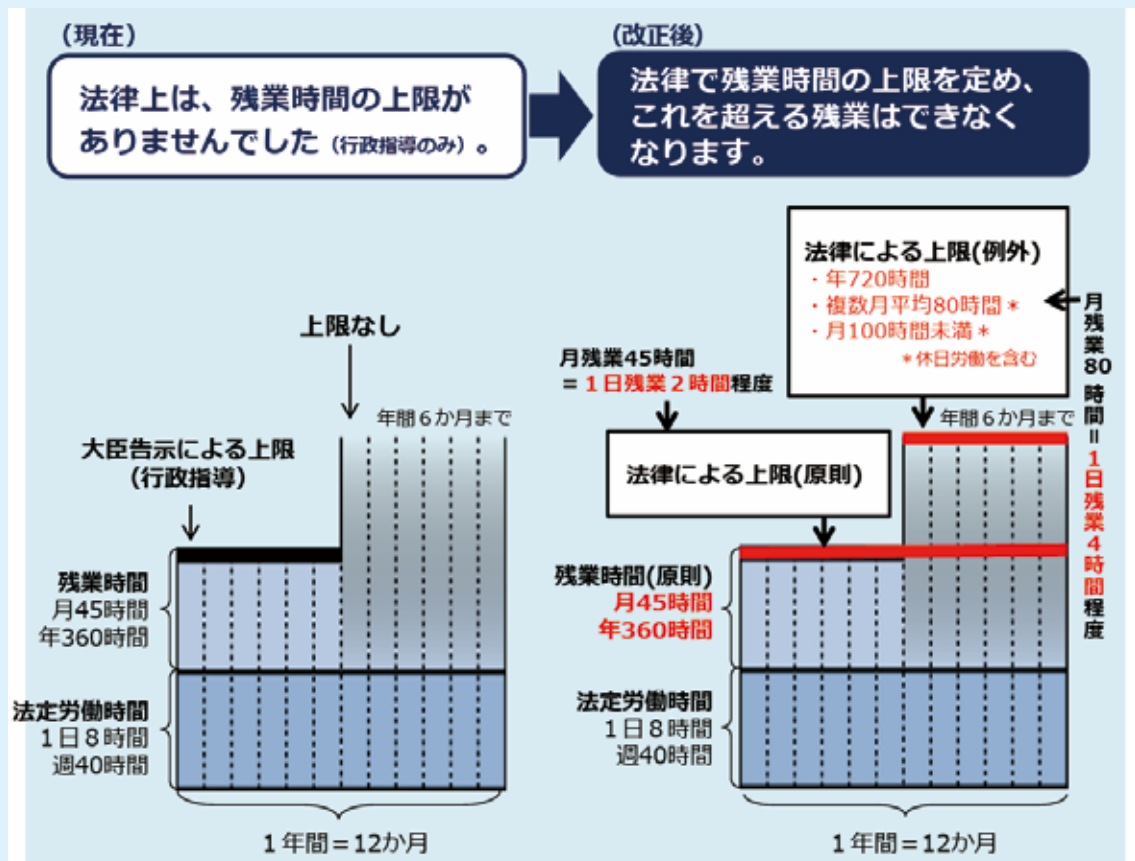
改正後は法律上の時間外労働の上限が原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければ超えることができなくなった。また、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、年720時間以内とする等の上限が設けられ、違反した場合は罰則が科されるようになった。(図表3、図表4)

図表3：改正後の時間外労働の上限

1. 時間外労働の上限は原則として月 45 時間、年 360 時間とする
2. 臨時的な特別な事情があり労使と合意する場合（特別条項）でも、以下の遵守が必要
 - ・ 時間外労働が年 720 時間以内
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」がすべて 1 月当たり 80 時間以内
 - ・ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度
3. 上記に違反した場合には、罰則（6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金）が科されるおそれがある

出所：厚生労働省WEBサイト「時間外労働の上限規制」（2023.12.15閲覧）

図表4：時間外労働の上限規制イメージ ～改正前と改正後の比較～



出所：厚生労働省「働き方改革 ～一億総活躍社会の実現に向けて～」

(2) 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務について

時間外労働の上限規制は既に適用が開始されているが、「工作物の建設の事業」「自動車運転の業務」「医業に従事する医師」「鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業」については、長時間労働

の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、上限規制の適用が2024年4月まで猶予されている。2024年4月1日以降は、すべての上限規制の適用、もしくは一部特例付きで適用されることとなっている。本改正内容を、以下「2024年度改正」とする(図表5)。

図表5: 適用猶予事業・業務の猶予期間終了後の取り扱い

事業・業務	猶予期間終了後の取り扱い (2024年4月以降)
工作物の建設の事業	・ 災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます ・ 災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内とする規制は適用されません
自動車運転の業務	・ 特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年 960 時間となります ・ 時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内とする規制が適用されません ・ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 ヶ月までとする規制は適用されません
医業に従事する医師	・ 特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大 1,860 時間 (※) となります ・ 時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内とする規制が適用されません ・ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 ヶ月までとする規制は適用されません ・ 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります (※) 特別条項付き 36 協定を締結する場合、特別延長時間の上限 (36 協定上定めることができる時間の上限) については、 A 水準、連携 B 水準では、年 960 時間 (休日労働含む) B 水準、C 水準では、年 1,860 時間 (休日労働含む) となります なお、医業に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、 A 水準では、年 960 時間/月 100 時間未満 (例外的につき 100 時間未満の上限が適用されない場合がある) B・連携 B 水準・C 水準では、年 1,860 時間/月 100 時間未満 (例外的に月 100 時間未満の上限が適用されない場合がある) とする必要があります
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	・ 上限規制がすべて適用されます ※ 猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内とする規制以外は適用されます。

出所：厚生労働省WEBサイト「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」(2023.12.15閲覧)

2024年度改正の対象である4つの事業・業務については、時間外労働の上限規制が大企業で開始された2019年から、5年間の猶予期間が設けられ、その期間に労働環境の整備を進めることが求められていた。しかしながら、改正後の時間外労働の上限規制を遵守するためには、人手不足や業務特性上の事情等、各業界が様々な課題を抱えている。2024年度改正によって、サービスの質の低下や企業体力の低下等が引き起こされる可能性があり、「2024年問題」として懸念されている。

本レポートでは、2024年度改正の対象事業・業務である「工作物の建設の事業」「自動車運転の業務」「医業に従事する医師」「鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業」を営む業種として、「建設業」「自動車運転の業務(タクシー・バス)」「医師(病院)」「製糖業」(以下、適用猶予業種という)を調査対象とした。次章以降では、県内企業や関連団体のヒアリング結果をもとに課題を整理し、2024年度改正が県内に及ぼす影響と対応策を整理する。

3. 2024年度改正が県内企業に及ぼす影響

(1) 建設業

① 改正適用後の取り扱い

建設業においては、2024年度改正によって他業種と同様に時間外労働の上限規制が適用

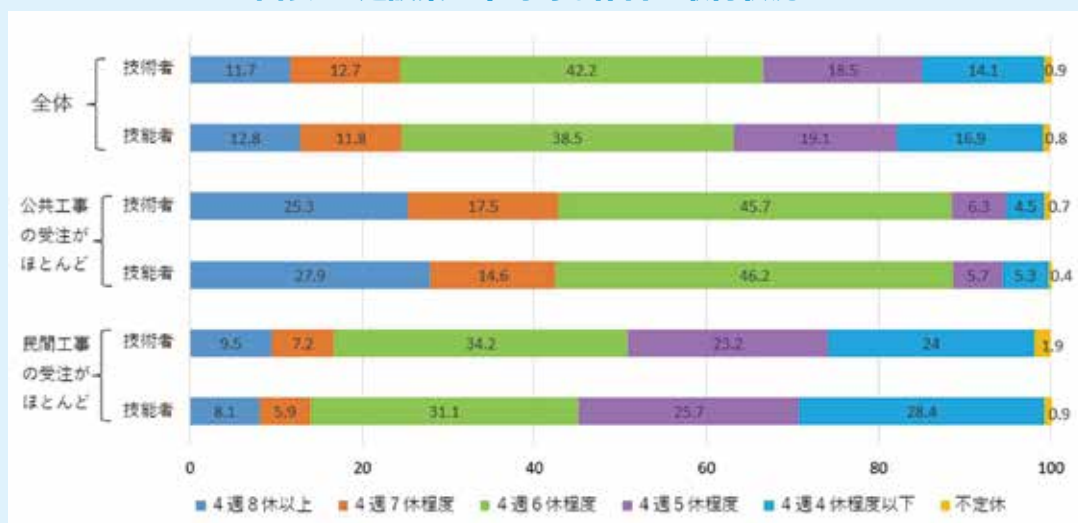
されるが、災害時における復旧及び復興の事業といった「災害その他避けることのできない事由」によって臨時の必要がある場合に限り、「①時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満」、「②時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内」の2つの規制は適用されない。ただし、「災害その他避けることのできない事由」とは、地震や津波等への対応、人命または公益を保護するための対応等を指し、単なる業務の繁忙はこれに含まれない。

② 課題 ～国土交通省調査からみる長時間労働の現状～

建設業においては、短期間の工期設定や、4週4休(週休1日)が慣習となっていた。加えて技術者の不足や高齢化等により労働環境の改善が進んでいない現状があり、それらの背景から時間外労働の上限規制の適用猶予業種となっていた。

国土交通省が実施した建設業の実態調査によると、全国ベースで、令和4年度における休日の取得状況は、技術者¹・技能者²ともに「4週6休程度」が最も多くなっている。一方、完全週休2日(4週8休以上)が確保されている企業は全体で1割程度に留まる。特に、民間工事の受注がほとんど(9割以上)である企業の休日取得日数は少ない傾向にある(図表6)。

図表6：建設業の平均的な休日の取得状況



出所：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」より
りゅうぎん総合研究所作成

長時間労働について、月当たりの残業時間を問う設問では、平均で45時間を下回っている企業が多い一方、年間を通して残業時間が最大だった月においては45時間を超えると回答す

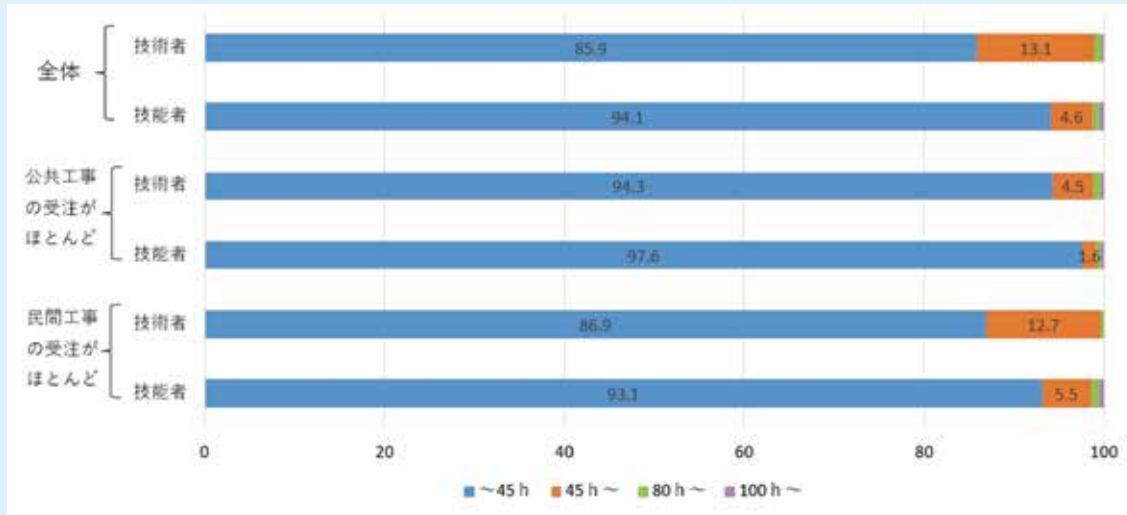
る企業の割合が大きくなる(図表7、図表8)。

2024年度法改正後は、「時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満」「時間外労働と休日労働の合計について2～6か月平均がす

べて1月当たり80時間以内」の規制が適用される。現時点で残業時間が80時間を超える月が年に複数回ある、もしくは100時間を超える

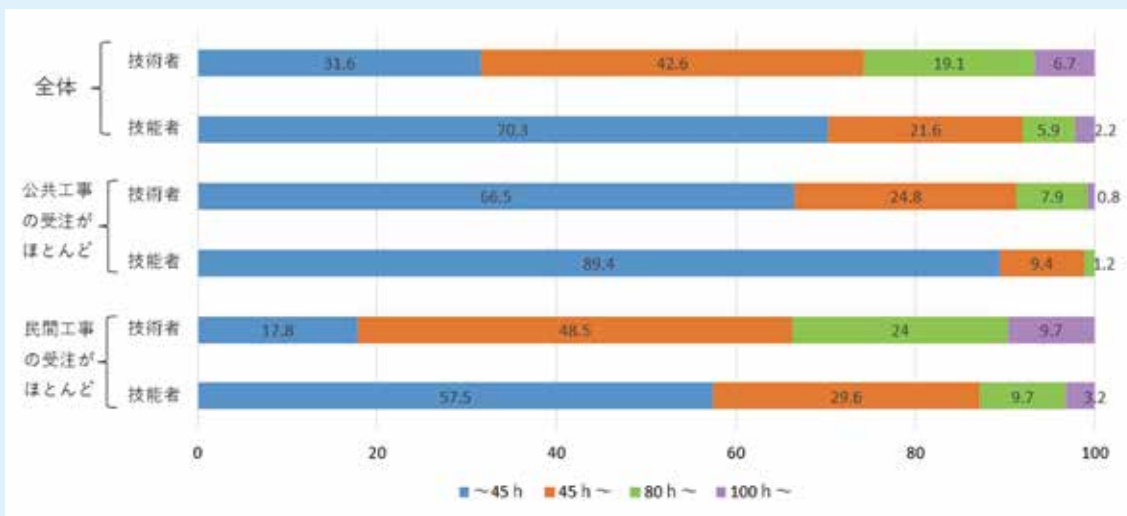
月が1回でもあるような企業においては、早急に対策を講じる必要がある。

図表7:建設業の月当たりの残業時間(平均)



出所：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」より
りゅうぎん総合研究所作成

図表8:建設業の月当たりの残業時間(最大)



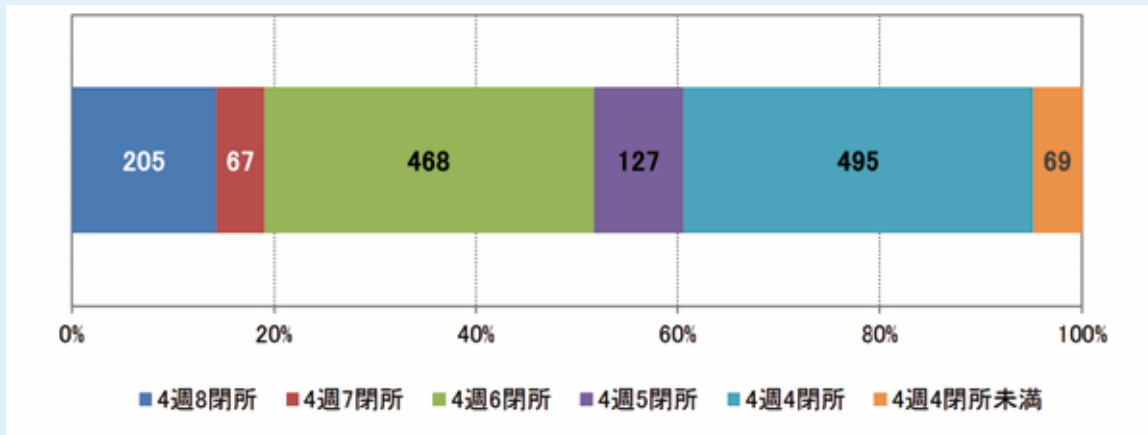
出所：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」より
りゅうぎん総合研究所作成

こうした長時間労働の要因の一つとして、工事受注の際の工期が短く、時間外労働を前提としたスケジュールが組まれていることが考えられる。注文者から工期が提示される際の現場閉所日数(休業日)を見ると、4週8閉所と回答した割合はわずか14%に留まる。一方で、4週4閉所以下の工期を提示されていると回答した割合は4割程度にのぼる(図表9)。受注者側の意識はもちろん、発注者側の意識改革が必要

といえる。

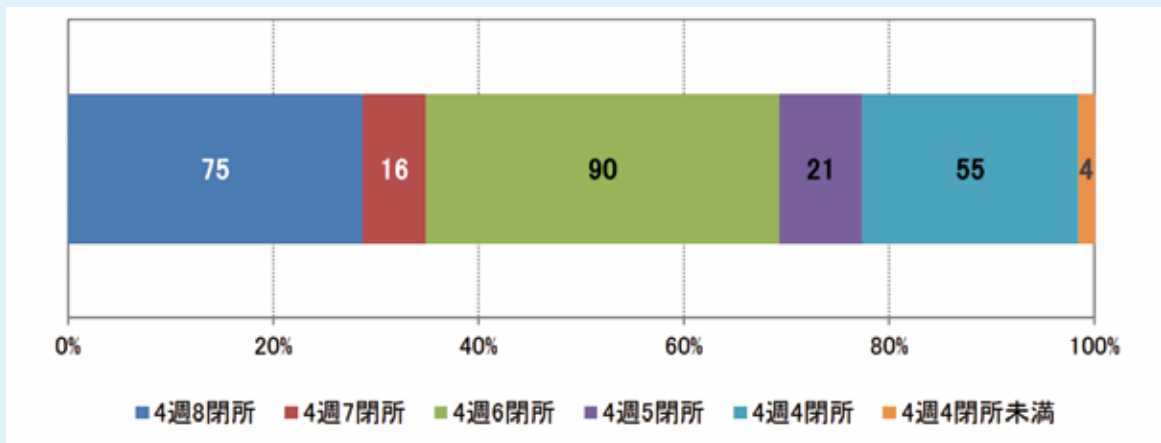
また、受注者から工期が提示される際の現場閉所率についても、注文者から提示される場合と比較して閉所日数は多くなっているものの、4週8閉所と回答した割合は3割程度に留まる(図表10)。受注者としても、受注確保等を目的に、自ら短い工期を提案していると推察される。

図表9:注文者から提示される工期の現場閉所日数



出所：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」

図表10:受注者から提案する場合の工期の現場閉所日数



出所：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」

③ヒアリング結果と労働環境改善のための取り組み

前項の調査結果より、全国的に建設業では、短い工期での請負契約の締結が見られること、それに伴い休日取得日数が少なく、時間外労働が多いことが課題であることが分かる。2024年度改正が目前となるなか、県内企業はどのような課題を抱えており、どのような対応策が考

えられるのか、図表11で県内企業からのヒアリング結果をもとに、課題と対応策を整理する。

ヒアリング結果より、県内企業においても休業日が少なく、時間外労働が多くなっている現状があることが分かった。対応策としては、業務の効率化と人材確保、工期の延長等が挙げた。

図表11:県内企業から挙げた課題と対応策(建設業)

課題	- 改正後の時間外労働の上限規制を超えている従業員がいる - 人手不足のなか、時間外労働前提で工期を間に合わせている - 公共工事は週休2日の工期設定が主流となりつつあるものの、民間工事においては、契約締結時から週休1日程度を前提とした工期が組まれることが多い - 台風等の影響で工期が遅れ、時間外労働が大幅に増加することがあるが、特に民間工事は、工期の延長の交渉がしにくい (例：ホテルの開業日や、マンションの入居日が決まっており、工期を延長できない) - 元請けが開所日(作業日)を増やすと、下請けも現場に出ざるを得ず、労働時間が増加する
対応策	- 建設ディレクター³を活用する (例：現場業務のうち、書類作成などを本部で引き取り、事務効率化による長時間労働の是正を図る) - 人手不足の解消のため、賃上げや、中途採用活動を強化する - 残業が集中しないよう平準化を図る (例：長時間労働の多い社員への休暇取得の呼びかけ、長時間労働が予想される現場への早めのアラートを実施する) - 建設業協会や同業者との交流等から、効率化について情報収集する - 工期延長と、それに伴う請負金額の増額を、発注者側と協議する

出所：りゅうぎん総合研究所

以上を踏まえ、建設業を営む県内企業が時間外労働の上限規制に適応し、労働環境を改善す

るための取り組みとして、以下を提言したい(図表12)。

図表12:建設業における労働環境改善のための取り組み

1. 業務効率化や人材確保の取り組みについて、行政や業界団体等による、好事例の横展開を目的としたセミナーや意見交換会の開催等を実施する
2. 受注者は時間外労働や工事の進捗状況を開示し、発注者側は工期の見直し(それに伴う請負金額の見直しを含む)についての協議に応じるよう、行政による両者への啓蒙活動を強化する。発注者、受注者が互いに時間外労働の上限規制に対する理解を深め、適切な工期となるよう協議することが必要である

出所：りゅうぎん総合研究所

1つ目の好事例の横展開について、業界全体として長時間労働が慣習化している一方で、同じ建設業でも働き方改革に成功している事例がある。国土交通省は「建設業における働き方改革推進のための事例集(令和5年5月)」において、建設現場における生産性の向上、経営の効率化、長時間労働の是正に資する取組事例を調査し、事例集としてとりまとめ公表している。

また、厚生労働省沖縄労働局のWEBサイトでは「『働き方改革』の見直しに関する県内企業の取組事例」において、県内事例を紹介している。まずはこうした事例の周知、横展開を図り、時間外労働の上限規制を超えている企業や長時間労働が慣習化している企業は、これを参考に改善に取り組むことが求められる。

2つ目の適切な工期について、令和元年6月

の建設業法の改正により、「著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施」することと規定されている(図表13)。

また、令和2年7月に中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告され、適切

な工期の設定や見積もりにあたり、発注者及び受注者が考慮すべき事項が具体的に示されている。適切な工期設定のためには、発注者側の理解と、元請け下請けを含む受注者側の情報開示により、誠実に協議を行うことが必要である。

図表13:建設業の長時間労働の是正(工期の適性化)



出所：国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」概要・参考資料

(2)自動車運転の業務(タクシー・バス)

①改正適用後の取り扱い

自動車運転の業務においては、年間の時間外労働の上限が960時間(他業種では年720時間)となっており、さらに「①時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満」、「②時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内」、「③時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度」の3つの規制は適用されない。ただし、自動車運転の業務は時間外労働の上限規制に加え、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下、改善基準告示という)」によってさらに細か

く労働時間が定められている。改善基準告示は「タクシー・ハイヤー運転者」「トラック運転者」「バス運転者」でそれぞれ定められている。2022年12月23日に改正され、時間外労働の上限規制と同様、2024年4月1日から適用される。

図表14、図表15は、本レポートで取り上げる「タクシー・ハイヤー運転者」「バス運転者」における改善基準告示の主な改正内容である。改正後は共通して、1日あたりの拘束時間の上限が1時間短く、1日の休息期間の下限が1時間長くなっている。各社は改正後の基準に合わせて勤務時間の見直し等が求められる。

図表14:タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示

	改正前	改正後
1か月の拘束時間	299時間以内	288 時間以内
1日の拘束時間	原則13時間、上限16時間 (15時間越えは1週間に2回以内)	原則13時間、上限 15 時間 (14 時間越えは1週間に 3 回以内)
1日の休息期間	継続8時間以上	継続 11 時間を基本とし、 9 時間以上

出所：厚生労働省「タクシー・ハイヤー運転者の労働時間等の改善基準のポイント」

図表15:バス運転者の改善基準告示

	改正前	改正後
1年の拘束時間	原則3,380時間、最大3,484時間	原則 3,300 時間、最大 3,400 時間
1か月の拘束時間	原則281時間、最大309時間	原則281時間、最大 294 時間
1日の拘束時間	原則13時間、上限16時間 (15時間超は1週間に2回以内)	原則13時間、上限 15 時間 (14 時間超は1週間に 3 回以内)
1日の休息期間	継続8時間以上	継続 11 時間を基本とし、 9 時間以上

出所：厚生労働省「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」

②課題 ～県内の運転者不足～

タクシー・バスともに、県内の運転者不足は深刻である。図表16、図表17はそれぞれ県内タクシー・バス企業の運転者数の推移である。どちらも減少傾向にあることが分かる。なお、

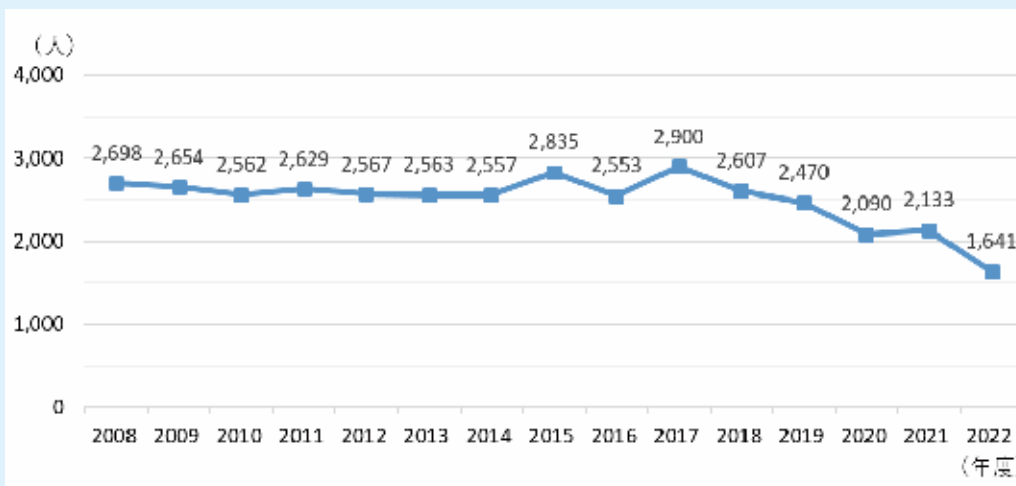
タクシーにおいては運転者数が減少しているにも関わらず車両数は横ばいであることが課題の1つとなっているが、これについては後述する。

図表16:法人タクシーの運転者数と車両数の推移



出所：株式会社東京交通新聞社「ハイヤー・タクシー年鑑」、沖縄総合事務局「運輸要覧」より、一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会作成

図表17:県内バス企業の運転者数の推移

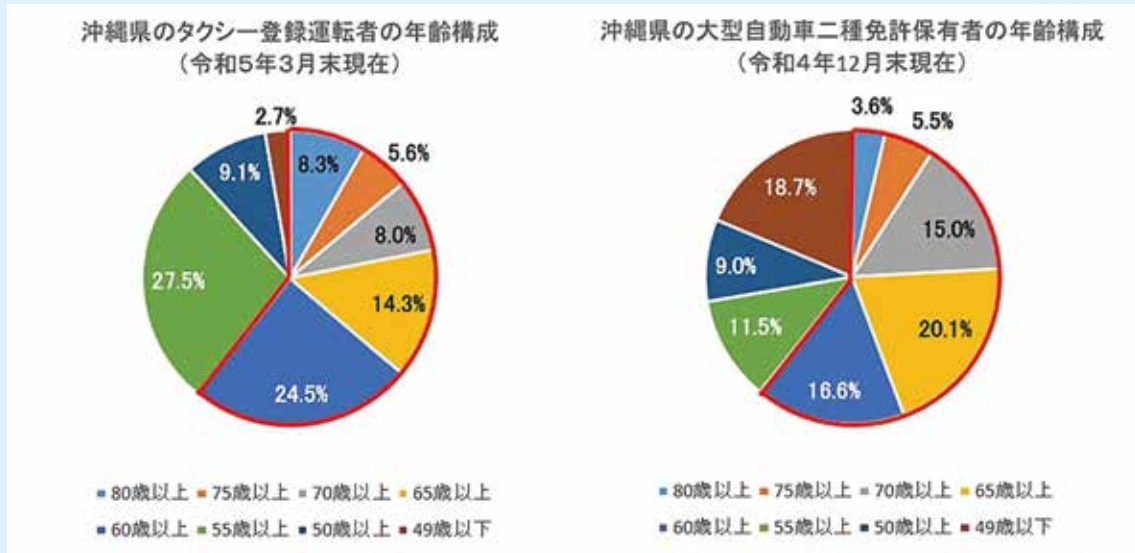


出所：沖縄総合事務局「運輸要覧」よりりゅうぎん総合研究所作成

また、図表18は県内のタクシー登録運転者、県内の大型自動車二種免許保有者の年齢構成を示したグラフである。どちらも60歳以上が

半数を超えており、タクシー・バスの運転者の高齢化が深刻化していることが窺える。

図表18:県内のタクシー登録運転者、大型自動車二種免許保有者の年齢構成



出所（左）：沖縄県タクシー運転者登録センターより、一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会作成

出所（右）：警察庁「運転免許統計（令和4年版）」より、りゅうぎん総合研究所作成

③ヒアリング結果と労働環境改善のための取り組み

県内のタクシー・バス運転者の人手不足に加え、高齢化が進んでいることも課題であるなか、業界では、時間外労働の上限規制、改善基準告示の改正への対応が求められている。

図表19で、県内の関連団体や企業からのヒアリング結果をもとに、課題と対応策を整理

する。

ヒアリング結果より、従来からの課題である人手不足のなか、2024年度改正によって一人当たりの稼働時間を短くせざるを得ず、経営維持に影響を及ぼす恐れがあるということが分かった。対応策としては、シフトや運行の効率化、人員確保の工夫等が挙げられた。

図表19:県内関連団体、企業から挙がった課題と対応策(自動車運転の業務)

課題	共通	従来から人手不足、高齢化が課題であったが、2024年度改正によってさらに状況が悪化する恐れがある
	タクシー	- 歩合制の給与体系が慣習化している。休息期間、拘束時間の改正によって、意欲のある運転者の収入が実質的に下がる恐れがあり、運転者不足が進むことが懸念される - 車両数に対して運転者が少なく、車両維持の費用がかかる。沖縄本島は「準特定地域(※)」に指定されており、一度減車すると増車がしにくいという背景から、経費がかさんでいても減車に踏み切れない企業が多い
	バス	- 休息期間、拘束時間の改正によって、路線バスにおいては運転者のシフト変更に伴い、ダイヤを見直すことになる可能性がある - 休息期間、拘束時間の改正によって、貸し切りバスにおいては、繁忙期に従来通りの労働時間を確保できないため、バスの運行数の減少や、それに伴う収入減が懸念される - 運転者の時間外労働分の給与が減るため、運転者不足が進むことが懸念される
対応策	共通	- 二種免許取得費用や人材確保のための広報業務にかかる費用について、補助金を活用し、人材確保の取り組みを強化する - 特定技能制度の対象分野に「自動車運送」の追加が予定されている。外国人労働者の受入体制の整備を検討する
	タクシー	- 需要の高い週末の夜等に人員を多く配置する等、シフトを工夫する - 配車アプリを導入する(業界全体の効率化、若手・外国人の運転者が働きやすい環境づくりを目指す) - ライドシェアの導入により、余剰車両の活用が期待できる
	バス	- 乗客率等を基にしたダイヤの見直しや、共同運行等、効率的な運行を検討する - 減便が難しい不採算路線については、県や、メリットを受ける市町村によるバス会社への支援を行う - 男女ともに働きやすいよう、職場環境を改善する - 短時間勤務を活用し、運転者のシフトを工夫することで、運行への影響を減らす

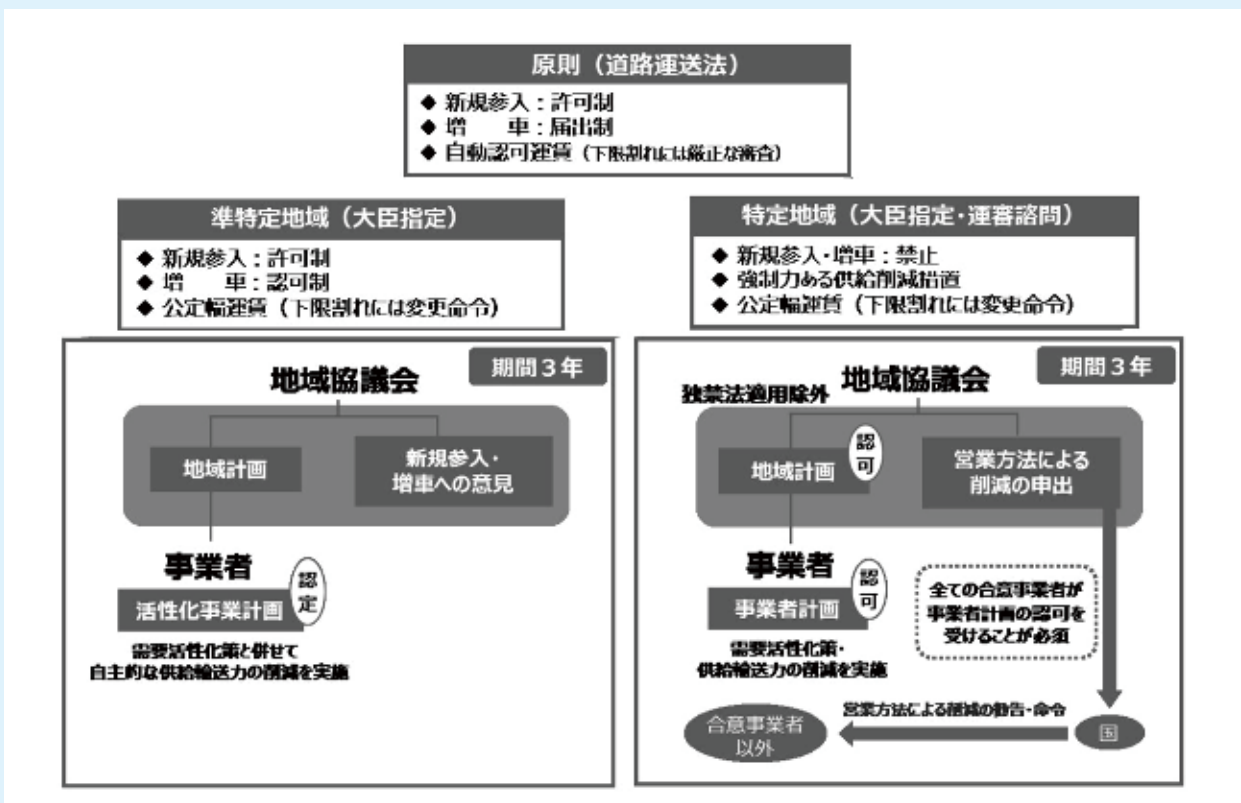
出所：りゅうぎん総合研究所

(※)準特定地域について

平成26年施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(改正タクシー特措法)」により、道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、地域の状況に応じて「特定地域」「準特定地域」を指定することができることとされている。沖縄県の営業区域では「沖縄本島」が準特定地域に指定されている(図表20)。

- ・特定地域：タクシー事業が供給過剰であると認められ、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認める地域について、国土交通大臣が指定する。当該地域においては新規参入及び増車は禁止する。
- ・準特定地域：タクシー事業が供給過剰となるおそれがあると認められ、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認める地域について、国土交通大臣が指定する。当該地域においては新規参入の審査を厳格化し、増車は認可制とする。

図表20:改正タクシー特措法のポイント



出所：国土交通省「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行状況及び効果について(平成30年3月)」

以上を踏まえ、自動車運転の業務を営む県内企業が改正後の改善基準告示の基準に適用し、

労働環境を是正するための取り組みとして、以下を提言したい(図表21)。

図表21:自動車運転の業務における労働環境改善のための取り組み

1. 業務効率化や人材確保に係る経費への補助金制度を継続する
2. 若手・女性・外国人の運転者の育成を強化する
 - 例：・労働環境の改善等に関する企業向けの勉強会の開催
 - ・職業訓練校の訓練科に二種免許が取得できる養成科を追加

出所：りゅうぎん総合研究所

1つ目の補助金制度については、既に政府や県等による制度が実施されている。主なものと
して以下がある(図表22)。

図表22:自動車運転の業務を支援する主な補助事業

- ・ バス・タクシー・レンタカー事業に関する補助（国土交通省）
 - DX 等による経営効率化や、二種免許取得費用を含む人材確保の取り組み、多言語化やキャッシュレス対応、地域交通のバリアフリー化等に対して、導入経費等費用の一部を支援
 - 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算の要望調査実施期間は令和6年3月8日まで
- ・ 交通事業者運転手等確保支援事業補助金（沖縄県）
 - 人材確保のための広告宣伝費、就職説明会などの費用や、交通事業者のPRの取り組みに必要な費用を支援
 - 令和5年度公募は令和5年12月13日で応募期間終了済み

出所：国土交通省、沖縄県のWEBサイトよりりゅうぎん総合研究所が整理

沖縄県において、タクシー・バスは「県民の足」として、地域住民の交通手段としての役割を果たしている。県内企業における業務効率化や人材確保に資する自助努力はもちろん、行政においてはこうした補助制度の継続と強化を求めたい。

2つ目の運転者の育成について、運転者の高齢化が深刻化するなか、今後は特に若手・女性・外国人の運転者の確保に資する取り組みが欠かせない状況となるだろう。多様な人材が働きやすい労働環境づくりや、職業訓練として人材を育成する等、複数のアプローチが必要である。

（3）医師（病院）

①改正適用後の取り扱い

医師においては、年間の時間外・休日労働の上限が原則960時間（他業種では時間外労働が年720時間以内）となっており、さらに「①時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満」、「②時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内」、「③時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度」の3つの規制は適用されない。ただし、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受けることで、年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となる（図表23）。

図表23:医業に従事する医師の時間外労働の上限規制

指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
（A水準）	原則（指定取得は不要）	960時間
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 （各院では960時間）
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
C-2水準	長時間修練が必要な技能の修得のため	1,860時間

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。

※1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

出所：厚生労働省「医師の働き方改革 2024年度4月までの手続きガイド」

上記の通り医師の時間外労働の上限規制は他業種と比較して、より長時間の労働を認める基準となっている。そのため、医師の健康確保のためのルールが定められており、①退勤から翌日の出勤までに原則9時間を空けるルール（勤務時間インターバル制度）や、②1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる場合は面接指導を実施することが、指定の種類に関わらず義務付けられている。

さらに、特例水準（連携B水準、B水準、C水準）の指定を受ける医療機関は、労働時間を短縮するための「時短計画」の作成や、申請前に「医療機関勤務環境評価センターの評価」を受ける必要がある。特例水準の指定を受けた医療機関は年1,860時間までの時間外労働が可能となるため、長時間労働の医師に対する労務管理・健康確保を着実にできる体制が整っていることが必要とされている。

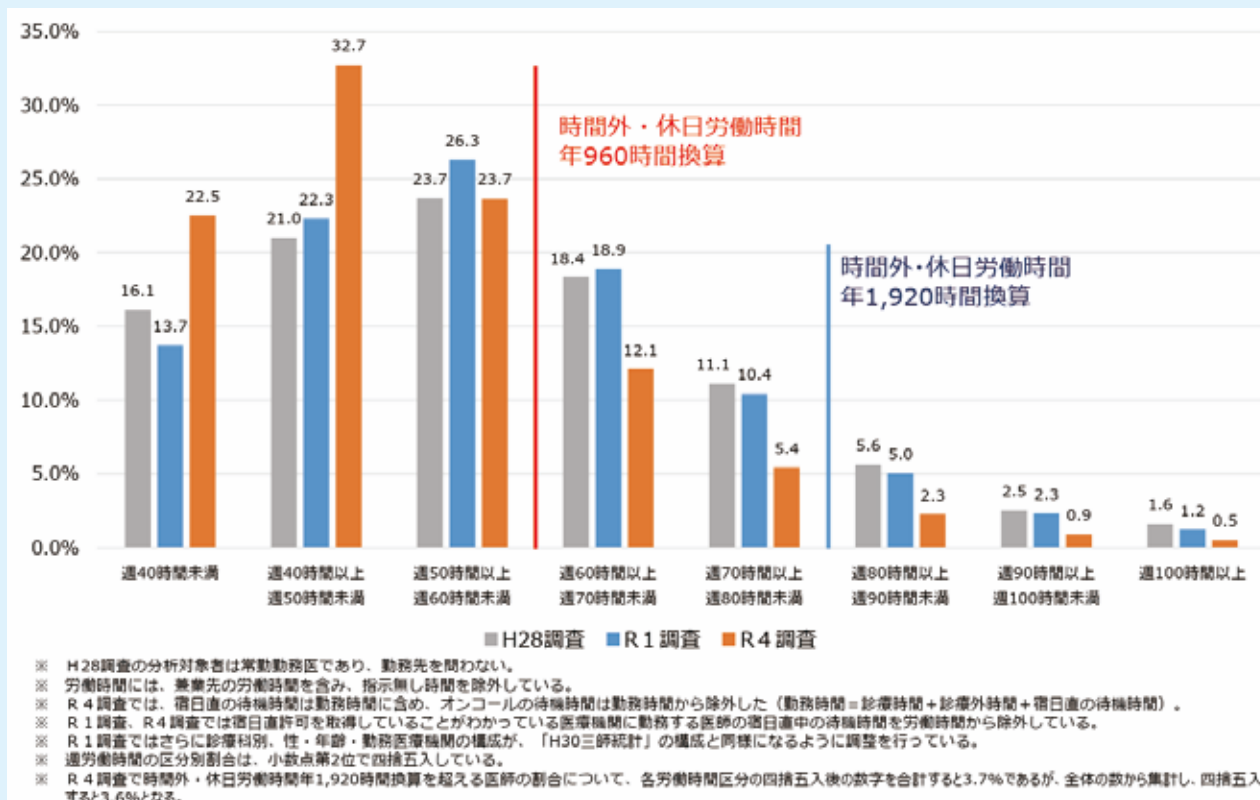
2024年度改正にあたって、時間外・休日労働が年960時間を超える医師がいる医療機関は、特例水準の指定を受ける必要がある。「沖縄県医療勤務改善支援センター（勤改センター）」では、各種手続きに必要な書類の作成支援や、働き方改革に関する無料相談・サポートを実施している。

②課題 ～医師の勤務実態～

医師の長時間労働は、特に勤務医を中心に時間外労働がかなり多い状況となっている。医師の診療業務の特殊性を踏まえた働き方改革を推進していくため、厚生労働省所管の「医師の働き方改革に関する検討会（2017年～19年、全22回）」において、規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策などについて検討された。検討会は「医師の働き方改革の推進に関する検討会」に引き継がれ、2019年7月から23年10月までに18回開催されている。

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」では、医師の勤務実態について把握するために実施された「医師の勤務環境把握に関する研究」の調査結果が報告されている。同調査によると、時間外・休日労働時間が年1,920時間換算を超える医師の割合は9.7%（2016年調査）、8.5%（2019年調査）、3.6%（2022年調査）と減少傾向にあるものの、2024年度改正の原則である年960時間の時間外・休日労働時間の上限を超えている医師が一定数いることが分かる（図表24）。

図表24：病院・常勤勤務医の時間外・休日労働時間の割合



出所：第18回 医師の働き方改革の推進に関する検討会「医師の勤務実態について」（令和5年10月12日）

③労働環境改善のための取り組み

前項で取り上げた医師の勤務実態に関する調査は全国ベースのものであるが、県内医療機関や関連団体にヒアリングしたところ、県内でも医師の長時間労働がみられており、対策が必要な状況にあるということであった。年960時間を超える医師がいる医療機関は、先述の通り特例水準の指定を受ける必要があるほか、年1,860時間を超える医師については働き方の見直しが急がれる。

医師の長時間労働の背景には、業務の特殊性

や、少子高齢化が進むなかでの医療従事者全体の人手不足、医師の偏在等、様々な問題が存在する。2024年度改正によって、兼業副業を含む労働時間の把握、特定の医師個人への負担の固定化の防止、自己研鑽や宿直の取り扱いの見直し等、長時間労働の是正に資する課題解決への取り組みが進むことが期待される。

他方で、2024年度改正は働き方改革を進める上での通過点であり、持続可能な地域医療の実現のために、一つひとつの課題解決に向けた検討を進めていかなければならない。

図表25：医師の労働環境改善のための取り組み

1. 医療勤務改善支援センター等を活用し、適切な特例水準指定の申請や、適切な労務管理・健康確保の体制を整える
2. デジタルを活用した医療DXや、医療従事者全体での効率化を図るタスク・シフト/シェアの取り組みにより、医師が専門的な業務に専念できる環境づくりを進める。それには、医師の働き方改革に関して、県や医師会等が連携した議論の継続が不可欠である

出所：りゅうぎん総合研究所

（４）製糖業

①改正適用後の取り扱い

製糖業においては、2024年度改正によって他業種と同様に時間外労働の上限規制が適用され、特例処置はない。なお、時間外労働の上限規制のうち猶予されていたのは「①時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満」、「②時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内」の2つの規制であり、猶予期間中も「時間外労働が年720時間以内」「時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度」は適用されていた。

②課題 ～製糖時期の長時間労働と糖価調整制度～

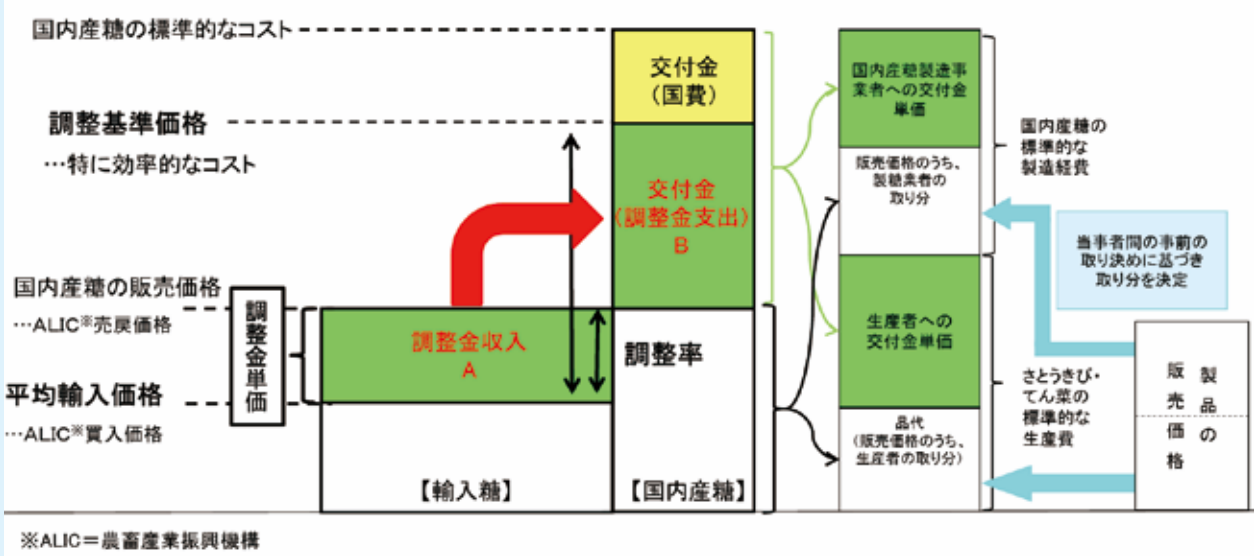
製糖業の特徴として、製糖時期の長時間労働を前提とした経営体制と、売上が糖価調整制度の仕組みの中で決まることが挙げられる。

製糖時期はサトウキビの収穫とあわせて12月～3月頃であり、収穫されたサトウキビを可能な限り早いうちに加工できるよう、24時間休みなく工場を稼働させることが慣習となっている。この時期は従業員が2交代勤務で対応する長時間労働や、季節工員を活用することで24時間の工場稼働を実現している。従来の体

制だと2024年度改正後の時間外労働の上限規制を超えるため、勤務体制を見直す必要が出てくる。なお、製糖時期が3月頃を目途に終了するのに対し、2024年度改正の適用は4月からとなるため、この影響は翌年の製糖時期（2024年12月頃～）から始まると考えられる。

また、糖価調整制度とは、「最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業その他の関連産業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保していく仕組み⁴」である。具体的には、輸入される粗糖には調整金をかけ、国内の生産者と製糖事業者に対しては、「標準的な国内産糖の製造コスト」と「国内産糖の販売価格」との差額が交付金として交付されている（図表26）。このため、製糖業の売上は糖価調整制度の仕組みの中である程度コントロールされているといえる。後述のヒアリング結果の通り、2024年度改正に伴い人件費等の経費が増加することが懸念されているが、製糖事業者の交付金の単価への反映が十分でなかった場合、経費のみが増加してしまう恐れがある。

図表26:糖価調整制度の仕組み



出所：農林水産省「砂糖・でん粉をめぐる状況について」（令和5年6月）

③ヒアリング結果と労働環境改善のための取り組み

製糖業においては、製糖時期の長時間労働の見直しが必要となる。図表27で、県内企業からのヒアリング結果をもとに、課題と対応策を整理する。

ヒアリング結果より、県内企業において製糖

時期の長時間労働が慣習化しており、2024年度改正に対応するために3交代勤務へ移行せざるを得ない状況であることが分かった。3交代勤務に移行することで人手不足や経費増加等が懸念される。対応策としては、主に業務の効率化と人材確保の取り組みが挙げた。

図表27:県内企業から挙げた現状の課題と対応策(製糖業)

課題	- 製糖時期（12～3月）は、24時間工場稼働を2交代勤務で対応する長時間労働が慣習化しており、100時間/月を超えている 3交代勤務に移行することで、1人当たりの時間外労働分の給与が減る。社員からの賃上げ交渉への対応や、季節工員が集まらなくなることが懸念される 3交代勤務への移行は従来よりも人手が必要となる。季節工の宿舎の確保や、従業員確保のための採用強化が必要となり、設備費用や人件費が増大する
対応策	- D X、生産ラインの見直し等、事務効率化により人手不足に対応する - 従業員確保のため、賃上げを実施する - 補助金を活用し、生産性向上、採用活動強化に取り組む - 同業者間での情報共有の場をつくり、効率化を図る

出所：りゅうぎん総合研究所

以上を踏まえ、製糖業を営む県内企業が時間外労働の上限規制に適応し、労働環境を是正す

るための取り組みとして、以下を提言したい（図表28）。

図表28:製糖業における労働環境改善のための取り組み

1. 機械の老朽化等に伴う設備更新に対する支援、生産性向上の取り組みに対する支援を強化する
2. さとうきび農家、製糖事業者のわが国における総合的な役割等を踏まえた政府による支援を検討する

出所：りゅうぎん総合研究所

なお、製糖業に対する支援策としては、既に政府や県からの補助事業が実施されている。主なものとして以下がある（図表29）。

県内企業における業務効率化や人材確保に資する自助努力はもちろん、行政においてはこうした補助制度の継続と強化を求めたい。

図表29:製糖業を支援する主な補助事業

- ・ 沖縄製糖業体制強化対策事業（内閣府沖縄振興局）
 - 労働力を安定的に確保するための人材確保の活動、製造施設運営等に必要な資格取得・技術者の人材育成を支援
- ・ 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業（農林水産省農産局）
 - 著しく老朽化した分みつ糖工場の大規模整備、集中管理・自動化等省力化による労働生産性向上等に必要な施設整備を支援

出所：内閣府沖縄振興局、農林水産省農産局のWEBサイトよりりゅうぎん総合研究所が整理



厚生労働省「働き方改革特設サイト」では、政府による助成金の案内や、働き方改革に取り組む中小企業の事例紹介など、働き方改革を支援している。 <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/>

4.適用猶予業種全体への提言

前章では、2024年度改正の対象となる適用猶予業種における課題と対応策を、ヒアリング

結果をもとに整理した。以下、各業種の労働環境改善のための取り組みとしての提言を再掲する(図表30)。

図表30:適用猶予業種の労働環境改善のための取り組み

建設業	1. 業務効率化や人材確保の取り組みについて、行政や業界団体等による、 <u>好事例の横展開</u> を目的としたセミナーや意見交換会の開催等を実施する 2. 受注者は時間外労働や工事の進捗状況を開示し、発注者側は工期の見直し（それに伴う請負金額の見直しを含む）についての協議に応じるよう、行政による両者への啓蒙活動を強化する。発注者、受注者が互いに時間外労働の上限規制に対する理解を深め、 <u>適切な工期となるよう協議すること</u> が必要である
自動車運転の業務	1. 業務効率化や人材確保に係る経費への <u>補助金制度を継続する</u> 2. 若手・女性・外国人の <u>運転者の育成を強化する</u> 例：・労働環境の改善等に関する企業向けの勉強会の開催 ・職業訓練校の訓練科に二種免許が取得できる養成科を追加
医師	1. 医療勤務改善支援センター等を活用し、適切な特例水準指定の申請や、適切な労務管理・健康確保の体制を整える 2. デジタルを活用した医療DXや、医療従事者全体での効率化を図るタスク・シフト/シェアの取り組みにより、医師が専門的な業務に専念できる環境づくりを進める。それには、医師の働き方改革に関して、県や医師会等が連携した議論の継続が不可欠である
製糖業	1. 機械の老朽化等に伴う <u>設備更新に対する支援、生産性向上の取り組みに対する支援を強化する</u> 2. さとうきび農家、製糖事業者のわが国における総合的な役割等を踏まえた政府による支援を検討する

出所：りゅうぎん総合研究所

前章で確認した通り、2024年度改正の対象となる県内の適用猶予業種においては、人手不足や長時間労働が未だ課題であった。しかしながら、他業種では既に時間外労働の上限規制が施行されている。対象企業はもちろん、関係企

業、行政、県民、それぞれが適用猶予業種の働き方改革に向き合い、改善を図るべきである。これを踏まえ、「建設業」「自動車運転の業務（タクシー・バス）」「医師」「製糖業」共通の取り組みとして、以下を提言したい(図表31)。

図31:適用猶予業種における働き方改革の取り組み

1. 働き方改革の必要性について、県民の理解を促進する
- 長時間労働を前提とした過剰なサービスの提供に問題意識を持ち、人手不足の状況下における企業の工夫（デジタル化等）に対して理解を示す
- 健全な労働環境づくりに取り組む企業の商品・サービスを選択する意識を持つ
2. 業務効率化、人手不足への対応の取り組みに対する補助事業の活用を強化する
- 経営者は、国・県・市町村等による補助事業について積極的に情報収集し、生産性向上の取り組みへの活用を図る
- 行政は、対象猶予業種における働き方改革に資する取り組みに対する補助事業を継続し、その周知、活用事例の横展開を強化する

出所：りゅうぎん総合研究所

(1) 県民の理解の促進

2024年度改正の対象業種に限らず、県内全体での人手不足の状況が続いている。そのような状況下で働き方改革を推進するには、業務効率化やサービス内容の見直しといった各企業の工夫が必要となる。消費者である県民は、長時間労働を前提とした過剰なサービスの提供に疑問を持ち、自らの商品・サービスの選択が長時間労働を助長していないか、という視点を日々の消費活動に取り入れる必要があると考える。

例えば、サービスのデジタル化や営業時間の短縮といった企業の工夫に理解を示し、健全な労働環境づくりに取り組む企業の商品・サービスを積極的に選択する意識を持つことが、県内の働き方改革を後押しすることに繋がるだろう。

県民一人ひとりが働き方改革の必要性に理解を示し、またその理解を促すための啓蒙活動が求められると考える。

(2) 補助事業の活用の強化

前章で国や県による適用猶予業種への補助事業をいくつか紹介したが、他にも行政による支援策は全業種を対象としたものも含め、多数実施されている。経営者は、国・県・市町村等が実施する補助事業について、各機関のWEBサイトや業界団体、商工会議所などを通じた積極的な情報収集を行い、生産性向上の取り組みへの活用を図ることが重要である。

厚生労働省沖縄労働局では、働き方改革を推進するため、WEBサイトにて県内企業の「働き方改革」取組事例を紹介しているほか、相談業務も実施している。こうした行政サービスの活用も効果的だろう。

また、行政には既存の補助事業についての周知・広報、好事例の横展開を強化することで、県内企業の積極的な補助事業の活用を促すことを求めたい。適用猶予業種はいずれも県内のインフラや県経済を支える重要な役割を果たす業種であることから、働き方改革を推進するための積極的な支援の継続が必要であると考えられる。

また、補助事業の1つとして、厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金」では、生産性を高

めながら労働時間の縮減等に取り組む企業を支援するため、働き方改革に資する取り組みの費用を補助している。

2023年度の交付申請期限は2023年12月28日に終了済みであり、沖縄県では同助成金全体で67件⁵が交付決定されている。同助成金は「適用猶予業種等対応コース」「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「労働時間適性管理推進コース」「団体推進コース」といった複数のコースが設けられている。特に2024年度改正の対象業種を支援する「適用猶予業種等対応コース」については、補助事業の継続の検討を求めたい。

5. おわりに

働き方改革の一環としての労働基準法の改正が2019年4月より順次適用され始め、2024年4月で5年を迎える。就業者は「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を重視した職業選択をする傾向が強まっており、人手不足のなかで限りある人材を確保するため、各企業は長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援といった施策に取り組んできた。

2024年度改正の対象となる適用猶予業種は、業務の特性等を考慮され、時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきた。一方で、その間、他業種は先行して長時間労働の是正に取り組んでいる。人材獲得競争のなかで選ばれる業界・企業となるためにも、適用猶予業種は働き方改革に本腰を入れて取り組む必要があるだろう。

また、適用猶予業種の長時間労働は対象企業だけの問題ではない。その先にいる関係企業や消費者は、適用猶予業種の長時間労働によって生み出された商品・サービスの恩恵を受けていることを忘れてはならない。

本レポートでは、労働基準法改正が県内企業に及ぼす影響(2024年問題)について調査してきたが、適用が開始される2024年4月を目にした現在もなお、長時間労働の課題は残っている。2024年度改正を契機とし、対象企業、関係企業、行政、県民を含む県全体の問題として、今後も働き方改革の推進に向き合い、取り組みを強化していくことが望まれる。(以上)

1. 技術者:主任技術者や管理技術者等、施工管理を行う者を指す。

2. 技能者:技能労働者。建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者を指す。

3. 建設ディレクター:ITとコミュニケーションスキルで現場を支援する新しい領域。(一般法人建設ディレクター協会WEBサイト)

4. 農林水産省「砂糖・でん粉をめぐる状況について」(令和5年6月)より

5. 厚生労働省「令和5年度予算執行の情報開示 補助金の交付決定状況」より

※沖縄科学技術大学院大学のHPから許可を得て転載した記事です。

新時代の教育研究を切り拓く

～沖縄科学技術大学院大学の取り組みについて～

細胞老化の新たな原因を発見 細胞膜損傷

傷ついた細胞膜が修復された細胞は、細胞分裂をやめ老化することを初めて明らかにし、Nature Agingに発表しました。



沖縄科学技術大学院大学(OIST)の研究チームは、東京大学、名古屋大学、名古屋市立大学の研究者と共同で行った研究で、細胞膜の損傷が細胞の老化を促進することを明らかにしました。2月22日に科学誌『Nature Aging』オンライン版に掲載された本論文は、同誌3月号の表紙を飾ります。

細胞の内側と外側を区切る細胞膜は、わずか5 nm、シャボン玉の薄膜の20分の1ほどの厚みしかありません。したがって細胞は筋肉の収縮や組織の損傷などによって容易に傷つきます。そうした傷に対処するため、細胞にはある程度までの細胞膜損傷であれば自ら修復できるメカニズムが備わっています。

細胞膜損傷を経験した細胞は、元通りに傷を修復して分裂を再開するか、もしくは傷を修復できず細胞死が引き起こされるか、いずれかの運命をたどるとこれまで考えられていました。しかし今回の研究では、細胞膜の

傷が修復されたあと、細胞は分裂をやめ、老化することが明らかになりました。

がん細胞は無限に分裂できますが、がんではない正常細胞には細胞分裂の回数の上限があり、50回程度分裂したあとには不可逆的に増殖を停止し、老化細胞となります。老化細胞はまだ代謝的には活発ですが、若い細胞や健康な細胞とは異なり、様々な分泌タンパク質を産生することで、近傍の組織や離れた場所にある臓器の両方で免疫反応を亢進(こうしん)させます。このメカニズムは、創傷治癒の促進、がんの促進、老化など、私たちの身体に有益な結果と有害な結果の両方を引き

起こします。近年、ヒトを含む動物の体内にある老化細胞を除去することで体の機能を若返らせることが様々な研究グループから報告されています。一方で、人体における老化細胞誘導の引き金については議論が続いています。今回、河野恵子准教授率いるOIST膜生物学ユニットの研究チーム(須田晃治郎、森山陽介、ヌルハナニ・ラザリら)は、細胞膜損傷により誘導された老化細胞の遺伝子発現パターンが、人間の体内の損傷した組織の近辺の老化細胞と非常によく似ていることを、バイオインフォマティクス解析などにより明らかにしました。この結果は、生体内の老化細胞が細胞膜損傷を起点として誘起される可能性を示しています。

細胞老化の引き金として最もよく知られている誘因は、繰り返し起こる細胞分裂(テロメア短縮)です。他にも、DNA損傷、がん遺伝子活性化、エピジェネティックな変化など、様々なストレスが細胞老化を誘導します。これまで、こうした様々なストレスがDNA損傷応答の活性化を介して最終的に細胞老化を誘導すると考えられていました。しかし、本研究により、細胞膜損傷はカルシウムイオンとがん抑制遺伝子p53が関与する

別のメカニズムで細胞老化が誘導されることが明らかになりました。河野准教授は、「これらの知見は、健康長寿を達成するための新たな戦略の開発に寄与する可能性があります」と、本研究の可能性に言及しています。

ヘッダー画像について

金継ぎは、陶器のひび割れを漆と金で補修し使い続けるための日本の伝統的な技術である。ひび割れは修復されるものの、完全に元通りになるわけではなく、元の陶器とは異なる古びた風合いをもたらす。ここでは、細胞膜が傷つき修復されるものの、細胞の性質は不可逆的に変化し異なる振る舞いをするを金継ぎになぞらえて表現している。イラスト提供: Amy Cao (ソーク研究所)



OISTでは下記のとおり一般見学の受け入れを行っております。

- ・自由見学ー予約不要、毎日9時～17時
 - ・ガイド付き見学ー要予約・先着順、平日のみ
- 詳しくはHPの見学ページ (<https://www.oist.jp/ja/guided-campus-tour>) をご覧ください。



見学ページ

沖縄総合事務局経済産業部の取組について 経営の自己変革をもたらす 官民合同伴走型支援

内閣府沖縄総合事務局、(一社)沖縄県中小企業診断士協会は、令和6年2月8日(木)に「企業の稼ぐ力を育み未来を切り開く経営フォーラム」を開催し、官民合同伴走型支援の成果報告を行いました。

「伴走型支援」とは、将来の目指す姿に向かって取り組むべき課題を主体的に考える企業に対し、中小企業診断士等の専門家と行政とで組成した支援チームが、財務、経営、商品開発、営業、人事、マーケット等様々な観点から「対話と傾聴」を繰り返すことで、これまで気付かなかった本質的課題へと促し、その解決に至るまでお手伝いするものです。感染症の蔓延、人手不足、物価の高騰等により不透明性が増大する昨今の経営環境の中、一人当たりの県民所得や労働生産性が全国最下位である沖縄が「稼ぐ力」を高めるためには、企業が「課題設定力」を強化し、自ら解決することが重要と考え、伴走型支援の手法を推進しています。

本フォーラムでは、琉球大学人文社会学部教授の二宮元氏及び沖縄大学経法商学部准教授の島田尚徳氏から沖縄の雇用・労働問題、労働生産性の現状についてご講演いただき、前中小企業庁長官の角野然生氏からビデオメッセージにより伴走型支援が果たす役割、重要性等についてご説明いただいた後、伴走型支援を受けた企業経営者、支援を実施した専門家(伴走コンサルタント)によるパネルディスカッションを実施しました。

パネルディスカッションでは、(株)御菓子御殿専務取締役の澤岬千秋氏は「社内課題について常に考えていたので、積極的に生産性向上のための設備投資や大幅な昇給など利益の還元につながった」、南島酒販(株)代表取締役社長の大岩健太郎氏は「20～30代の若手社員を将来の幹部候補に指名し、人材育成に取り組んだ。それまでは自分の仕事を一生懸命やるだけだったが、会社全体のことを考えるようになり、視点を上げるきっかけになった」、瑞泉酒造(株)代表取締役社長の佐久本学氏は「少

しだが社員それぞれが自主的に動くようになり、製造や営業部門において、年単位ではなく1～2週間単位の短期的な計画を立てられるようになった」等と、伴走型支援による成果を語りました。また、伴走コンサルタントの森川雅章氏は「身近なことで成功体験を積んでいくことで、企業は少しずつ自ら変わっていく」と発言され、ファシリテーターの西里喜明氏(本事業推進事務局統括プロジェクトマネージャー)は「支援者と経営者が信頼関係を築き、企業の本質的課題に腹落ちし、その解決に真摯に取り組む伴走型支援は本来あるべき姿の経営支援手法となるだろう」と締め括りました。

今後も伴走型支援のノウハウ蓄積に努め、企業支援手法の1つとして沖縄に根付かせたいと考えています。皆様も、伴走型支援を受けてみませんか？



↑ 伴走型支援と従来の支援との違い



パネルディスカッションの様子



会場の様子

内閣府 沖縄総合事務局
経済産業部

■本記事に関するお問い合わせについて
内閣府沖縄総合事務局経済産業部企画振興課

TEL:098-866-1727

<https://www.ogb.go.jp/keisan>

沖縄総合事務局経済産業部の取組について

令和5年度果報庭（かふうなゐ：果報をもたらす出会いの場）開催報告

～ 果報庭での出会いが県内の中小企業等を元気に！域内経済循環の向上で観光地沖縄が豊かに！～

令和6年1月16日（火）に、県内中小企業と観光事業者（県内ホテルなど）が相互に理解を深める情報交流会として、今回で4回目となる「果報庭」をラグナガーデンホテルで開催いたしました。今年度は、アメニティ用品やアクティビティサービスなど、飲食を除くサプライヤーが出展しました。（同日・同会場にて飲食のサプライヤーが出展する「食のいちゃりば展示商談会」も同時開催。）

「果報庭」は、以下を目標としています。

- ①中小企業等の稼ぐ力の向上
- ②観光地としての魅力向上・持続可能な観光地形成（観光拠点における県内商品の取扱いの増加、県内商品の消費促進）
- ③域内の経済循環を高め、県民所得向上が図られる

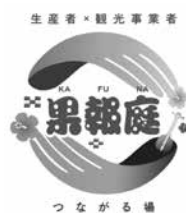
本情報交流会では、「観光事業者と関わる機会がなく、取引もハードルが高い」「どんなサービス・商品なら選んでもらえるだろうか」と感じている県内サプライヤーと、「地元の商品やサービスを利用したい」「どこにどんな商品やサービスがあるか知りたい」と考えているバイヤーが、相互に情報をシェアし交流することで、パートナーシップを構築し、マーケットニーズに即した魅力的な商品開発が図られることなどを支援しています。



果報庭会場の様子①

当日は、県内のサプライヤー34事業者、ホテル・小売店等のバイヤー約90事業者が参加し、会場は賑わっていました。

参加したサプライヤーからは、「ホテル事業者様とコミュニケーションをとる機会は、個人ではなかなかできないので、有意義な機会だった」「会ったことのない業種の方々とお話しができ、具体的な取引の話を進められた」と嬉しいお声をいただきました。参加したバイヤーからは、「様々な県内企業を知ることができて良かった」、「SDGsに配慮した製品もあり良かった」「オリジナル商品を作りたい」といった反響がありました。



果報庭ロゴマーク
(上)

果報庭会場の様子②
(右)



今後も沖縄総合事務局では、沖縄観光の魅力向上、地産地消・域内経済循環の促進、中小事業者の稼ぐ力の向上を目指して、各種支援策・イベント等の取組を実施していきます！

【令和4年度の成約実績について！】

経済産業部では、令和4年度に実施した果報庭において、成約に至った事業者の事例をご紹介します。ぜひご確認ください。

果報庭の事例などについては
こちらから！



内閣府 沖縄総合事務局
経済産業部

■本記事に関するお問い合わせについて
内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

TEL:098-866-1755

<https://www.ogb.go.jp/keisan>

キャンペーンページは
こちらから

はじめての給与振込はりゅうぎんで!!

キャンペーン応募は
こちらから

2024 春のわくわく キャンペーン

期間 2024.2.13(火)〜6.28(金)

期間中/

りゅうぎんで給与振込+下記の対象お取引で! 抽選でステキな景品が当たる!!

\ 50,000円以上/

新規で給与振込を指定

+

りゅうぎんアプリへの口座登録

で抽選口数GET!

さらに 下記の取引数に応じて抽選口数UP!

※「りゅうぎんアプリ」「りゅうぎんVisaデビットカード」「OCS-VISAカード」「OCS-VISAゴールドカード」「NISA口座開設」につきましては、既存契約も対象となります。

りゅうぎんVisaデビットカード

OCS-VISAカード/OCS-VISAゴールドカード

NISA口座開設

GETした抽選口数で応募しよう! A賞・B賞・C賞の中からご希望の景品にご応募いただけます

A賞

抽選で 15組30名様

※ご希望のチームの
チケットをお選び
いただけます。好きな沖縄プロスポーツチームホーム戦
観戦ペアチケットをプレゼント!

B賞

抽選で 50名様にプレゼント!

現金5,000円



C賞

抽選で 200名様にプレゼント!

\ 選べる/
デジタルギフト 1,000円分

対象者	応募方法	キャンペーンページ内専用応募フォームからご応募いただけます。
抽選について	●2024年7月の各取引実績を確認後、8月に抽選を行います。 ●対象のお取引数に応じて以下の抽選口数を付与します。 例 ①新規で50,000円以上の給与振込をご指定+りゅうぎんアプリへの口座登録...1口 ②①のお取引に加え、口数アップ対象取引のうちいずれか1つをご契約...2口 ③①のお取引に加え、口数アップ対象取引のうちいずれか2つをご契約...3口 ④①のお取引に加え、口数アップ対象取引すべてをご契約...4口	プレゼント時期 (A賞) 観戦チケット▶2024年8月〜10月頃 (各団体・シーズンの開催状況により異なります) (B賞) 現金5,000円▶2024年8月 (C賞) デジタルギフト▶2024年8月 ※A賞およびC賞の当選者は、ご登録のメールアドレス・ご住所へ景品を送付、B賞は給与口座への振込をもって発表にさせていただきます。
ご留意点	●給与振込については、お勤め先から「給与」として発信された振込が対象となります。●キャンペーンの内容・商品は予告なく変更または終了する場合がございます。●当選は一人様1回限りとしてさせていただきます。●本キャンペーンのプレゼントは課税対象となる場合がございます。●給与振込口座または対象商品をご解約された場合はキャンペーン対象外となります。【りゅうぎんVisaデビットカードについて】[申込対象]中学生を除く15歳以上で、当行預金をお持ちの個人[年会費]550円(税込)ただし、初年度無料。2年目以降は前年度のご利用実績が5万円以上(ATMでのお引出しは対象外)であれば無料。【OCS-VISAカード/OCS-VISAゴールドカードについて】入会に際しましては所定の審査がございます。【NISA口座開設について】NISA口座開設には、投資信託の口座開設が必要です。またNISA口座開設においても、お申し込みから3〜4週間程度のお時間がかかる場合がございますので、口座開設のお申し込みはお早めをお願いいたします。【選べるデジタルギフトについて】●ラインナップの中から好きな商品と交換していただけます。●ポイント数は受け取ったチケット券面をご確認ください。●ラインナップおよび交換に必要なポイントは付与されたギフトにより異なり、変更になる場合がございます。●ポイント交換レートは商品により異なります。記載された必要ポイント数をよくご確認の上、商品と交換してください。●ラインナップは随時変更となる場合がございます。●ポイントの利用には期限がございます。ホーム画面に表示された期限までにお好きな商品と交換してください。●期限終了後、ポイント残高は失効します。ポイントの払い戻しはお受けしていません。●ポイントの追加チャージはできません。●商品交換後の商品の変更・キャンセルはできません。	

投資信託に関する留意点

【投資信託の主なリスクについて】投資信託は、値動きのある国内外の株式、債券、不動産投資などを投資対象としますので、組み入れた株式、債券や不動産投資などの価格の下落や、株式、債券や不動産投資などの発行者の財務・経営悪化などにより、損失が生じる可能性があります。また、外貨建資産に投資する投資信託は、為替の変動により損失が生じる可能性があります。各ファンドのリスクについては、「目論見書」でご確認ください。

【投資信託に係る手数料等について】●お申込手数料の上限は、ご投資金額に3.85% (税込) を乗じて得た額とします。各ファンドにより異なりますので、目論見書等でご確認ください。●信託報酬の上限は、信託財産の純資産総額に対して、年率2.09% (税込) を乗じて得た額とします。ファンドの信託財産から差し引かれます。●信託財産留保額の上限は、解約時の基準価額に対し、0.3% を乗じて得た額とします。●その他詳細は、各ファンドの「目論見書」でご確認ください。※各ファンドに係る手数料等の最大合計額は、申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

【その他留意点について】●お申込みの際は、目論見書を必ずご覧ください。目論見書は全店の店頭または琉球銀行ホームページにご用意しております。●投資信託は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は投資信託会社が設定・運用を行う商品です。●投資信託の運用による収益および損失は、ご購入のお客さまに帰属します。●各ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。

商号等:株式会社 琉球銀行 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登録)第2号 加入協会:日本証券業協会

くわしくはりゅうぎん窓口またはホームページまで

琉球銀行

2024年2月13日 現在

お客様のSDGsに関する取り組みをりゅうぎんがサポート!

りゅうぎん
SDGs応援
サービス

Ryugin SDGs support service

りゅうぎんSDGs応援サービスとは?



お客様のSDGsへの取組状況や、今後取り組まれる現時点の課題等を「診断書ツール」を活用して見える化



当行が提供するソリューションにより、個別課題に向けた具体的な取組みをサポート(伴走支援)

対 象

当行とお取引のある法人・個人事業主のお客様

取扱店

当行全営業店

サクッと診断! 無料版

もっとサポート! 有料版 110,000円(税込)

即時
診断

簡易ヒアリング

診断結果 ▶ 約1日

特 徴

01

深掘りヒアリング

診断結果 ▶ 約1カ月

「SDGs宣言書」の作成

特 徴

02

- ・「SDGs宣言書」の作成
- ・当行HPリリース

伴走支援

特 徴

03

伴走支援

ご
注
意
事
項

- 本サービスで使用するチェックシートは東京海上日動火災保険株式会社に開発協力をいただいております。
- 本サービスで使用するチェックシートは三井住友海上火災保険株式会社およびMS&ADインターリスク総研株式会社に開発協力をいただいております。
- 本サービスのご相談は、お近くの琉球銀行の支店にお問い合わせください。

●りゅうぎん調査● 県 内 の



景気は、緩やかに拡大している(5カ月連続)

消費関連では、百貨店売上高は前年を上回る

観光関連では、入域観光客数は前年を上回る

消費関連は、消費マインドは底堅く継続しており、回復の動きが強まっていること、建設関連は資材価格が高止まりしているものの、民間工事の動きが活発化しており、回復の動きが強まっていること、観光関連は、前年同月に実施された全国旅行支援の反動減はあるものの、引き続き国内外の旅行需要高く、緩やかに拡大していること、総じて県内景気は緩やかに拡大している。

先行きは、底堅い消費マインドと観光需要にけん引され、緩やかな拡大基調が継続するとみられる。



消費関連

百貨店売上高は、7カ月連続で前年を上回った。年始の初売りが活況となったほか、催事企画による集客効果がみられ、売上増加に寄与した。スーパー売上高は、既存店・全店ベースともに20カ月連続で前年を上回った。値上げによる単価上昇や来店客数の増加などにより食料品を中心に底堅く推移した。新車販売台数は、一部自動車メーカーによる生産・出荷停止の影響に加え、レンタカー需要の高まりがみられた前年同月の反動などにより2カ月連続で前年を下回った。家電大型専門店販売額(12月)は、5カ月連続で前年を上回った。

先行きは、新車をはじめとする耐久消費財の先行きに懸念があるものの、消費マインドは堅調な推移が見込まれ、回復の動きが強まるとみられる。



建設関連

公共工事請負金額は、県は減少したが、国、市町村、独立行政法人等・その他は増加したことから3カ月連続で前年を上回った。建築着工床面積(12月)は、非居住用は減少したものの、居住用は増加したことから2カ月ぶりに前年を上回った。新設住宅着工戸数(12月)は、持家、貸家は減少したが、分譲、給与は増加したことから7カ月連続で前年を上回った。県内主要建設会社の受注額は、公共工事、民間工事ともに減少したことから、3カ月ぶりに前年を下回った。建設資材関連では、セメントは2カ月ぶりに前年を上回り、生コンは2カ月連続で前年を下回った。鋼材売上高、木材売上高は、出荷量が増加したことなどから前年を上回った。

先行きは、資材価格などが高止まりしているものの、民間工事の動きが活発化していることなどから回復の動きが強まるとみられる。



観光関連

入域観光客数は、26カ月連続で前年を上回った。国内客は3カ月ぶりに増加し、外国客は16カ月連続で増加した。県内主要ホテルは、稼働率、売上高、宿泊収入全て3カ月ぶりに前年を上回った。主要観光施設入場者数は23カ月連続で前年を上回った。ゴルフ場は、入場者数は2カ月ぶりに減少し、売上高は5カ月連続で前年を上回った。前年同月に実施された全国旅行支援の反動は多少あるものの、国内外からの旅行需要が高いなか、年始や連休の航空便の増便や那覇発着フライ&クルーズの実施、サッカーキャンプなどのスポーツイベントもあり好調に推移した。

先行きは、外国からの訪日意欲が高いなか那覇空港発着の航空便の拡充があり、外国客の増加が見込まれること、プロ野球キャンプ等のスポーツイベントが開催され、国内客の増加も予想されることから、緩やかに拡大するとみられる。



雇用関連・その他

新規求人数は、前年同月比2.4%減と2カ月ぶりに前年を下回った。産業別では、生活関連サービス業・娯楽業、卸売業・小売業、運輸業・郵便業などで減少した。有効求人倍率(季調値)は1.14倍で、前月より0.01ポイント低下した。完全失業率(季調値)は2.8%と、前月から0.2ポイント低下した。

消費者物価指数は、前年同月比3.2%の上昇となり、29カ月連続で前年を上回った。生鮮食品を除く総合は同3.2%の上昇となり、生鮮食品及びエネルギーを除く総合は4.2%の上昇となった。

倒産件数は4件で前年同月から2件増加した。負債総額は4億1,600万円で、前年同月比225.0%増となった。

2024.1

りゅうぎん調査

増減率(%)



消費関連

	前年同月比	前年同期比 (2023.11－2024.1)
(1) 百貨店(金額)	7.1	4.4
(2) スーパー(既存店)(金額)	3.5	3.9
(3) スーパー(全店)(金額)	4.0	4.4
(4) 新車販売(台数)	▲ 19.7	▲ 7.4
(5) 家電大型専門店販売額(金額)	(12月) 3.2	(10-12月) 3.1



建設関連

(1) 公共工事請負金額(金額)	279.4	129.7
(2) 建築着工床面積(m ²)	(12月) 3.0	(10-12月) ▲ 16.1
(3) 新設住宅着工戸数(戸)	(12月) 7.3	(10-12月) 7.3
(4) 建設受注額(金額)	P ▲ 73.0	P 10.9
(5) セメント(トン数)	0.4	▲ 1.5
(6) 生コン(m ³)	▲ 1.5	1.8
(7) 鋼材(金額)	P 25.2	P 35.2
(8) 木材(金額)	7.6	3.7



観光関連

(1) 入域観光客数(人数)	18.2	11.3
うち外国客数(人数)	168.5	241.5
(2) 県内主要ホテル稼働率	(前年同月差)P 1.8	(前年同期差)P ▲ 4.0
	(実数) P 49.0	(実数) P 52.8
(3) " 売上高(金額)	P 6.6	P ▲ 0.2
(4) 観光施設入場者数(人数)	25.9	21.7
(5) ゴルフ場入場者数(人数)	▲ 2.3	▲ 0.7
(6) " 売上高(金額)	3.9	4.8



その他

(1) 県内新規求人数(人数)	▲ 2.4	▲ 3.2
(2) 有効求人倍率(季調値)	1.14	1.14
(3) 消費者物価指数(総合)	3.2	3.5
(4) 企業倒産件数(件数)	(前年同月差) 2	(前年同期差) 2
(5) 広告収入(県内マスコミ)(金額)	(12月) ▲ 4.1	(10-12月) ▲ 2.0

(注1) 公共工事請負金額は西日本建設業保証株式会社沖縄支店調べ。建築着工床面積、新設住宅着工戸数は国土交通省調べ。県内新規求人数、有効求人倍率は沖縄労働局調べ。入域観光客数、消費者物価指数は沖縄県調べ。

企業倒産件数は東京商工リサーチ沖縄支店調べ。Pは速報値。

(注2) 2022年4月より家電卸売販売額から家電大型専門店販売額へと更改した。

(注3) ゴルフ場は、2021年4月より調査先を8ゴルフ場から6ゴルフ場とした。

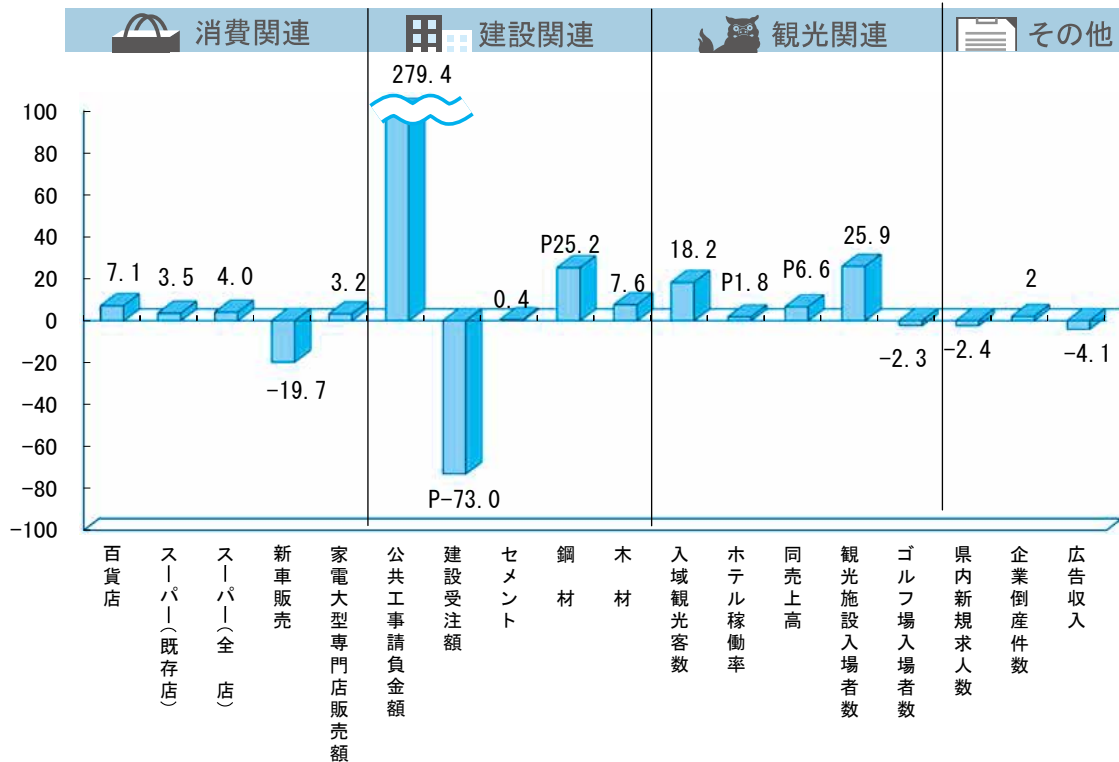
(注4) 主要ホテルは、2021年11月より調査先を28ホテルから27ホテルとした。

(注5) 2016年7月より企業倒産件数の前年同期差は、3カ月の累計件数の差とする。

(注6) 建設受注額は、2022年12月より調査先17先のうち、一部更改を行った。

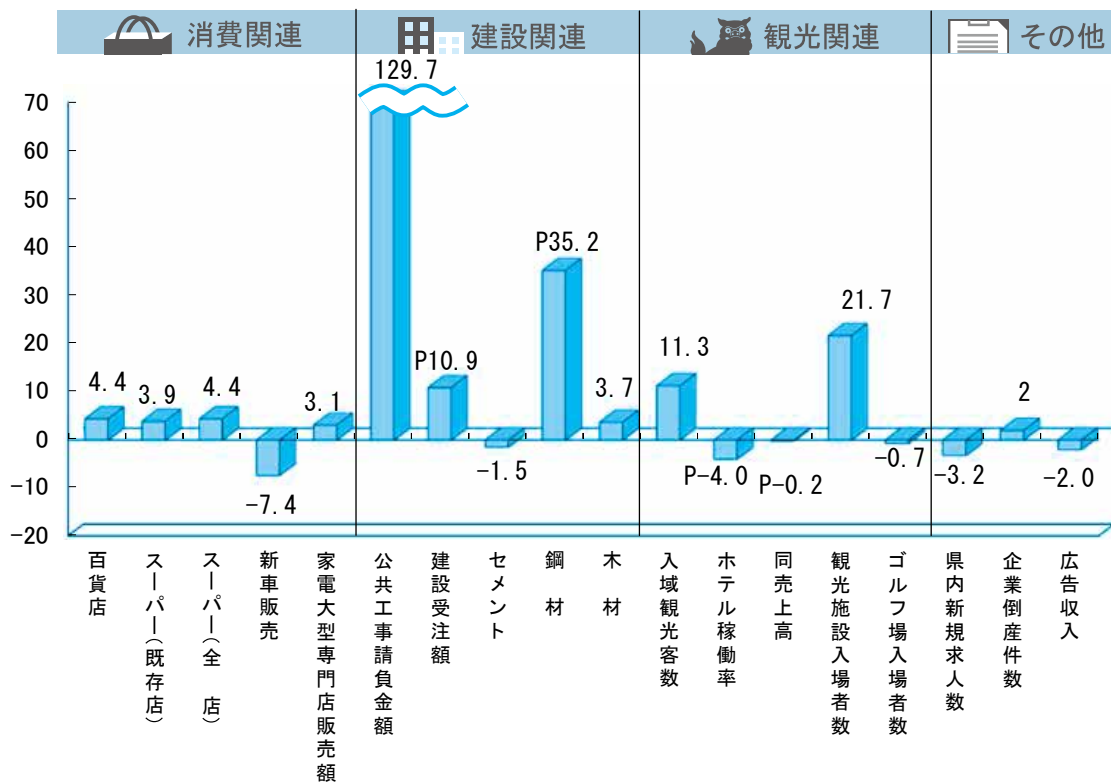
(注7) 有効求人倍率(季調値)と県内新規求人数(人数)は、就業地ベース。

項目別グラフ 単月 2024.1



(注)家電販売額・広告収入は23年12月分。数値は前年比(%)。
ホテル稼働率(%ポイント)、企業倒産件数(件)は前年差。Pは速報値。

項目別グラフ 3カ月 2023.11～2024.1



(注)家電販売額・広告収入は23年10月～23年12月分。数値は前年比(%)。
ホテル稼働率(%ポイント)は前年差。企業倒産件数(件)は3カ月の累計件数の前年差。Pは速報値。



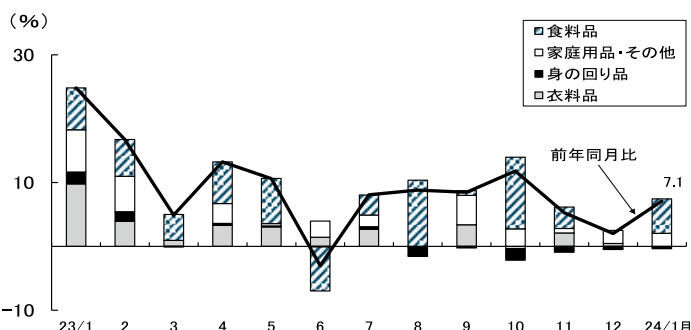
消費関連

① 百貨店売上高（前年同月比）

※棒グラフは品目別寄与度

7カ月連続で増加

- 百貨店売上高は、前年同月比7.1%増と7カ月連続で前年を上回った。
- コロナ5類移行後初の初売りでは、高額商材が低調となったものの、福袋を目当てに開店前に長蛇の行列ができるなど活況さがみられた。また、催事による集客効果などもあり、食料品を中心に堅調に推移した。
- 品目別にみると、食料品が同17.6%増、家庭用品・その他が同7.4%増、衣料品が同0.6%減、身の回り品が同1.8%減となった。

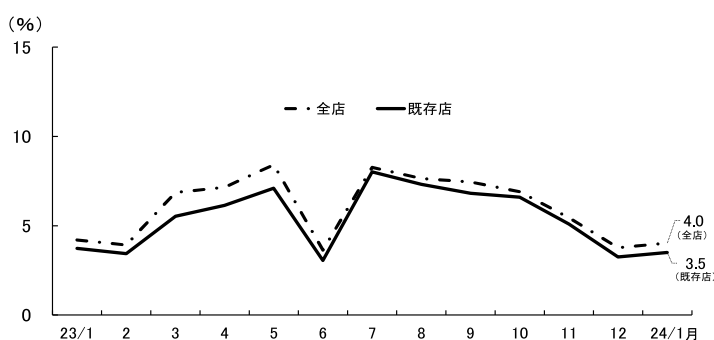


出所：りゅうぎん総合研究所

② スーパー売上高（前年同月比）

全店ベースは20カ月連続で増加

- スーパー売上高は、既存店ベースでは前年同月比3.5%増と20カ月連続で前年を上回った。
- 食料品を中心に価格に敏感な消費者が増加しているものの、値上げによる単価上昇や来店客数の増加に加え、免税売上の増加などもあり売上増加に寄与した。
- 品目別にみると、食料品が同3.0%増、住居関連が同5.3%増、衣料品が同5.9%増となった。
- 全店ベースでは同4.0%増と20カ月連続で前年を上回った。



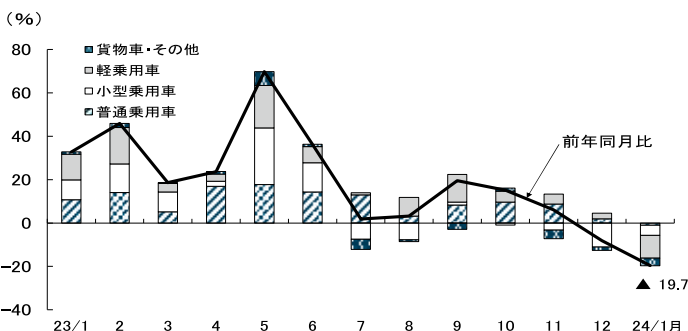
出所：りゅうぎん総合研究所

③ 新車販売台数（前年同月比）

※棒グラフは車種別寄与度

2カ月連続で減少

- 新車販売台数は2,866台で前年同月比19.7%減と2カ月連続で前年を下回った。
- 一部自動車メーカーによる生産・出荷停止の影響に加え、旅行需要喚起策等によるレンタカー需要の高まりがみられた前年同月の反動などにより、前年を下回った。
- 普通自動車（登録車）は1,418台（同12.3%減）で、うち普通乗用車は714台（同5.1%減）、小型乗用車は564台（同22.8%減）であった。軽自動車（届出車）は1,448台（同25.7%減）で、うち軽乗用車は1,118台（同25.1%減）であった。



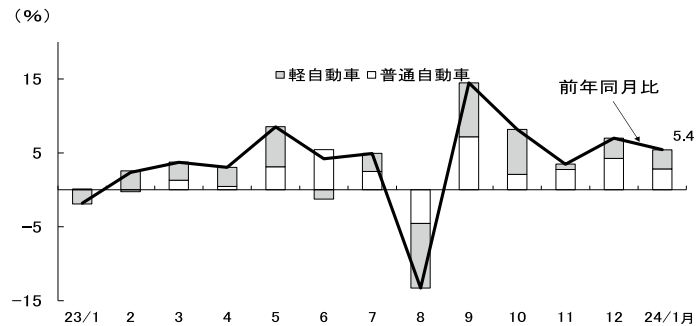
出所：沖縄県自動車販売協会

④ 中古自動車販売台数【登録ベース】（前年同月比）

※棒グラフは車種別寄与度

5カ月連続で増加

- ・中古自動車販売台数（普通自動車及び軽自動車の合計、登録ベース）は1万6,500台で前年同月比5.4%増と5カ月連続で前年を上回った。
- ・新車の供給回復に伴い、中古車登録台数が増加したことなどにより前年を上回った。
- ・内訳では、普通自動車が6,370台（同7.5%増）、軽自動車が1万130台（同4.2%増）となった。

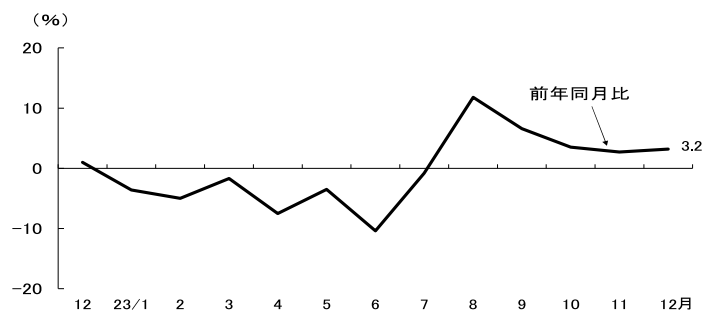


出所：沖縄県中古自動車販売協会 ※登録ベース

⑤ 家電大型専門店販売額（前年同月比）

5カ月連続で増加

- ・家電大型専門店販売額（12月）は、前年同月比3.2%増と5カ月連続で前年を上回った。
- ・客数の減少により白物家電を中心に低調な動きとなったものの、値上げによる単価上昇などにより売上が増加した。



出所：経済産業省商業動態統計調査

消費
関連

建設
関連

観光
関連

その他



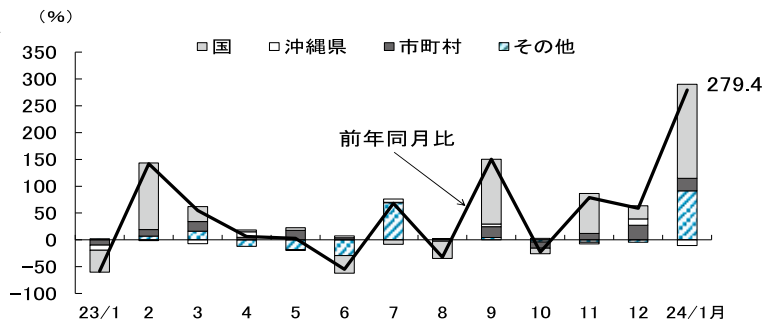
建設関連

① 公共工事請負金額（前年同月比）

※棒グラフは発注者別寄与度

3カ月連続で増加

- 公共工事請負金額は、421億6,496万円で、県は減少したが、国、市町村、独立行政法人等・その他は増加したことから、前年同月比279.4%増となり、3カ月連続で前年を上回った。
- 発注者別では、国（同578.8%増）、市町村（同61.4%増）、独立行政法人等・その他（同841.2%増）は増加し、県（同51.0%減）は減少した。



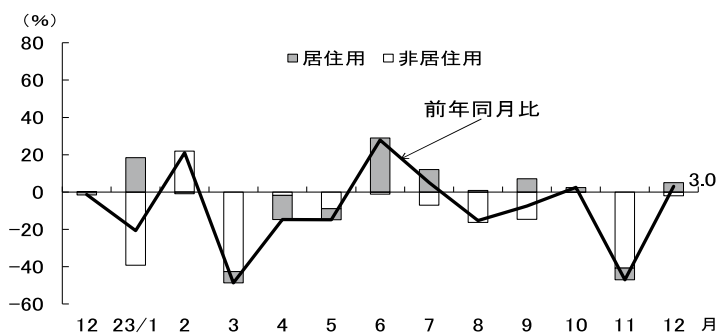
出所：西日本建設業保証株式会社沖縄支店

② 建築着工床面積（前年同月比）

※棒グラフは用途別寄与度

2カ月ぶりに増加

- 建築着工床面積（12月）は13万8,702㎡となり、非居住用は減少したものの、居住用は増加したことから、前年同月比3.0%増と2カ月ぶりに前年を上回った。用途別では、居住用は同8.1%増となり、非居住用は同5.3%減となった。
- 建築着工床面積を用途別（大分類）にみると、居住用では、居住専用は増加し、居住産業併用は減少した。非居住用では、金融・保険業用などが増加し、飲食店・宿泊業用や卸売・小売業用などが減少した。



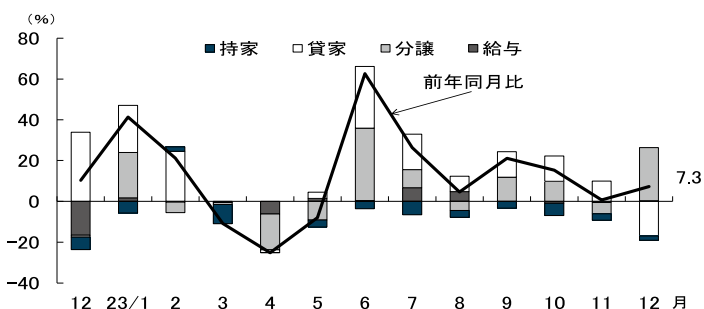
出所：国土交通省

③ 新設住宅着工戸数（前年同月比）

※棒グラフは利用関係別寄与度

7カ月連続で増加

- 新設住宅着工戸数（12月）は1,102戸となり、持家、貸家は減少したが、分譲、給与は増加したことから前年同月比7.3%増と7カ月連続で前年を上回った。
- 利用関係別では、分譲（471戸）が同132.0%増、給与（3戸）が全増と増加し、持家（225戸）が同8.9%減、貸家（403戸）が同30.2%減と減少した。



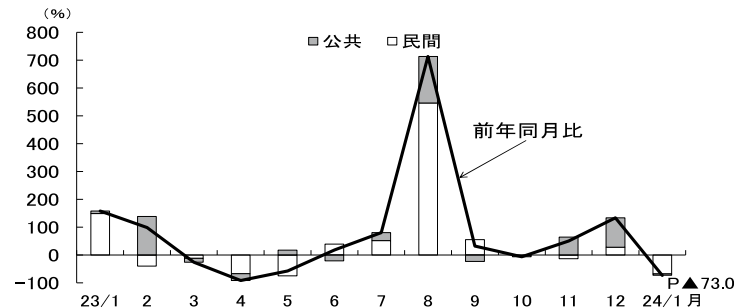
出所：国土交通省 ※給与は、社宅や宿舎などのこと。

④ 建設受注額（前年同月比）

※棒グラフは発注者別寄与度

3カ月ぶりに減少

- ・建設受注額（調査先建設会社：17社、速報値）は、公共工事、民間工事ともに減少したことから、前年同月比73.0%減と3カ月ぶりに前年を下回った。
- ・発注者別では、公共工事（同31.0%減）は3カ月ぶりに減少し、民間工事（同81.4%減）は2カ月ぶりに減少した。



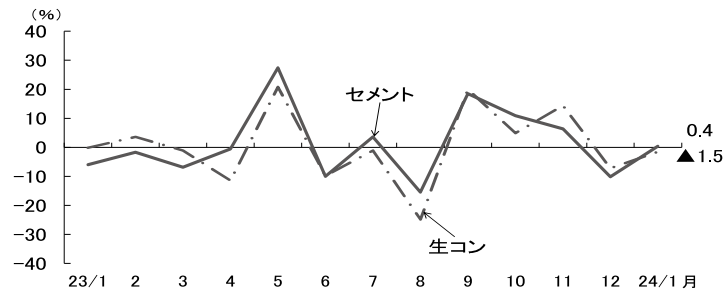
出所：リゅうぎん総合研究所

（注）2022年12月より調査先17社のうち、一部更改を行なった。

⑤ セメント・生コン（前年同月比）

セメントは2カ月ぶりに増加、 生コンは2カ月連続で減少

- ・セメント出荷量は5万4,783トンとなり、前年同月比0.4%増と2カ月ぶりに前年を上回った。
- ・生コン出荷量は8万9,027m³で同1.5%減となり、2カ月連続で前年を下回った。
- ・生コン出荷量を出荷先別にみると、公共工事では、防衛省向けなどが増加し、橋梁関連向けや海事工事向けなどが減少した。民間工事では、商業施設向けなどが増加し、社屋関連向けや医療関連向けなどが減少した。

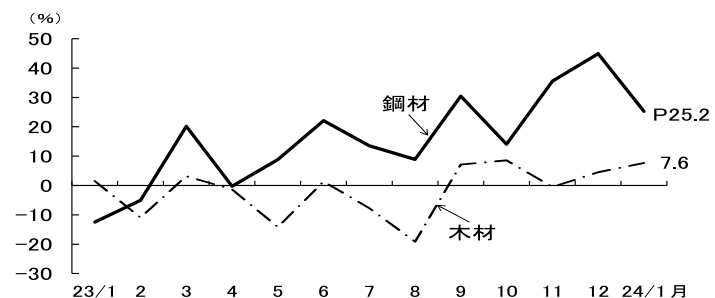


出所：リゅうぎん総合研究所

⑥ 鋼材・木材（前年同月比）

鋼材は9カ月連続で増加、 木材は2カ月連続で増加

- ・鋼材売上高（速報値）は、出荷量が増加したことなどから前年同月比25.2%増と9カ月連続で前年を上回った。
- ・木材売上高は、出荷量が増加したことなどから同7.6%増と2カ月連続で前年を上回った。



出所：リゅうぎん総合研究所

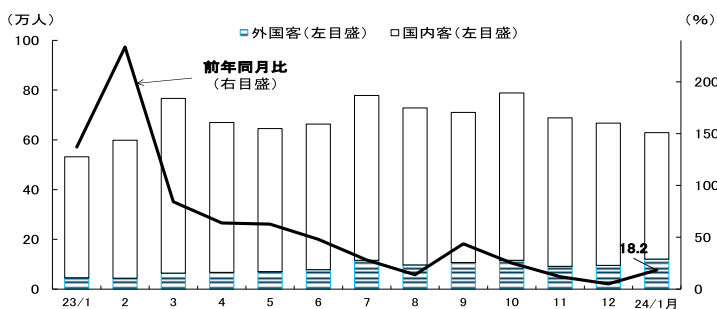


観光関連

① 入域観光客数(実数、前年同月比)

26カ月連続で増加

- 入域観光客数は、62万9,100人(前年同月比18.2%増)となり、26カ月連続で前年を上回った。
- 路線別では、空路は59万7,600人(同12.6%増)となり26カ月連続で前年を上回った。海路は3万1,500人(同2,000.0%増)となり17カ月連続で前年を上回った。
- 前年同月は全国旅行支援が実施されておりその反動減はあるものの、年始や連休の旅行需要にかかる航空便の増便や、那覇発着フライ&クルーズの実施のほか、サッカーキャンプなど県内各地でのスポーツイベントがあり、前年同月を上回った。

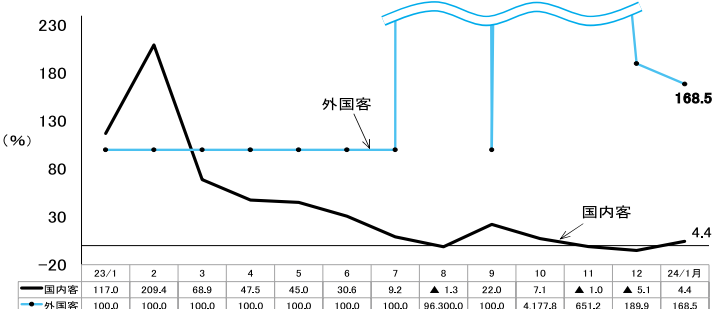


出所: 沖縄県観光政策課

② 入域観光客数【国内客、外国客】(前年同月比)

国内客は3カ月ぶりに増加、外国客は16カ月連続で増加

- 国内客は、50万8,800人(前年同月比4.4%増)となり、3カ月ぶりに前年を上回った。外国客は12万300人(同168.5%増)となり、16カ月連続で増加した。
- 台湾直行便の再開・増便があり、外国客は引き続き好調に推移した。

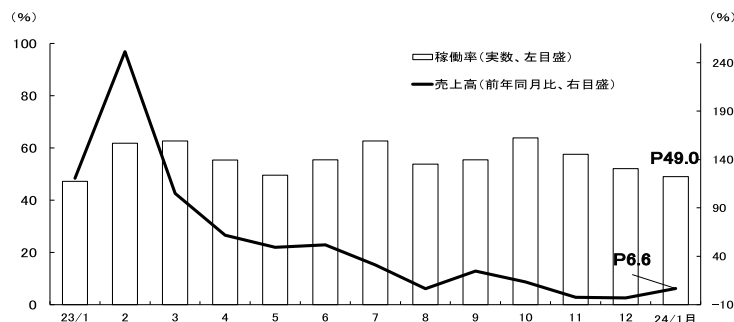


出所: 沖縄県観光政策課

③ 主要ホテル稼働率・売上高(実数、前年同月比)

稼働率、売上高ともに3カ月ぶりに増加

- 主要ホテル(速報値)は、客室稼働率は49.0%と前年同月差1.8%ポイント上昇、売上高は前年同月比6.6%増となり、稼働率、売上高ともに3カ月ぶりに前年を上回った。
- 那覇市内ホテルの客室稼働率は58.9%と同3.0%ポイント上昇し、3カ月ぶりに前年を上回り、売上高は同15.9%増と2カ月連続で前年を上回った。リゾート型ホテル(速報値)の客室稼働率は45.3%と同1.4%ポイント上昇、売上高は同4.5%増となり、稼働率、売上高ともに3カ月ぶりに前年を上回った。



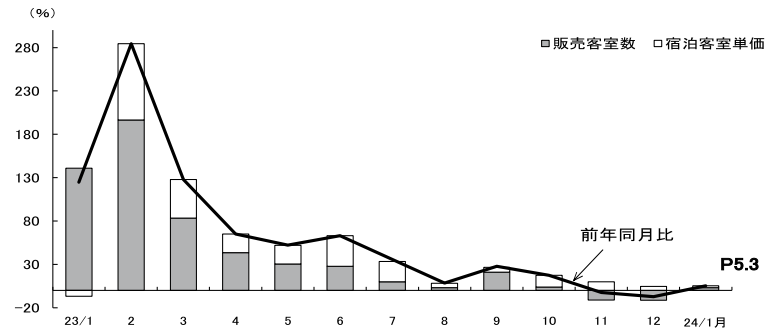
出所: りゅうぎん総合研究所 (注) 2021年11月より調査先の一部更改を行い、28ホテルから27ホテルとなった。

④ 主要ホテル宿泊収入（前年同月比）

※棒グラフは客室数・単価別寄与度

3カ月ぶりに増加

- ・主要ホテル（速報値）の売上高のうち宿泊収入は、販売客室数（数量要因）が増加、宿泊客室単価（価格要因）は上昇し、前年同月比5.3%増と3カ月ぶりに前年を上回った。
- ・那覇市内ホテル、リゾート型ホテル（速報値）ともに販売客室数が増加、宿泊単価は上昇し、那覇市内ホテル（同3.0%増）とリゾート型ホテル（同3.3%増）ともに3カ月ぶりに前年を上回った。

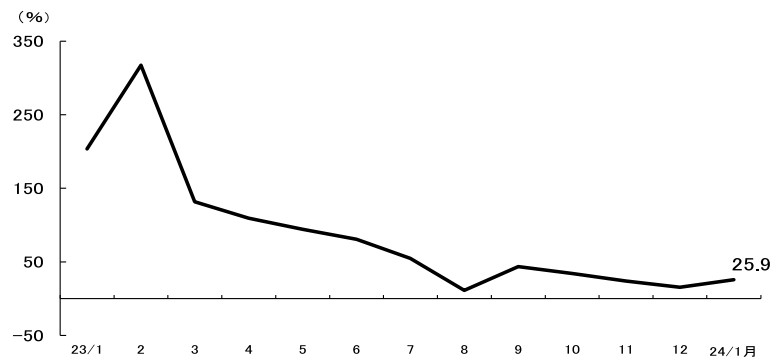


出所：りゅうぎん総合研究所（注）2021年11月より調査先の一部更改を行い、28ホテルから27ホテルとなった。

⑤ 主要観光施設の入場者数（前年同月比）

23カ月連続で増加

- ・主要観光施設の入場者数は、前年同月比25.9%増と23カ月連続で前年を上回った。
- ・一般個人客や団体客が順調に推移したほか、外国客の利用も増加した。

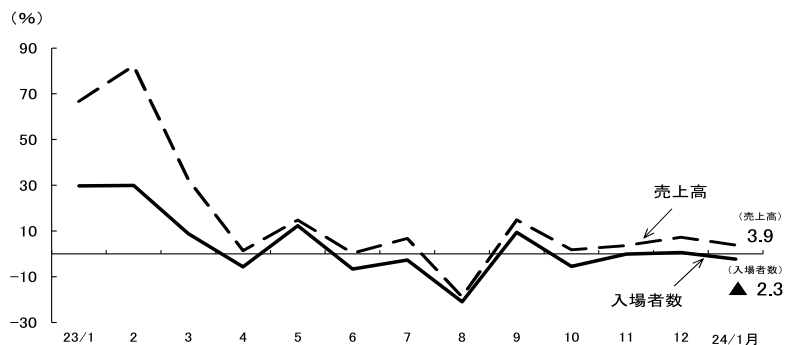


出所：りゅうぎん総合研究所

⑥ 主要ゴルフ場入場者数・売上高（前年同月比）

入場者数2カ月ぶりに減少、売上高5カ月連続で増加

- ・主要ゴルフ場の入場者数は、前年同月比2.3%減と2カ月ぶりに前年を下回った。県内客は2カ月連続で前年を下回り、県外客は2カ月連続で前年を上回った。売上高は同3.9%増と5カ月連続で前年を上回った。
- ・入場者数は前年より減少したものの、単価の高い県外客や外国客（主に韓国）の利用が増加しており、売上向上に寄与した。



出所：りゅうぎん総合研究所（注）調査先は8施設（うち県外客については6施設）からなる。

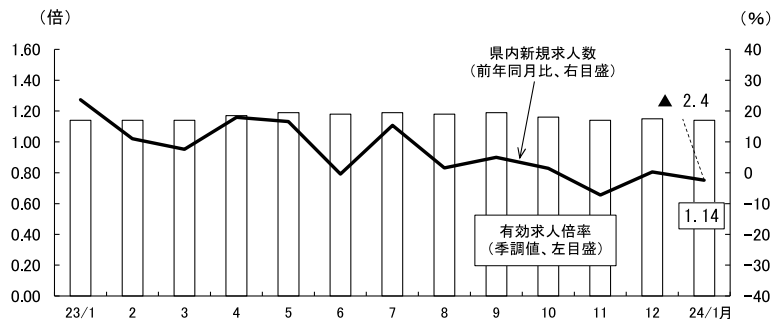


雇用関連・その他

① 雇用関連（新規求人数と有効求人倍率）

新規求人数は減少、 有効求人倍率(季調値)は低下

- ・新規求人数は、前年同月比2.4%減と2カ月ぶりに前年を下回った。産業別では、生活関連サービス業・娯楽業、卸売業・小売業、運輸業・郵便業などで減少した。有効求人倍率(季調値)は1.14倍で、前月より0.01ポイント低下した。
- ・労働力人口は、79万6,000人で同1.1%増となり、就業者数は、77万5,000人で同1.2%増となった。完全失業者数は2万2,000人で前年と同水準となり、完全失業率(季調値)は2.8%と、前月より0.2ポイント低下した。



出所：沖縄労働局（就業地別）

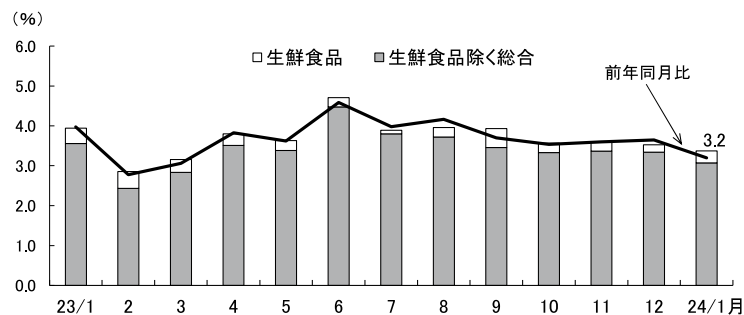
（注）有効求人倍率は、2022年12月以前の数値について新季節指数へ適って改訂した。

② 消費者物価指数【総合】

※棒グラフは品目別寄与度

29カ月連続で上昇

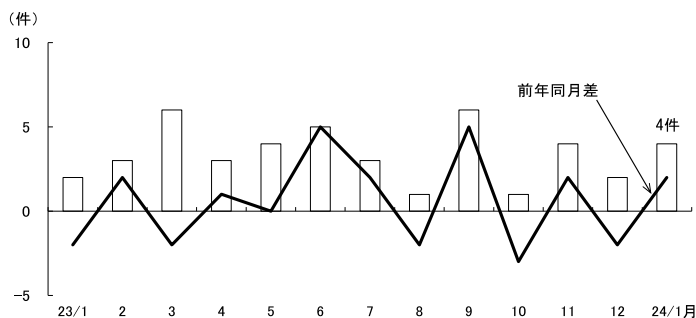
- ・消費者物価指数は、前年同月比3.2%の上昇となり、29カ月連続で前年を上回った。生鮮食品を除く総合は同3.2%の上昇となり、生鮮食品及びエネルギーを除く総合は同4.2%の上昇となった。
- ・費目別の動きをみると、食料、家具・家事用品などで上昇し、光熱・水道などで下落した。



③ 企業倒産

件数、負債総額ともに増加

- ・倒産件数は、4件で前年同月から2件増加した。業種別では、製造業2件、卸売業1件、金融・保険業1件となった。
- ・負債総額は4億1,600万円で、前年同月比225.0%増となった。



出所：東京商工リサーチ沖縄支店

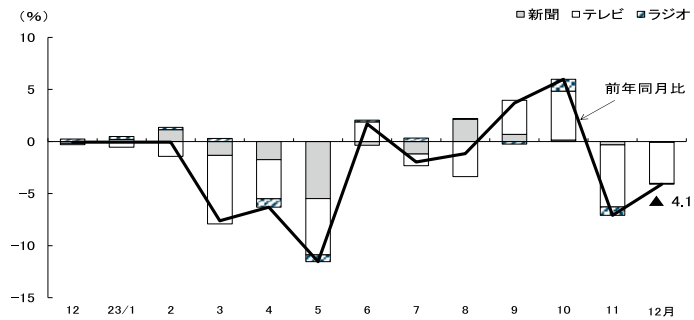
（注）負債総額1,000万円以上

④ 広告収入【マスコミ】(前年同月比)

※棒グラフはメディア別寄与度

2カ月連続で減少

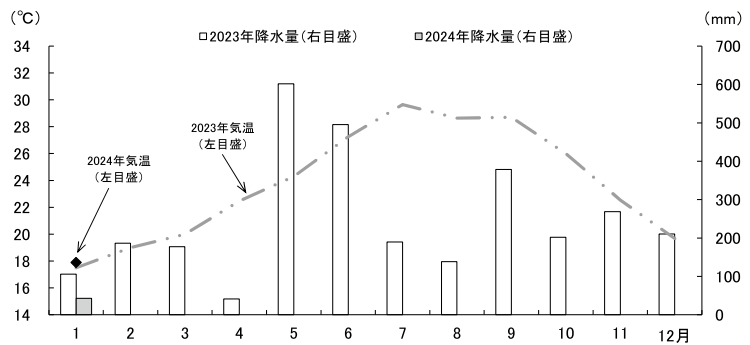
- ・広告収入(マスコミ:12月)は、前年同月比4.1%減と2カ月連続で前年を下回った。
- ・年末年始の各種イベント関連や2024年1月スタートの新NISA制度の周知に関する広告などがあったものの、全体では減少となった。



出所:リゅうぎん総合研究所

参考 気象:平均気温・降水量【那覇】

- ・平均気温は17.9℃で前年同月(17.5℃)より高く、降水量は43.0mmで前年同月(55.0mm)より少なかった。
- ・月の前半は高気圧に覆われて晴れた日が多かったが、後半は気圧の谷や前線及び大陸の高気圧の張り出しに伴う寒気の影響で曇りや雨の日が多く、大雨や荒れた天気となった所もあった。
- ・平均気温は平年より高く、降水量は平年より少なく、日照時間は平年より多かった。



出所:沖縄気象台



海外送金のマネロン対策

～テロ防止へ確認厳格化～

琉球銀行 証券国際部 調査役
宮城 麻衣子

2001年9月の米国同時多発テロから「マネー・ロンダリング」という言葉が取り沙汰されてしばらくたちますが、海外に比べて日本の確認業務はいまだ十分ではありません。マネロンとは犯罪によって得られた収益をその出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や摘発を逃れようとする行為のことです。

マネロンやテロ資金供与を防ぐ対策の基準をつくる国際組織「FATF」が21年8月に公表した報告書では、日本は「重点フォローアップ国」となり、「日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督や、マネロン・テロ資金供与に係る捜査・訴追等に優先的に取り組むべきだ」とされました。

このような背景から海外送金の受付時確認は、日々厳格化しています。資金の出所が不明な「現金」での送金は原則禁止となり、口座保有がない方は受付ができなくなりました。また金融機関は金額や目的、原資等の送金の内容によって、疎明資料を徴求し、その妥当性を確認することが必須となりました。例えば、家族間の生活費援助のための送金では、申告期間の生活費として妥当な金額か、収入に見合ったものか、詐欺ではないかなどいろいろな目線で内容を精査します。

マネロン防止対策が不十分な場合、金融機関には多額の制裁金が課され、送金業務からの撤退を余儀なくされることがあります。海外送金する方にはマネロンに対する理解を深めてもらい、詳細な情報提供をお願いしています。

マネーロンダリング事犯の検挙事件数の推移



DXのススメ

～まずは身近な業務から～

琉球銀行 ペイメント事業部 調査役
知念 和也

近年耳にするDX(デジタルトランスフォーメーション)。経済産業省は「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義します。大切なキーワードは「デジタル」と「変革」です。

経営者の中には、DXの必要性を理解しながらも、どう取り組みればよいか悩まれている方も多いでしょう。そこで、中小企業庁が提唱する「一般的な『DX』の導入ステップ」を参考に、まずはステップ1の「身近なアナログ業務のデジタル化」から始めてみることをお勧めします。

例えば、勤怠管理で利用している紙のタイムカードの電子化や、紙や表計算ソフトで管理している売掛金や買掛金の管理を、インターネット上の手頃なサービスに切り替えることが挙げられます。

身近な業務の変革には、検討段階から抵抗が生じることも少なくありません。しかし、DX推進はお客様への提供価値向上や生産性向上、従業員の待遇改善など、関係者全体に多くのメリットがもたらされる期待があります。

DXに取り組む際には、そのような期待とDXによって実現したい将来の経営展望を社内外に共有することで、関係者の協力が得られやすくなります。まずは身近な業務から、DXの取り組みに一歩足を進めてみてはいかがでしょうか。

- 一般的な「DX」の導入ステップ
- 1 アナログだったものをデジタルに
紙の帳簿を会計ソフトに、現金をバーコード決済に、商談をオンラインに、買い物をネットショップにするなど
 - 2 生産・業務効率が向上、デジタルデータが蓄積
業務効率が上がり、生産性が向上
ノウハウとデータが蓄積
 - 3 デジタル・トランスメーション(ビジネス・組織を変える)
デジタルデータをビジネスに活用。会計データを原価管理・顧客管理に、バーコード決済データを商品仕入・販促に活用
- 出典: 中小企業庁「ミニサポート」より



安全運転管理者制度

～酒気帯び確認が義務化～

琉球銀行 総務部 調査役

宮城 義

2023 年 12 月から、安全運転管理者制度で、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されました。

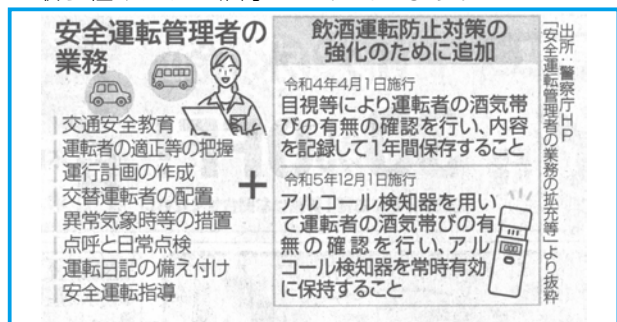
安全運転管理者制度とは、一定台数以上の自動車を使用する事業所に、安全運転を確保するために必要な業務を行う者の選任を義務付けた制度です。自動車の台数に応じて、安全運転管理者や副安全運転管理者を選任し、公安委員会に届け出る必要があります。この制度は、事故防止や交通安全の向上、事業活動の円滑化などを目的に、道路交通法が 1965 年 6 月に一部改正され、創設されました。

安全運転管理者の選任が義務となる条件は、乗車定員 11 人以上の自動車を 1 台以上、またはその他の自動車を 5 台以上保有していることです。

さらに、自動車が 20 台以上ある場合は、20 台ごとに 1 人ずつ副安全運転管理者の選任が必要です。管理者と副管理者には、年齢や実務経験、違反歴などの資格要件があり、法定講習を受講することも義務付けられています。

安全運転管理者は、運転者の状況把握や運行計画の作成、交替要員の配置、異常気象時等の安全確保の措置、点呼等による安全運転の指示、運転日誌の備え付けと記録管理、運転者に対する安全運転指導などです。

近年、飲酒運転事故が多発したことを受けて、道路交通法施行規則が改正され、酒気帯びの有無の確認や記録の保存、アルコール検知器の使用等が追加されました。自動車の安全な運転を確保するための取り組みが、一層求められています。



健康経営

～従業員への投資で活気～

琉球銀行 営業推進部 調査役

石垣 雅俊

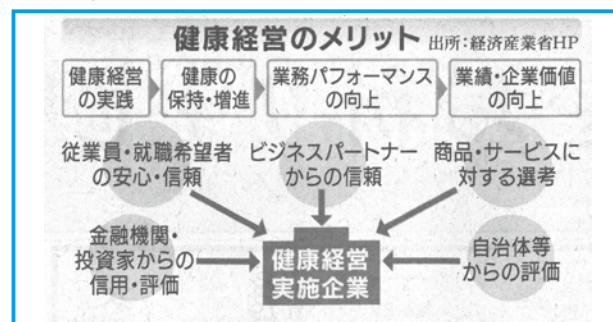
皆さんは、今年の初詣はどのようなことを祈願しましたか。毎年、家内安全・健康を祈願する方も多いでしょう。健康であることは全ての土台であり、家族そろって元気に過ごせることは、どなたにも共通する願いです。

近年の少子高齢化の影響で、企業には労働生産性向上や人材の定着率向上等が求められており、それらの課題解決に向けて「健康経営」に取り組む法人が増えています。

健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。具体的な施策としては、ワークライフバランスのための就業規則の整備、食生活の改善や運動機会の増進、受動喫煙対策等があります。また、それらを実施するための計画策定や組織体制の整備、効果検証も重要です。

企業理念に基づき従業員等の健康の増進に資する投資を行うことは、従業員のモチベーションやパフォーマンスを高め、結果的には業績、企業価値の向上につながると期待されています。さらに、福利厚生を充実させ従業員を大切にすることは、組織の活性化だけでなく、取引先や消費者等、外部からの企業イメージが向上するといったメリットもあります。経済産業省では、優良な健康経営を実践している企業を顕彰する「健康経営優良法人認定制度」を実施しており、認定企業は「健康経営優良法人」であることを社内外にPRできます。

企業経営も従業員の健康が土台です。「神頼み」だけでなく企業戦略としての健康づくりを始めてみませんか。



経営情報

提供：太陽グラントソントン税理士法人



Grant Thornton

An instinct for growth™

経理部門の基本有用情報
太陽グラントソントン
今月の経理情報 2024年2月

今回のテーマ

災害関連の取り扱い — 2024年能登半島地震 —

2024年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回の地震により被害を受けた法人には、つぎのような震災関連の税制上の措置（手続き）があります。

1. 申告期限等の延長

指定地域	石川県および富山県
対象	2024年1月1日以降に期限が到来する国税に関する申告・申請・納付等
延長後の期限	未定（震災の被害状況を鑑み決定、今後国税庁HP等で公表予定）

2. 災害損失の繰り戻しによる法人税額の還付

災害欠損事業年度	適用要件	還付請求金額
2024年1月1日から同年12月31日までの間に終了する各事業年度	① 災害欠損事業年度において生じた繰戻対象災害損失金額 ^{*1} があること ② 繰戻対象災害損失金額が生じた各事業年度の確定申告書の提出と同時に、「還付請求書」を提出すること ^{*1} 災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害損失により生じた損失の額に達するまでの金額	還付所得事業年度 ^{*2} の法人税額 $\times \frac{\text{繰戻対象震災損失金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$ ^{*2} 繰戻対象震災損失金額に係る事業年度開始日前 2年以内 の事業年度
中間申告も同様の措置あり		

3. インボイス制度の措置について

- ① 被災により課税仕入に関する帳簿書類を消失した場合
- ② インボイス発行事業者（売手）の被災によりインボイスが交付されず買手がインボイス保存できなかった場合

帳簿書類（インボイスなど）を保存することができなかった場合でも仕入税額控除が可能

被災したインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）が、「登録の取消しを求める旨の届出書」を提出すると、提出日の翌日から登録を取り消すことが可能です。この場合、原則としてその提出日の属する課税期間は免税事業者になります。

お見逃しなく！

災害を受けられた方の支援のため、法人がつぎの機関に義援金を支払った場合の取扱は下図のとおりです。

寄付先	内容	取扱
日本赤十字社、共同募金会等	「国等に対する寄附金」に該当	全額損金算入
被災された取引先	復旧期間中に支出する災害見舞金は交際費等に該当しない	全額損金算入
取引先に対する売掛金等の免除等	取引先の復旧過程に復興支援を目的に売掛金・貸付金等の免除をした場合、交際費等に該当しない	全額損金算入
自社製品を被災者に提供した場合	不特定多数の被災者支援費用は寄附金又は交際費に該当しない	全額損金算入

Ryukyu net ZERO Energy Partnership

リウキュウ ネットゼロエネルギー パートナーシップ



※上記地図イラストはイメージであり、実際の位置や縮尺は異なります

パートナーイメージ

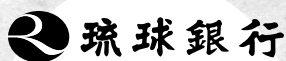
パートナーシップ加入企業



建築業者・設計業者・工務店
太陽光設置業者・蓄電池業者
自動車メーカー 他

セミナー運営
ノウハウ共有サポート

お客さまご紹介



ZEHの啓発
住宅ローンの提供

パートナーの発信

住宅ローンの相談

住宅を建築される
お客さま



琉球銀行

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

琉球銀行は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

2023年12月26日 現在

沖縄県内の主要経済指標

	百貨店 売上高	スーパー 売上高 (既存店)	スーパー 売上高 (全店)	家電大型 専門店 販売額	新車販売 台数	中古自動車 販売台数	公共工事請負額		建築着工床面積	
暦年	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	百万円	前年比	千平米	前年比
2021	▲ 7.9	▲ 1.7	▲ 0.2	21.2	▲ 11.0	1.7	344,381	11.8	1,571	1.0
2022	5.2	2.0	2.5	1.3	▲ 1.2	▲ 7.9	340,357	▲ 1.2	1,519	▲ 3.3
2023	8.4	5.5	6.1	-	19.2	3.6	425,816	25.1	-	-
2022 12	▲ 0.3	7.1	6.5	1.0	26.0	▲ 2.6	11,214	▲ 37.6	135	▲ 1.3
2023 1	24.8	3.7	4.2	▲ 3.6	32.8	▲ 1.8	11,114	▲ 58.6	97	▲ 20.7
2	16.7	3.4	3.9	▲ 5.0	45.9	2.4	59,359	141.8	99	21.0
3	4.9	5.5	6.5	▲ 1.7	18.6	3.7	84,927	54.9	80	▲ 48.7
4	13.2	6.1	7.2	▲ 7.5	23.7	3.0	17,663	6.4	111	▲ 14.7
5	10.6	7.1	8.4	▲ 3.5	69.8	8.5	14,118	2.8	115	▲ 14.8
6	▲ 3.0	3.1	3.6	▲ 10.4	36.3	4.2	22,582	▲ 55.0	159	27.8
7	8.1	9.4	8.3	▲ 0.8	1.9	4.9	44,353	68.0	99	5.0
8	8.8	8.6	7.6	11.8	3.2	▲ 13.3	26,976	▲ 32.3	97	▲ 15.3
9	8.5	6.8	7.5	6.6	19.5	14.5	73,429	150.2	107	▲ 7.5
10	11.8	6.6	6.9	3.5	15.1	8.2	22,851	▲ 23.0	145	2.4
11	5.3	5.1	5.4	2.7	6.1	3.5	30,627	78.9	89	▲ 47.0
12	2.0	3.2	3.8	3.2	▲ 8.1	7.0	17,812	58.8	139	3.0
2024 1	7.1	3.5	4.0	-	▲ 19.7	5.4	42,164	279.4	-	-
出所	りゅうぎん総合研究所調べ				自販協	中古 自販協	西日本建設業保証 沖縄支店		国土交通省	

注) 2022年4月より家電卸売販売額から家電大型専門店販売額へと更改した。

注) 新車販売台数の出所は沖縄県自動車販売協会、中古自動車販売台数は沖縄県中古自動車販売協会。

	新設住宅着工戸数		建設 受注額	セメント 出荷数量	生コン 出荷数量	鋼材 売上高	木材 売上高	観光施設 入場者数	ゴルフ場 入場者数	広告 収入
暦年	戸	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
2021	9,668	▲ 9.7	▲ 8.4	▲ 15.4	▲ 21.1	▲ 6.0	3.1	▲ 41.0	8.6	3.9
2022	9,179	▲ 5.1	21.0	▲ 1.3	0.5	10.3	9.0	134.1	4.7	▲ 2.9
2023	-	-	P32.3	0.6	▲ 0.1	P14.6	▲ 2.5	P62.9	3.3	-
2022 12	1,027	10.3	1.9	▲ 3.8	▲ 3.6	▲ 15.0	1.4	62.2	▲ 9.6	▲ 0.1
2023 1	895	41.4	157.9	▲ 6.0	▲ 0.2	▲ 12.5	1.5	203.7	29.7	▲ 0.1
2	657	21.2	98.7	▲ 1.7	3.6	▲ 5.0	▲ 10.9	317.5	29.9	▲ 0.1
3	670	▲ 10.9	▲ 25.9	▲ 6.8	▲ 1.1	20.2	3.2	131.9	8.9	▲ 7.6
4	733	▲ 25.2	▲ 91.5	▲ 0.6	▲ 11.4	▲ 0.3	▲ 1.3	109.3	▲ 5.6	▲ 6.3
5	768	▲ 8.0	▲ 57.4	27.4	20.8	8.8	▲ 14.2	94.4	12.3	▲ 11.5
6	1,213	62.6	18.6	▲ 10.0	▲ 9.8	22.1	1.3	80.7	▲ 6.6	1.7
7	924	26.4	80.6	3.6	▲ 1.1	13.5	▲ 7.7	54.7	▲ 2.7	▲ 2.0
8	847	4.6	713.2	▲ 15.5	▲ 24.8	8.9	▲ 19.2	11.2	▲ 21.0	▲ 1.2
9	845	21.1	32.5	18.5	20.0	P30.4	7.2	P43.5	9.4	3.7
10	747	15.3	▲ 6.4	10.9	4.9	P14.1	8.6	34.2	▲ 5.5	6.0
11	782	0.6	50.7	6.4	14.4	P35.5	▲ 0.5	23.9	▲ 0.1	▲ 7.1
12	1,102	7.3	135.0	▲ 10.1	▲ 7.2	P44.9	4.5	15.6	0.5	▲ 4.1
2024 1	-	-	P▲ 73.0	0.4	▲ 1.5	P25.2	7.6	25.9	▲ 2.3	-
出所	国土交通省		りゅうぎん総合研究所調べ							

注) 建設受注額は、2022年12月より調査先17社のうち、一部更改を行った。

注) ゴルフ場入場者数は、2021年4月より調査先を8ゴルフ場から6ゴルフ場とした。

暦年	入域観光客数		入域観光客数 のうち外国客		ホテル稼働率 (実数)		ホテル売上高 (前年比)		鉱工業生産指数 (季調値)	
	千人	前年比	千人	前年比	市内	リゾート	市内	リゾート	2015年=100	前年比
2021	3,016.7	▲ 19.3	0.0	▲ 100.0	24.3	22.2	▲ 30.4	▲ 20.0	-	-
2022	5,697.8	88.9	47.7	100.0	46.9	43.4	92.9	104.3	-	-
2023	8,235.1	44.5	986.3	1,967.7	P57.4	56.0	P40.8	33.3	-	-
2022 12	635.0	49.9	32.8	100.0	64.9	56.0	39.8	32.1	70.3	16.9
2023 1	532.2	137.0	44.8	100.0	55.9	44.0	156.0	113.6	75.0	▲ 1.6
2	597.9	233.6	43.4	100.0	70.9	58.5	214.5	262.7	75.6	2.6
3	766.2	84.3	64.2	100.0	62.8	55.2	89.2	84.7	77.3	0.4
4	669.9	63.8	66.8	100.0	53.8	55.9	58.8	62.2	72.0	▲ 11.4
5	645.3	62.6	70.0	100.0	46.6	50.6	27.3	53.2	72.8	2.8
6	663.4	47.9	77.7	100.0	55.5	55.4	52.3	51.6	72.9	▲ 0.4
7	778.5	28.1	114.9	100.0	55.1	65.5	28.8	31.3	70.4	0.3
8	728.6	13.7	96.4	96,300.0	50.3	55.5	39.0	▲ 0.5	68.8	▲ 0.5
9	710.1	43.5	106.6	100.0	56.5	55.0	33.0	23.6	78.7	7.8
10	788.4	25.0	115.5	4,177.8	60.8	64.9	18.4	12.7	72.9	1.1
11	688.0	11.9	90.9	651.2	57.8	57.4	▲ 6.1	▲ 1.4	77.0	13.2
12	666.6	5.0	95.1	189.9	63.9	47.7	3.8	▲ 4.8	73.3	4.3
2024 1	629.1	18.2	120.3	168.5	58.9	P45.3	15.9	4.5	-	-
出所	県文化観光スポーツ部 観光政策課				りゅうぎん総合研究所調べ				県企画部統計課	

注) ホテルは、2021年11月より調査先が28ホテルから27ホテルとした。

注) 2012年5月より外国客の入域観光客数を掲載した。

注) 鉱工業生産指数の暦年値、前年比は原指数の増減率。2019年4月より2015年=100に改定された。

暦年	企業倒産件数	負債総額		消費者物価指数	失業率 (季調値)	就業者数	有効求人 倍率 (季調値)	新規 求人数 (県内)	通関 輸出	通関 輸入
	件	百万円	前年比	前年比	%	前年比	倍	前年比	百万円	百万円
2021	38	10,989	201.9	0.0	3.6	0.4	0.80	0.7	44,890	126,238
2022	34	6,120	▲ 44.3	2.8	3.3	2.1	0.98	22.5	75,417	302,815
2023	40	3,398	▲ 44.5	3.7	3.3	1.7	1.16	7.5	52,671	288,310
2022 12	4	617	▲ 65.8	3.7	3.6	2.1	1.10	16.1	6,131	51,763
2023 1	2	128	▲ 95.5	4.0	2.9	0.9	1.14	23.7	1,061	17,031
2	3	430	4,200.0	2.8	3.3	1.6	1.14	11.0	1,870	12,347
3	6	145	▲ 84.5	3.1	3.7	0.1	1.14	7.5	5,927	25,429
4	3	294	72.9	3.8	3.8	0.0	1.17	18.0	24,678	21,830
5	4	689	474.2	3.6	3.6	1.1	1.19	16.6	1,147	10,583
6	5	225	100.0	4.6	3.2	2.4	1.18	▲ 0.5	1,429	20,164
7	3	147	56.4	4.0	2.6	3.9	1.19	15.4	1,943	47,767
8	1	20	▲ 94.8	4.2	3.8	0.5	1.18	1.5	1,326	36,444
9	6	771	828.9	3.7	3.4	0.9	1.19	5.0	2,555	15,641
10	1	200	▲ 75.5	3.5	3.5	3.7	1.16	1.4	1,620	17,430
11	4	239	218.7	3.6	3.2	3.1	1.14	▲ 7.2	7,894	50,581
12	2	110	▲ 82.2	3.6	3.0	1.3	1.15	0.2	1,380	12,960
2024 1	4	416	225.0	3.2	2.8	1.2	1.14	▲ 2.4	2,138	14,788
出所	東京商工リサーチ沖縄支店			県企画部統計課		沖縄労働局		沖縄地区税関		

注) 消費者物価指数は、2021年7月より2020年=100に改定された。

注) 失業率と有効求人倍率は、2022年12月以前の数値について新季節指数へ遡って改訂した。

注) 有効求人倍率(季調値)と新規求人数は、就業地ベース。

沖縄県内の金融統計

	銀行券 発行額	銀行券 還収額	銀行券 増減 (▲還収超)	貸出金利 (地銀3行)	手形交換高(金額は億円)				不渡実数 (金額)	不渡 発生率
年度	億円	億円	億円	%	千枚	前年比	金額	前年比	百万円	%
2021FY	2,825	2,906	▲ 80	1.356	150	▲ 9.0	2,720	▲ 9.8	106	0.039
2022FY	2,581	3,453	▲ 873	1.332	-	-	-	-	-	-
2023FY	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2022 12	432	199	232	1.332	-	-	-	-	-	-
2023 1	144	417	▲ 272	1.331	-	-	-	-	-	-
2	178	306	▲ 128	1.328	-	-	-	-	-	-
3	202	352	▲ 149	1.324	-	-	-	-	-	-
4	271	241	30	1.332	-	-	-	-	-	-
5	155	419	▲ 264	1.333	-	-	-	-	-	-
6	187	286	▲ 98	1.329	-	-	-	-	-	-
7	196	279	▲ 83	1.325	-	-	-	-	-	-
8	246	364	▲ 117	1.325	-	-	-	-	-	-
9	167	418	▲ 251	1.325	-	-	-	-	-	-
10	209	323	▲ 113	1.327	-	-	-	-	-	-
11	258	352	▲ 93	1.328	-	-	-	-	-	-
12	352	181	170	1.318	-	-	-	-	-	-
2024 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出所	日本銀行那覇支店				那覇手形交換所					

注) 銀行券増減は、端数調整により一致しない場合がある。

注) 貸出金利は、暦年ベース。

注) 不渡発生率は、不渡実数(金額)÷手形交換高(金額)×100

注) 手形交換所は2022年11月に業務終了した。

	地銀3行預金量 (信託勘定含む末残)		地銀3行融資量 (信託勘定含む末残)		県内金融機関 の預貯金残高 (末残)		沖縄振興開発 金融公庫融資量 (末残)		沖縄県信用保証協会 債務残高(末残)	
年度	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比	億円	前年比
2021FY	58,037	4.1	41,033	0.5	58,716	4.1	10,428	1.0	3,005	4.9
2022FY	60,065	3.5	41,959	2.3	60,834	3.6	10,667	2.3	3,006	0.0
2023FY	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2022 12	59,865	3.9	41,442	0.6	60,609	3.9	10,736	2.5	2,998	▲ 0.1
2023 1	59,447	3.2	41,466	1.6	60,153	3.2	10,733	2.7	3,002	0.0
2	59,542	3.3	41,654	2.1	60,217	3.4	10,727	2.7	2,996	▲ 0.1
3	60,065	3.5	41,959	2.3	60,834	3.6	10,667	2.3	3,006	0.0
4	61,161	2.5	41,478	2.0	61,863	2.6	10,618	1.3	2,987	0.1
5	61,098	2.7	41,518	1.5	61,841	2.8	10,569	1.2	2,977	▲ 0.1
6	61,274	2.0	41,570	1.6	62,029	2.1	10,501	0.7	2,971	▲ 0.1
7	61,590	2.2	41,630	1.6	62,316	2.3	10,465	1.2	2,969	▲ 0.3
8	61,531	2.4	41,559	1.3	62,275	2.4	10,287	▲ 3.7	2,964	▲ 0.5
9	61,480	2.8	41,799	1.3	62,215	2.8	10,238	▲ 4.6	2,961	▲ 0.7
10	61,174	2.2	41,641	1.2	61,897	2.2	10,321	▲ 3.7	2,953	▲ 1.4
11	61,242	2.4	41,766	1.2	62,021	2.4	10,285	▲ 4.3	2,954	▲ 1.2
12	61,202	2.2	42,233	1.9	61,973	2.3	10,241	▲ 4.6	2,946	▲ 1.7
2024 1	60,873	2.4	42,248	1.9	-	-	10,203	▲ 4.9	2,936	▲ 2.2
出所	沖縄県銀行協会				日本銀行本店		沖縄振興開発金融 公庫		沖縄県信用保証協会	

注) 県内金融機関の預金残高は、19年2月分より日本銀行(本店)ホームページ上で公表している県内預金合計に遡及改訂した。

りゅうぎんポイントサービス



ポイント数に応じて
サービスいろいろ!

とくとく特典!

特典
1

ATM時間外手数料が
無料! ※当行ATM
利用時のみ

特典
2

当行本支店間の振込手数料が
無料! ※キャッシュカード
使用時のみ

ポイントサービスとは

日頃お世話になっているお客さまに対し、毎月のお取引内容をポイント化し、その合計ポイントに応じて手数料割引または金利優遇等の特典が受けられるサービスのことをいいます。

シルバーコース **50point** 以上 ゴールドコース **100point** 以上 エクセレントコース **200point** 以上

ポイントサービスのお申し込みがまだの方は、店頭
のポイントサービス申込み用紙にご記入のうえ、窓
口または郵便にてお申し込みください。



お問い合わせは右記のフリーコールまで **0120-19-8689** 受付/9:00-17:00
(銀行休業日は除きます)

特集レポートバックナンバー

■令和4年

- 8月 No.634 (RRI no.193) 経営トップに聞く 株式会社 新洋
特集1 沖縄のSociety5.0を考える
特集2 沖縄県内における2022年プロ野球
キャンプの経済効果
特集3 沖縄県の景気動向指数の作成と
景気の山、谷
特集4 沖縄県の世帯数の将来推計
- 9月 No.635 (RRI no.194) 経営トップに聞く 新里酒造株式会社
企業探訪 株式会社沖縄U K A M I 養蚕
特集1 沖縄のSociety5.0を考える
特集2 沖縄県内の市町村の将来推計人口
(2022年7月推計)
- 10月 No.636 (RRI no.195) 経営トップに聞く オロク商会株式会社
An Entrepreneur 株式会社SEEP
特集1 沖縄のSociety5.0を考える
特集2 住宅着工の動向と民間貸家の需要見通し
(2022年7月推計)
- 11月 No.637 (RRI no.196) 経営トップに聞く 株式会社上咲組
企業探訪 株式会社イメイド
特集1 沖縄のSociety5.0を考える
特集2 県内在留外国人の動向
- 12月 No.638 (RRI no.197) 経営トップに聞く 株式会社沖縄スイミングスクール
企業探訪 株式会社アイノン
特集1 沖縄のSociety5.0を考える
特集2 本土復帰後の50年における県内個人消費の
動向について

■令和5年

- 1月 No.639 (RRI no.198) 経営トップに聞く 株式会社ゆめふホールディングス
特集1 沖縄のSociety5.0を考える
特集2 沖縄県における借家世帯の動向について
特集3 沖縄県経済2022年の回顧と2023年の展望
- 2月 No.640 (RRI no.199) 経営トップに聞く 株式会社 光貴
特集1 沖縄のSociety5.0を考える
特集2 本土復帰後の県内観光の動向
- 3月 No.641 (RRI no.200) 経営トップに聞く 株式会社開成
An Entrepreneur 合同会社ブラッサム
特集 沖縄のSociety5.0を考える

- 4月 No.642 (RRI no.201) 経営トップに聞く 株式会社沖縄環境保全研究所
- 5月 No.643 (RRI no.202) 経営トップに聞く 株式会社A&S
特集1 県内ゴルフ場の状況とゴルフツーリズムの可能性
特集2 2022年度の沖縄県経済の動向
- 6月 No.644 (RRI no.203) 経営トップに聞く 一般社団法人OGU未来者
特集1 okinawa society5
特集2 沖縄県の主要経済指標
- 7月 No.645 (RRI no.204) 経営トップに聞く 株式会社 長嶺産業
特集1 沖縄におけるサイクリスト誘客効果の推計
特集2 okinawa society5
- 8月 No.646 (RRI no.205) 経営トップに聞く 三栄工業株式会社
特集1 沖縄県内におけるレンタカー業界の動向と
充足率推計
特集2 コロナ禍での県内景気と労働市場の動向
- 9月 No.647 (RRI no.206) 経営トップに聞く 株式会社すこやかホールディングス
特集1 県内の観光目的税導入を巡る動向と導入に
向けた提言
特集2 沖縄県内における2023年プロ野球
春季キャンプの経済効果
- 10月 No.648 (RRI no.207) 経営トップに聞く 株式会社琉球光和
特集 okinawa society5
- 11月 No.649 (RRI no.208) 経営トップに聞く 株式会社仲本工業
特集 防衛省関連予算の推移と経済効果について
- 12月 No.650 (RRI no.209) 経営トップに聞く 社会医療法人仁愛会
特集1 県内の一般廃棄物処理の状況と資源循環
(リサイクル)推進に向けた提言
特集2 沖縄県と全国の所得格差についての分析

■令和6年

- 1月 No.651 (RRI no.210) 経営トップに聞く 医療法人HSR
特集1 県内在留外国人の動向と多文化共生社会の
実現に向けた提言
特集2 沖縄県経済2023年の回顧と2024年の展望
- 2月 No.652 (RRI no.211) 経営トップに聞く 琉球フットボールクラブ株式会社
特集1 沖縄県の労働需給問題について
特集2 高齢化による沖縄の社会経済の構造変化

ギフトにOCS商品券 「おめでとう」を添えて



OCS商品券は、沖縄県内のデパート、スーパー、ショッピングセンター、コンビニ、各種専門店などで幅広くご利用いただける商品券です。使い道は自由自在！
贈られた方が喜ぶOCS商品券を是非お役立てください。

お問い合わせ

OCSサポートセンター 営業時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

☎ 098-901-0094(9#)



OCS

琉球銀行グループ
BANK OF THE RYUKYUS GROUP

2024.02

りゅうぎん調査

No.653

令和6年3月13日発行

発行所：株式会社りゅうぎん総合研究所
〒900-0025 那覇市壺川1丁目1番地9
りゅうぎん健保会館3階
TEL 835-4650 FAX 833-3732
印刷：沖縄高速印刷株式会社

